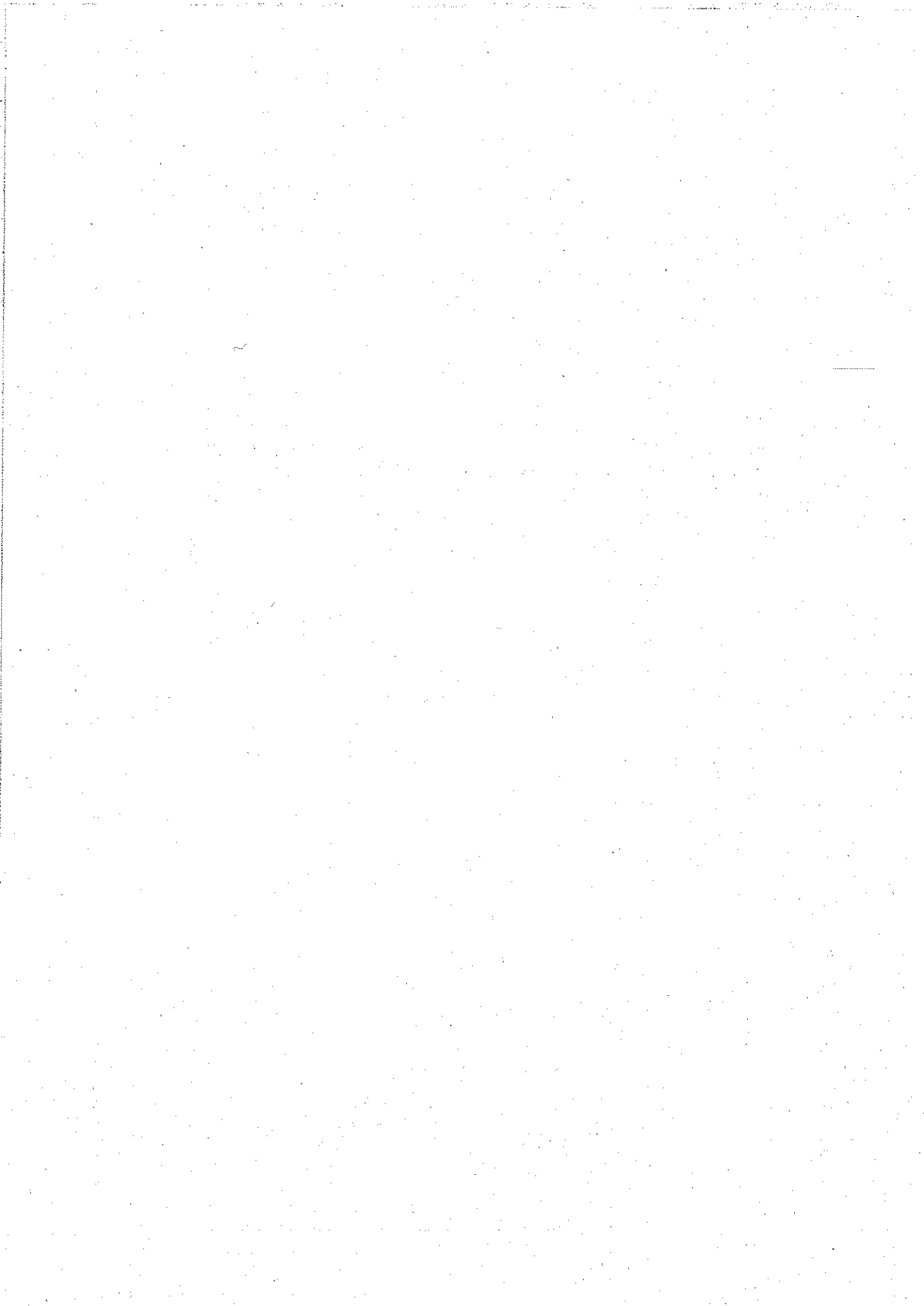


昭和54年 6月19日開会
昭和54年 6月21日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和54年6月19日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 開会宣告(午前10時20分)	3頁
○ 議事説明員その他	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について (2番、天堀 博 3番、橋本佳行 6番、大谷昌幸)	3頁
○ 日程第2 会期の決定について(6月19日～6月22日4日間)	4頁
○ 日程第3 一般質問について	4頁
1番に 21番 直村静二君	
2番に 6番 大谷昌幸君	
3番に 22番 勝部幸喜枝君	
4番に 13番 赤坂和見君	
○ 散会宣告(午後4時28分)	60頁

昭和54年6月20日(水曜日)第2日目

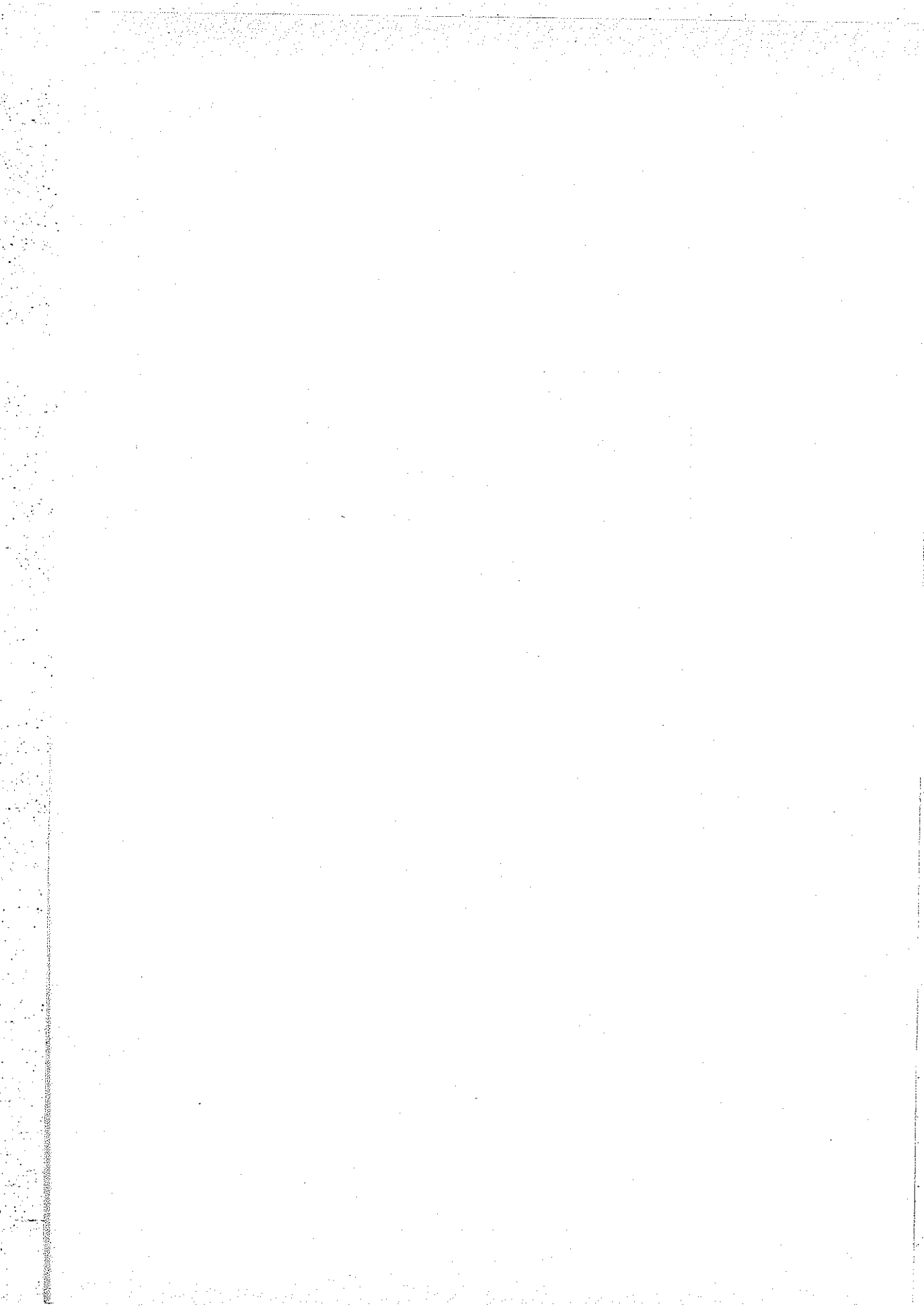
○ 出席議員、欠席議員及び議事説明員その他、	61頁
○ 開会宣告(午前10時24分)	64頁
○ 日程第1 一般質問について	64頁
1番に 2番、天堀 博君	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年1月分)	88頁
○ 日程第3 " (水道部企業出納員扱 昭和54年1月分)	
○ 日程第4 " (市立病院企業出納員扱 昭和54年1月分)	
○ 日程第5 " (収入役扱 昭和54年2月分)	
○ 日程第6 " (水道部企業出納員扱 昭和54年2月分)	
○ 日程第7 " (市立病院企業出納員扱 昭和54年2月分)	
○ 日程第8 定期監査結果報告(昭和53年度第2次分)	86頁
○ 日程第9 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	
○ 日程第10 専決処分の承認を求めることについて (昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	
○ 日程第11 専決処分の承認を求めることについて (昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号))	117頁
○ 日程第12 専決処分の承認を求めることについて (昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))	186頁
○ 日程第13 専決処分の承認を求めることについて (昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	187頁

○ 日程第14	専決処分承認を定めることについて (昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	137頁
○ 日程第15	昭和53年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	158頁
○ 日程第16	昭和53年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について	1
○ 日程第17	昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	157頁
○ 日程第18	昭和53年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	158頁
○ 散会宣告(午後4時30分)		160頁

昭和54年6月21日(木曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員及び議事説明その他	161頁	
○ 開会宣告(午前10時20分)	163頁	
○ 日程第1	和泉市土地開発公社昭和53事業年度決算書類の提出について	164頁
○ 日程第2	財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度決算書類の提出について	173頁
○ 日程第3	財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度事業計画書類の提出について	176頁
○ 日程第4	工事請負契約締結について(市立(仮称)池上小学校新築工事)	177頁
○ 日程第5	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	198頁
○ 日程第6	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償会の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	204頁
○ 日程第7	和泉市長選挙立合演説会条例の一部を改正する条例制定について	208頁
○ 日程第8	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	211頁
○ 日程第9	泉大津市・和泉市墓地組合議会議員選挙について	215頁
○ 閉会宣告(午後3時3分)	217頁	
○ 市長閉会あいさつ	217頁	
○ 議長閉会あいさつ	218頁	

第 1 日



昭和54年6月19日午前10和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
7番	金沢	勝君	22番	勝部	津喜枝君
8番	成田	秀益君	23番	三井	正光君
9番	松下	定君	25番	竹内	修一君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
13番	赤坂	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君

欠席議員(1名)

12番	藤原	要馬君
-----	----	-----

地方自治第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	市民部次長兼 福祉事務所長	逢野 博之
助役	坂口 禮之助	産業衛生部長	広岡 史郎
収入役	中塚 白	産業衛生部次長	角谷 泰夫
市長公室長事務取扱 兼参事 兼参事 兼参事	西川 喜久	建設部長	森 保
都市整備部長事務取扱	林 徳治	建設部次長	吉田 日出男
財務部長	麻生 和義	都市整備部理事	門川 禄朗
財務部次長	北野 敦雄	都市整備部理事業 計画調整室長事務取扱	中山 重光
同和对策部長	中西 淳富	用地対策室長	萩本 啓介
同和对策部理事業兼 解放センター所長事務取扱	生田 稔	改良事業部長	逢野 一郎
同和对策部次長	橋本 昭夫	改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂 貞士
市民部長	富田 宏之	病院長	竹林 淳

病院事務局 長	内 田 繁	教 育 次 長	平 野 誠 蔵
病院事務局 次長兼 管理課長事務取扱	藤 原 光 夫	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 長	高 橋 貞 良
水 道 部 次 長	西 川 武 雄	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
消 防 長	松 村 吉 堯	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
消防本部長兼消防署長	湯 川 行 夫	選挙管理委員会事務局長	岸 田 秀 仁
用地担当理事	杉 本 弘 文	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
土地開発公社事務局長	岩 井 益 一	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向 井 洋
用地担当参事	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
土地開発公社事務次長			
教 育 委 員 長			
教 育 長	葛 城 宗 一		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 井 正
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	川 崎 政 勝

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第2回定例会議事日程 (6月19日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時20分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和54年和泉市議会第2回定例会を開会いたしたいと存じます。本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されておる議員さんは、20名でございます。欠席届け出のある議員さんはいません。藤原要馬議員さん、仁井議員さんから遅刻の届け出が出てございます。その他の方につきましては、おっつけお見えになることと思われまふ。現在、20名でございます。
- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

- 議長(横田憲治郎君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了解をお願いいたします。

この際、市長のあいさつを願います。

市長あいさつ

- 市長(池田忠雄君) 昭和54年第2回定例会の開会にあたり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、条例の一部を改正する条例制定について三件、工事請負契約締結について一件、専決処分の承認を求める報告六件、その他報告七件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認を下さいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、2番、天堀博君、3番橋本佳行君、

6番、大谷昌幸君、以上3名にお願いいたします。

- 議長（横田憲治郎君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より6月22日までの4日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間と決定いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 日程第3「一般質問」を行います。21番、直村静二君。
○ 21番（直村静二君）一般質問通告の順序に従って質問いたします。よろしく願い申し上げます。

最初に、池田市長が市政を担当して3年と約7ヶ月になります。その後、和泉市政がどのようになったのか、私たち共産党議員団は、冷静にその市政担当状況を厳しく見詰めてまいりました。池田市長は、前市長の藤木市長の路線の引き継ぎ延長ということで今日まできておりますが、最初に注目すべきは、何よりも就任後昭和50年度の膨大な予算、この中の解放センター16億円、また富秋中学校が現在50億円、この建設に市長みずからの手で踏み切った。これがために昭和49年度の決算では2千400万円の黒字であったのが、昭和50年度決算では3億以上の赤字が発生した。これが契機となって、その後51年度には4億円、52年度は5億円、このように単年度の赤字が増加し、今日5月末出納閉鎖の53年度の推計でも、きょう毎日新聞などにも発表されておりますような2億の赤字が出てくるということで、やはり財政再建団体転落の一步手前ということで何ら危機状況は変わっていない。これでは、市長自身が掲げた市財政の再建の公約が実現されていない。

さらには、公正な同和行政市長合意の明るい同和行政と公約しておりましたが、これについても、市同促の人手で泉北環境関連汚職に連座した同和建設業者が依然として副会長、さらには先般来、予算委員会で問題になりました地区協の運営につきましても、全く地方自治体の自治権、この主体性の確保はないということで、まさしく特定団体解放同盟の一辺倒ということで、私は明るい公正な同和行政の公約も表現していないという点も厳しく見たいと思っております。

さらには、この不公正な同和行政の中で、同じ地区住民であっても、この同和施策で公金で支給する同和施策が受けられない、こういうことについてはまさしく、これは新しい差別を生み出しているという点、これも見逃すわけにはいきません。したがって、私ども共産党議員団は、何も市長だけの批判ということに終わっておりません。

常にそういう問題についても提案もし、発言もし、実行を迫ってきております。したがって、共産党単独での議会提案でございましたが、同和行政の改善要望決議というものも提出して議会内外でもがんばってきた。この点は、12万市民に対して、われわれとしては責任をもってやってきたということもあわせてつけ加えておきます。したがって、私は一日も早くこの公正な、本当の意味での市長合意の明確な同和行政、あわせて市財政の危機打開、そして、和泉市の再建を願ってやまないという立場から、本日の一般質問を通告で出した内容で質問し、お答えをもらいたいと思っております。

最初に、同和行政の見直しでございますが、項目的にいままでの同和事業の総額、それと負担区分、これは昭和52年度までの分につきましては、一定の資料として同和対策特別委員会にももらっておりますから、53年度の実績をつけ加えて同和事業の総額と負担分をお答え願いたいと思います。

2番目として、同和関係施策の施設、それから維持管理費、人件費等は幾らか。それから、この前に改良住宅についての戸数、あわせて現在の幸三町における世帯数とあわせて非常に内容があいまいではないか、当然、これは見直しをせないかんのではないかということをお先般来質問したところ、これは見直しをやります、というお答えをもらっておりますので、どのように見直しをしておるのか、お答えをもらいたい。

第4点では住民登録。そういう点からいきますと、当初の計画から地区外に同和区住民が転出されておる比率が高まってきております。その点につきまして、地区外に行かれた方についての同和施策というものはどのように把握され、行われているのかという点をひとつお答え願いたい。

次は、市同促につきましては、昨年4月に名簿を発表されて約1年、本年度も市同促の三役については変更があったのかどうか、その氏名などを御報告いただきたい。

それから和泉地区協の要綱改正、つまり先般来の予算委員会指摘し、その文面、内容、運営につきましては改善するというお答えをもらってありましたので、その改善はいつしたのか。その内容については、文書で私にいただきたいと思っております。

次は、市財政の再建でございますが、当初予算に開発収入金として、従来、いわれております(仮称)森田団地、これが実現するならば、ここから7千万円の収入を見込んでおると思いますが、この現況はどうなっているのか。この7千万円の収入は、確実な収入金として執行できるのか、この点についてのお答えを願いたい。

次は54年度の当初予算から同和関連予算の見直しということで予算が計上され、そして、はからずも共産党議員団だけが反対、あとは賛成で決まっている分としても問題のあるのは、

同和関係の見直しについては、解放同盟と合意に達しておられないものは、合意に達したときに決まるんだということでの延長になっておりますので、この54年度同和関係の削減の見直しについては現在どうなっているのかという点の報告をしてもらいたいと思います。

それから、現在の同和関係の起債、これについては、先般来、池田市長が同和事業については、実質上総事業費の5割負担になっているということで、非常に財政上困難であるということの答弁がありました。私は、それが5割ということになると大変な負担ですので、今般とも、それなりに和泉市の計画では57年度までやりますから、かなりこれからも出てくる。そうしますと、一般的に同和事業をすればするほど借金がふえる。しかも、負担が5割ということではとうてい市財政はもっていかない。少なくとも起債のたな上げ、和泉市の財政を圧迫しないような歯どめをどうしてもかけないかということについてどういう対策を持っているか、その点のお答えを明確にお願いしたいと思います。

次は都市整備に入りますが、都市整備につきましては、一般論として一つは府中駅前の線、中学校へ行く道、それから、和泉の郵便局から阪本へ行く泉、また中央線、北信大駅前線等々、また、山手の方の室堂のところとあります。最近、この道路行政についてのことが一体いつつくやらさっぱりわからない。ですから、まず第一にお答え願いたいのは、こういう計画で市が携わって一定の築造工事の分で何カ所が隘路になってるのか、その点をひとつ御報告願いたい。あわせて未解決の路線についての問題点を分けてもらいたい。つまり市のお金、補助金が足らんから、金額が折れ合はんから買収ができないのか、それとも、代替地を要望され、その代替地をあっせんしなければ用地の買収ができなくてとまってるのか、それとも、そういう問題でなく、当初からの計画違いなのか、その点のことを3点に分けてお答え願いたい。

次は、市立図書館、勤労青少年ホーム、最近の府中団地、住宅公園の分譲が出てまいりました。これはちょうど横尾川の川筋になるので、ここえたくさんの方が集中的に利用される。その辺を住民が通る。そのための岸和田南海線なども含めての私がお願したいのでは、あの横尾川を越えて今福団地その他府の供給公社が予定する賃貸住宅など千数百戸が出されておりますので、明確に市民のレクリエーション、文化施設、通称言われている遊歩道計画はいまからきちんと、府との関連ですからね、だれでも自由に楽しく使えるという道路はつくっていくべきではないかということも現在、どういう詰めになっているのか、これもひとつお答え願いたい。

さらに最後に、私は府中に住んでおりますので、とりわけ泉井上神社周辺ですが、ここに井上神社の所有の中で通称「権現様」、その中で消火活動に大変府中地域全般が便宜を図ってもらえるということで、あそこに用水がございます。これは2、3年前にお願いしてきれいにし

ていただきました。最近、御立山のところから水路の改修をしますので、新しい水が入ってこないからよどんでくる。周辺から苦情が出てくるということで、この解決をどのようにしたらいいか。さしあたり、消防関係にそれをお願いしましたが、色よい返事がなかった。しかし、返事があるうとなかろうと水がよどんでくる、臭い、周辺から苦情が出てくる、どうして解決するのか。これの個人の力で解決できない場合、市がどういふ援助の手を差し伸べるか、その辺について一応、申し上げてありますが、現在、何の解決策も私の耳に入っておりませんので、改めてこれをどう解決すべきなのか、市の責任はあるのか、どうするのか。私は、責任があるうとなかろうときちんとしなければいかんという立場をとっておりますので、この点やれる立場での答弁をお願いしたい。

以上、簡単に通告の順で質問いたしました。明快にお答えいただきたい。議長にお願いしたいのは、答弁いかんで通常1時間ですが、内容が割合多岐にわたっておりますので、若干の超過は御了承をお願いしたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（中西淳富君） お答えいたします。

まず、第一点の同和対策事業のいままでの総額並びに負担区分でございすけれども、これは昭和53年度について現在、決算の取りまとめ中でございす。今後、若干の計数上の補正が必要と存じますが、現時点での推計値により答弁をいたしたいと思ひます。

53年度の同和行政の中で目的整備事業、いわゆる建設事業として執行いたしましたものは、改良住宅の建設を初めとして不良住宅の買収、除去等の住宅地区改良事業、公園及び道路、下水道等の生活環境の整備に係る事業、幸保育園、青少年センター、旭温泉等の施設建設事業が主な内容でございす。ただし、本決算見込み額には、泉北環境整備施設組合の事業は含まれておりません。また、繰り越し予定分を加えまして、53年度に完了及び着工いたしました事業の総額は、51億8千95万5千円でございす。

また、44年度から53年度、現在までの物的施設の整備建設事業の総額は、合わせまして3百12億9千8百56万9千円でございす。その内容内訳といたしまして、国及び府支出金が163億9千5百20万3千円でございまして、全体事業費の52.4%になるわけにございす。

また、府の貸付金を含めました超債総額が139億1千72万円でございまして、全体経費の44.5%でございす。

一般財源といたしましては9億9千164万6千円で、全体経費の3.1%でございす。

現在策定いたしております総合事業計画に基づきますと、事業費ベースで53年度までの

進捗率は49.5%と相なるわけでございます。今後の残事業量につきましては、不良住宅の買収、除却による生活環境の整備、すなわち改良住宅、公園、道路、下水等を主とした地区内の事業がすべてと申し上げても過言でないと思じます。おこなっている事業につきましては、全力を傾注して行っていきたいと存するわけでございます。54年度以降分といたしましては、事業費ベースで319億2千82万円と相なるわけでございます。

続きまして、第2点の施設管理維持経費等を含めました御質問にお答えをいたしたいと思じます。

同和事業対策事業として行っております各施設は、隣保館、解放総合センター、診療所、老人解放センター、身体障害者解放会館、保育園、これは同和加配分でございます。また、仮設の青少年センター等の各種施設の職員並びに同和対策の教育委員会事務局の一部の職員等を加えまして約177人、その他に非常勤嘱託員14人を含むわけでございます。人件費ベースといたしましては、6億4千528万9千円が53年度の決算として見込まれるわけでございます。

この財源内訳につきましては、国及び府支出金で3千849万2千円、全体経費の6%でございます。また、一般財源では6億679万7千円でございます、約94%でございます。この人件費につきましては、今後とも各種施設の運営管理費の補助枠の拡大に向けて、国、府に対してこの実質を訴え、実態に即した財源の確保にさらに努力を重ねるとともに、交付税の需要額の算定に当たりましては明確に算定するよう、国に対して一段と運動を張ってまいる所存でございます。

その他の管理運営費につきましては、先ほど申しました人件費がこの内数でございまして、現在把握しておりますのは、先ほど申し上げました各施設等の管理運営費全体が7億9千980万4千円でございます。このうち6億4千528万9千円が人件費と御理解をいただきたいと思じます。

続きまして、本日現在で市同促の三役についてお答えをいたします。

昨年発足以来、市同促の委員さんにつきましては、その資格につきましては、各種団体、議会等でございます。その移動によりまして多少変更がございしますが、現在の3役といたしましては会長に藤原要馬氏、副会長に竹内務氏、松本利秋氏でございます。あと2人の和泉市連合町会長、連合婦人会長のお2人につきましては、54年度の改選が終わりまして、現在、委嘱はしてございますが、市同促をまだ開会してございません。近日中に開会をして役員改選を行いたいと考えている次第でございます。

それから7点目の地区協の要綱改正、これを文書で提出せよということでございます。これ

は用意をいたしてございますので、お渡しをしたいと存じます。

なお、まことに恐れ入りますが、4点目の地区外同和施策について明らかにせよということでございます。その点につきましては現在、地区外同和施策をどれほどやっているかという明確な資料の持ち合わせはございませんが、いま申し上げられますことは、和泉市の固定資産税の同和対策としての減免、これを府下一円の地区外で行っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 3点目につきましてお答えいたします。

昭和53年度までの住宅の建設につきましては、発注戸数といたしまして692戸でございます。現在工事中の戸数につきましては128戸でございます。

2点目の現在の地区内の残っている世帯数は幾らかということでございますが、現在の残戸数については、約2200戸を見込んでおります。

3点目の住宅建設計画の見直しについての御質問でございますがこの件につきましては先般の議会でもお答え申し上げましたように、われわれは今月から向こう3ヶ月において地域の美態を再度調査いたしまして、現実に沿った計画の見直しをやっていきたい、かように存じている次第でございます。どうかよろしく願いいたします。

○ 21番（直村静二君） 一通りお答えをいただいたんですけれども、市長に端的にお聞きしたいのは、やはり同和事業につきましては、いままでの分でも負担が約48%、約5割、今後の事業についても依然として負担が変わらないということでは、私は質問の最初に困る、歯どめについてどういう対策があるのかということです。いまの同対部長のお答えから見て、大体私が指摘した内容どおりなんですが、それでは和泉市の財政としてあかんのはわかってる。5割負担の事業を今後もやっていこうということなのか、どういう歯どめをするのかということについて明快にお答え願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから端的なお尋ねでございます、お答え申し上げたいと存じます。

先ほど来、同対部長なり改良事業部長の方からお答えをいたしました、確かに全国有数の対象地区を抱えております本市の実態からいたしまして、特別措置法の精神に沿って同和対策事業を進めてまいっているわけでございますが、国、府の補助率が非常に低いという実態でございます。これの改善に向けて鋭意、国、府に対しまして取り組みを強化してまいった次第でございます。何とか漸次超過負担の解消の中、54年度以降の諸事業がございまして、いわゆる68%台にすることに何とか努力したいと、なお一層今後とも国、府に向けて超過負担の解消

地方自治体の負担軽減に向けて一生懸命に訴えている最中でございます。今後、何とか超過負担の軽減の中で事業が行えますように格段の努力をしてみたい。このように存じております。したがって、54年度以降の残事業量に対応して取り組んでるところでございますが、国、府の補助のかさ上げにつきましては、格段の努力をしておる最中でございます。この辺をお今後とも努力をいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いたします。

- 21番(直村静二君) あなたが市長になってから1年や2年のときやったら私は余り言わないが、あなたは最初当然したときの和泉の広報で、公正で明るい同和行政、超過負担についても、国からどっともうぐい、と書いてます。ところが先ほど指摘したように、50、51、52年度と実際に同和事業がふえてきている。最初選挙のときは八割の国、府の補助があり、あとの2割についても8割方救ってくれる、あなたは議会で麗々しくね、この間訂正したところなんです。いま聞くと、何とかこれから六八ぐらいに持っていきたいという。持っていきたくないじゃなく、いままでの分だけで中西部長の答弁のごとくバンクしてます。前の分の返済だけど財政がもたない。毎日新聞にもきょう発表されておりますが、53年度の約2億円の赤字については、恐らくや、先ほど答弁のあった人件費6億4千528万円このうち国、府の補助がたった3,800万円ですが、6%やという。この実態からいって53年度推計の2億円の赤字ぐらいは、この人件費がきちっとしておったら、こんな憂き目を見なくても済んでるということです。あなたは3年7ヶ月前に公約してしてやってきた結果、公約の不実行じゃないかと指摘して猛省を促している。これをはっきりしてもらわないかん。あなたの答弁では、これから六八まで持っていききたいというが、いままでの5割の分でもたない。この点はっきりしてもらわんと困る。これだけひとつ強く指摘しておきます。後でまた意見を申し上げたいと思いますので、この点についてはやめておきます。

市同促については、以前に市長の委嘱を外してもらいたい。そうしないと、あなたの公約に傷がつく。明るい公正な同和行政にならない。暗い。この副会長さんは同和建設業者ということで私も指摘しておりますので知ってますが、この人につきましては、泉北環境の関連汚職の容疑者として公判を受け、その結末は一応ついてるんですかどのように結末がついてるんですか。たしかあの質問したとき、まだ公判中の身の上やから、人事についてはそれほど問題になってません。ということでしたが少なくとも、昨年4月ですのもう1年たってます。また、各団体も長が変わり、役職も変わってますのでね。いま聞くと、その方がそのままではあるということは、まだ公判中で結着がついてないと判断するしかないと思うんですが、この点はいかがですか。

- 市長(池田忠雄君) いま、公判中だとお聞きをしております。
- 21番(直村静二君) この間、宮崎県知事の黒木さん、6期20年で3千万円の収賄で辞

表出していますね。少なくとも、明るい公正な同和行政。その市同促の副会長にいやしくも泉北環境汚職で公判中の人1年はともかく、2年にわたってね。しかも、その人が昨年12月議会で同建の業者として契約金額が余りにも厚かましいというムードがございまして、一人は少数になったんですわね。議会が空転して1月の臨時にまた出ましたが、これでは明るい同和行政という市長の全看板に傷がつくと思う。それをより処理しないという点では、市長が市長に約束した明るい公正な同和行政は不実行、不誠実だと指摘している。あなたの任期は11月まで、後また出るのか出ないのか知りませんが、私はどなたが市長になろうと、市長にお約束したことはきちんとやっとなかないかんと思う。われわれ議員だって支持もし、反対もし、批判もし、賛成もし、ということで見ている。したがって、あなたとの公約は不実行ではないかと言っている。行政の主体性もないという点を強く指摘しておきます。

人件費6億4千万円ですか、この明細を明らかにしていただかんといかん。私は、人件費が全部悪いと言っているのではない。当然、人件費は運営の中で要りますが、少なくとも、その6%ということで、あとは同和の加配の分だということでは困る。これは一応明細を明らかにしていただかん、和泉市の財政からいってもだめだという場合にはこれを縮める。どんどん人口がふえてきて住民要望、行政需要が強まるから市の職員もふやさないかんのに入れへんという問題で、これはやはり適正な配分に切りかえないとだめやないかと思しますので、その点改めてこの人件費の明細をいただきたい。どんどん行政需要がふえて職員も要するという点で、この人件費の見直しをしていくということをひとつ確約してくれまへんか。

- 同和对策部長（中西淳富君） 人件費の明細につきましては、いま資料を持ってございまして、この場で申し上げたいと存じます。

隣保館の職員4人分並びに非常勤嘱託員8人分を含め2千774万2千円。保育所の加配分79人ですが、これが2億5千867万8千円。それから診療所、これは職員7名と医師1名これが2千956万1千円。老人解放センターは職員14人、6千180万7千円。次に解放総合センターが27名、8千689万5千円。身体障害者解放会館は17名、これは53年度ですが、4千780万9千円。それから、その他の人件費といたしまして、同対部の職員が7名、教育委員会の職員が21名、その他非常勤6名を入れて、大体同対部として3千931万教育関係で8千142万4千円、それから非常勤嘱託で1千206万円、合計が6億4528万9千円でございます。

- 21番（直村静二君） 明細はそれで結構ですが、そうすると手直しはいかにされますか。先ほどのあなたの答弁では、何とか国、府で補助金がもらえるように乗せていきたいということですが、その6%から一挙に5%になるという気持はさらに持てない。あなたの答弁では、

6億4千万円というのは同和の加配分、その他いろいろありますが、この6%はどうしますか。やはり国、府の補助がとて5割もつかないと思う。仮に半分ついたかて3億の単費が出てしまう。53年度の赤字の分をまだ上回る。その辺のことは強く要望しておきます。是正してもらいたいと思います。この場で是正します。なんて答弁はようせんかもわかりません。皆生活がかかっていますから詰めていかないかん。

いまの答弁で地区外の同和施策は固定資産税だけですか。

- 同和対策部長（中西淳富君） 固定資産税のほか2、3の制度そのものがあると思うわけでございますが、現在、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、御勘弁をいただきたいと思ひます。
- 21番（直村静二君） 国民健康保険なんかも地区外でやってると違ひの。課目だけでいいんですよ。
- 同和対策部長（中西淳富君） この2、3の中には、国民健康保険料の減免も含まれてるわけでございます。
- 21番（直村静二君） これは5つか6つ、あつたらあつたで後で出してください。見せてもむら結構です。

それから地区協の改正については、私は予算委員会でも指摘しましたが、問題は、それぞれ和泉市の行財政の最高の責任者は市長である。これはあたりまえですね。それなのに、市長よりも地区協の会長さんの方がえらい。つまり地区協の会長さんの承認なしには同和事業、同和施策はやれないという文章は、憲法上も地方自治法にも違反だという点を指摘した。改正した時点で私は中身を見せてませんが、行政の主体性を確立することが改正のポイントだと思ひます。そうであるかどうかは見ないとわかりませんが、それと、先ほど私が言ったように、同じ部落の住民であっても、特定団体の承認なしには同和施策をもらえないということ、そういうことになつたら困るという点で、これもきちんと改正しているかどうか、この2点が改正要綱のポイントだと思ひます。後で見せてもらって問題があれば指摘したいというふりにしておきます。

それから、改良事業部の分ですが、見直しのポイントは何ですか。私は住民票の分で54年1月の先日もらつた分で、若干、世帯数に変動してきてるんですね。ですから、いつの時点で改定した数、昭和何年かで確立した戸数が現在はどうなつてゐるのか。53年度では6百何何と予算執行上はなつてゐるが、残戸数は何人でやるのか。ただし現状、地区内の幸三町を中心として見てます。そうしないと、9千68人の同和地区の人口ですが、王子町はそのうち千余人でしょう。王子町は混住地区ですから、100%同和地区だという認定の仕方も実質上は問題があると思ひますので、その辺は少なくとも、幸三町の人口構成から現在の1300世帯

の中で改良住宅に入っている人があるでしょう。そういう点の計算をしたら600余のうち何人入って、それを含めての世帯数が1300になってますが、見直しの基礎を若干お聞きしておきたい。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 当初の計画戸数といたしましては、私の方の町名ではなく、あくまでも改良地域の密集度の問題もございまして、周辺という形、改良地域という形で私は考えております。その対象戸数といたしましては、当初は3千17戸あったわけでございまして、昭和53年度までの買収戸数といたしましては、現在7百6戸の買収がすでに終わっております。現在、改良住宅に入居されている人につきましては、正確に申しまして496戸がすでに入居を終えております。あと、私どもの対象とする範囲内の残戸数といたしましては、先ほど申し上げましたように、約2千200戸が残っておりまして、この対象戸数を今月から三ヶ月にわたって実質的に調査いたしまして、51年度調査との格差を見ながら、建設戸数の見直しをやっていきたいと考えております。

○ 21番（直村静二君） 一応、これも私は意見を言ってるだけのことで、資料をもらってませんのでね。大まかにあと何戸というだけです。この前の2月26日の同和対策特別委員会ではあと1千78戸ですが、店舗92戸とか書かれております。実際問題、幸三町における変動がわかりませんので、その点はまた後で資料をもらうことにおきましようか。

もう一つは、改良事業部は何人職員がいて、その人件費はどこから出ますか。

○ 改良事業部次長（明坂貞士君） 現在改良事業部には33名の職員がおります。一応、用地課等を対象といたしまして、31名の職員が公社職員ということで出向の形、あと12名が改良事業部職員ということでございまして、以上でございます。

○ 21番（直村静二君） 33名のうち、用地課が開発公社の職員として、開発公社の人件費から出るといえることですか。その分は開発公社がこの間3億の赤字といった中に入っていると思うが、改良事業部の人件費は、開発公社が出さないかんことになっている。その辺のところをもう少し明快にお答え願うとかなと、われわれが特別委員会で一生懸命やって赤字や、改良事業部33名のうち21名の給料が公社から出るといえることですから、ひとつ明快にしてください。

○ 参与（林 徳次君） 公社と改良事業部双方にわたる問題でございますので、私からお答えいたします。

用地の先行取得に携わります部門は、御承知のとおり、土地開発公社名をもって行っております。公供用地の先行取得は、それぞれの現課から一定の用地買収に向けての委託を行い、公社が受託するという形で先行取得を行います。次年度以降に一定の補助制度に乗りまして、補助、

起債等の財源確保を現課で行ったうえで買い戻しをするというのが、従来から行っておる会社との関係でございます。その際、会社は一定の事務費を上乗せしてトントンで経営ができるようにということが原則でございます。

したがって、会社の先行取得に携わる用地課担当職員は、事務量さえ正確に見合う限りにおきましては、会社職員としての給与支弁を行っても差し支えないということに相なります。ただいま具体的な数字を次長から御説明申し上げておりますものは、現実には公社決算でも明らかになっておりますように、30億程度の先行取得量しか毎年ございませぬ。平均3%、約9千万円の経常経費しか公社の立場ではないわけでございます。実質1億7千万円程度の公社人件費は過大ではないかという御指摘が従来からありましたことは、私も重々承知しております。これにつきましては、従来、詳しく御説明申し上げておりますので省略させていただきますが、もう一点、発会上の御質問がございましたので簡単に御説明申し上げますと、一部、公社に向けて発令する部分は、その限りにおいての職務専念の義務を免除するといった発令を行いました。厳密に言って先行取得物件の買収のときは公社職員であり、義務免除当期間であり、直接買収等の業務あるいは改良事業部内での本来の業務、その限りにおいては公社職員としてではなく、市職員の業務であり、従来どおりの状態で違法性なく現在まで行っております。

ただ、再三の御指摘が各議員さんからございますように、会社においては、1億7千万円の人件費に相当する先行取得業務量がございませぬ。致命的な経済的欠陥を生じておりますことは、私も重々承知しております。従来、1名でも2名でも適当な機会に市長部面との定数関係もございませぬので、簡単に御答弁、減はいたしかねますが、努力いたしておりますことは、前々回の議会でも御説明申し上げたと思えます。

以上でございます。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 財務部長（麻生和義君） 財政問題についてお答え申し上げます。

まず初めに、（仮称）森田団地住宅公団の関連でございますが、7千万円を見込んでるが収入できるのか、という御質問でございますが、事実、本年度当初に7千300万円計上いたしてございまして、現在、日本住宅公団の手によります開発計画がございまして、森田団地と申しますか、（仮称）府中団地の開発について交渉が統行されてるといふふうに聞いてるわけでございます。御心配の件でございますが、現時点で公団が断念したというようなことは聞いてございませぬで、引き続き双方誠意をもってなお協議の段階であるといふふうに存じてるわけでございます。今後、円滑に協議が成立し、開発がなされるものと信じてるわけでございます。したがって、当初に計上した7,300万円の収入について、現時点では見込みがあるといふ

うに存じておる次第でございます。

それから、2点目の54年度予算における同和対策の経費の関係でございますが、見直し計上している中で、解放同盟との合意に達していないのではないかと、現在、どうなってるか、という御質問でございます。この件につきましては、同和対策経費の見直しについては、誠意をもって関係機関と折衝を重ねている実態でございますが、現時点では、残念ながら合意に達していないわけでございます。同和対策の本質の議論の問題並びに本市の現在の財政状況等を総合的な問題の上に位置づけ、さらに交渉に努力してまいり、早期に解決、合意に達したいというふうに存じているわけでございます。本件につきましては、市長といたしましても、助役以下担当者が、解放同盟と折衝を重ねているという実態でございます。

それから、3つ目の御質問でございますが、同和関係の起債が5割といった御指摘、先ほど市長が御答弁申し上げておりますように、過去進めてまいりました環境改善整備事業、52年度までの実績でございますがそういった実績を見る限りでは、いわゆる超過負担がかなりございます。全体の事業費のうち国、府の補助金が約半分、あと地方負担、すなわち本市の負担となって、措置法で言いつ債、借金となるわけでございます。これが約48%という分析をいたしております。そういった面から約5割の起債という御指摘かと存じますが、今後は、先ほど市長が答弁いたしておりましたように、67~68ぐらい、7割ぐらいの補助金を見込む中で今後の事業したがって約3割の起債となるわけですが、現行財務制度上はじき出した起債ということでございます。

すでに議員各位も御承知のとおり、去る53年10月に国会で議決されました措置法の3カ年延長に伴う付帯決議、この中の一つに、同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図るといふ。私どもにとってありがたい決議をしていただいているわけでございます。措置法の第6条、7条、10条の関係の改善及び運営の改善について今後努力してまいり本市の財源負担の軽減に努めてまいりたい、そういうふうに考えるわけでございますので、よろしく御了承願いたいと思います。

以上です。

- 21番(直村静二君) 私は数字の面を主に言ってもらいたかったんです。起債関係のたな上げというのは市長の役目で、そこへ財務部長がついていくという役目ですから、市長がきちんとしてもらわないかということに改めて市長に聞きたいが、それは後にします。

いまの答弁の中でまだ解放同盟と合意に達しないということを開いたんですが、どうでしょうか。一つの例として、改良住宅の家賃3,500円を7,000円にするんだ、という提案を3月7日にしているわけですね。当然、予算書にも収入増で7,000円の算定基礎で載ってる。

そして、これが委員会では多数で決まってる。ところが、地区内へ行くと、「改良住宅の値上げ粉砕」というポスターが電柱に張られておりまして、その署名が「解放同盟和泉支部」なんです。粉砕ですよ。そして、解放同盟支部長が地区協の会長さんです。昨年度の要綱に基づくと、同和関係予算については全部協議をして執行するとなっていた。当然、市長と会長さんが合意されて、そして予算計上され、議会の審議で決まった。それについては賛成もされている。ところが地元へ行くと、改良住宅の値上げ粉砕と上がってる。解放同盟和泉支部の署名、どちらを信用するんか。

私たち共産党議員団として予算委員会で反対しても、実際は多数で決まった案件については水道であれ、くみ取りであれ、すべて執行するでしょう。しかし、この案件については、窓口一本の約束から地区協の会長、支部長も皆含めて賛成されてるのに、片やの団体では、改良住宅の値上げは粉砕だと言ってる。その他いろいろありますが、予算に計上されてね。われわれは参考資料として審議されてるのに、いまだ合意に達してないという。その分については達してないのか、この点はっきりしてもらわんといかん。

合意に達してないということは、徴収しないということでしょう。いま6月議会、4月から3カ月すんだが以前にさかのぼってもらうことになるのかならないのか。早い話、先ほどの財務部長の答弁のように、いつできるんやら、どないするんやらわからないのに森田団地の7,000万円の収入見込み、背に腹はかえられない、金ほしい。片方は、予算計上してある3,500円から7,000円にアップも、共産党議員団以外は賛成議決されているのに地区内では値上げ粉砕、市長は3月7日の約束を履行せよ、と出してます。きょうまでまだ合意してないという。合意してなかったら収入にならないかという問題も出てくるが、この点市長、どうですか。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 同和行政の問題についていろいろ直村議員さんからシビアな御質問でございます。御案内のとおり、私は就任以来、本市の財政実態が容易ならざるものがある中で、再建団体に何とか転落せずに市民需要にこたえていかなければならないという地方自治体の厳しい状況の中、議会皆さんの方の御支援、御協力をいただきながら、今日まで執行させていただいてまいりました。まさに「剣の刃渡り、でございます。

しかしながら、赤字であっても市民需要にはこたえていかなければならないという、地方自治体の大きな使命がございます。しかし、再建団体に転落すると、いわゆる自治権の喪失につながります。この二面相反する中で行財政の執行を皆さん方の御支援、御協力を得てやらせてまいったわけでございます。

まさに再建団体転落寸前の状況でございます。こういう中で何とかして再建団体に転落せず、

自主再建の道をもって市民の負託にこたえてまいりたいというのが今日の決意でございます。その中であらゆる見直しを行っていただくわけでございます。人件費を初めとする一連の見直し、こうしたものを計画を立ててる中で、同和行政の制度面の見直しを行ったのは事実でございます。

ただし、特別措置法下の中で、従来行ってまいっております同和行政の中で、やはり地区住民とのコンセンサスを求めて絶えず協議を行ってまいったのは事実でございます。背に腹はかえられない財政実態の中で、行政として再建団体転落回避のために一定の助成等についての削減方を企図し、皆様方の御協力を得て執行してまいりたいと存じておるわけでございます。

いわゆる地域住民の方々との協議と申しますのは、この特別措置法下、同和対策特別措置法の本質と低位性、現場の実態の声、行政の置かれている再建団体転落回避という財政面の措置の中、数回にわたって解放同盟和泉支部の皆さんとソビアにこれらの点について御協議をいただきつつある実態でございます。特別措置法の精神、いまなお残る低位性の現場地区住民の実態、これと財政再建の歯どめをいかにしてコンセンサスを得ていくかの中で、現在なお話し合いを継続してる最中でございます。今後とも話し合いを煮詰めていく中で同和行政の円滑な実施をさせていただきたい、また、再建団体転落も回避させていただきたい、こういう中で、いまなお合意に達しておらない実情でございますので、今後とも話し合いを継続し、早期に解決を図ってまいりたいと努力を重ねているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 21番(直村静二君) あのね議長、この答弁はおかしいよ。私の言うてるのは、予算に計上したんでしょ、それまでに事前に提示もしたんでしょ、3月7日にね。しかも地区協の会長さん、その他も含めてね、同じ解放同盟の名前が入ったピラ、片や議会においては賛成なんでしょ。その点、私はどこが合意されてるのかわからない。

私の質問はおかしいですか。この予算については、共産党議員団以外は皆賛成した、多数で決まりました、と言うんでしょ。この同和予算の見直しは、当然、その代表である議員が参加して賛成してるんですから、その対市交渉でだれと話し合いをやるんですか、副支部長、執行委員をやるんですか。支部長さんとはしないんですか。そこをはっきりしていただかんとね。予算委員会でも本会議においても賛成なんでしょ。しかし対市交渉では副支部長、執行委員と話し合いするんですか、そこが私はわからない。私らの方は、反対してあかんかって一定の処分は受けますよ。共産党の代表として議会に出て値上げに反対したが通った。しかし、実際には、自分たち出身の母体の団体が「何言うてんや、われわれは反対や」となった場合、われわれはそれなりの処分は受けますよ。

その点で市が委嘱している市同促の副会長、地区協の会長だつて当然、54年度の見直しは知ってるんでしょ、知らんとは言えない。改良住宅家賃の7,000円にする値上げは予算書

載っとなるんだからね。どっちなんですか、どの点が合意されたかはっきりしてもらわんといかん。あなたの言う公正で明るい同和行政の予算執行上に問題がある。あなたの住んでる市営住宅、繁和住宅だって全部値上げしてるやないですか。解放同盟との窓口一本の代表である人が賛成してるんでしょ。それが合意に達してないというのがわからない。市長はだれと交渉して、どの点の合意をされたのかはっきりしてもらわんと、そんな、なめたような答弁はあきまへん。あなたは私の質問に対して言いました。赤字が出て住民の要望はせないかんと、それは教えてもらわんでもわかります。しかし、どのように予算の見直しをするんかということを出したんでしょ。改良住宅の値上げ粉砕のピラを張ってあるが、和泉支部の窓口一本でも話し合いをしてるんでしょ。どうして合意できないのかわからないと言ってるんです。

- 市長(池田忠雄君) 御質問の点、むずかしい御指摘かと思えます。私たち執行権としては、いわゆる自主再建計画というものの実現を図るべく、議会にもお諮り申し上げて執行に入ってる段階でございます。地区協につきましても、制度の改正とか、あるいは制度支給についての協力機関でございます。その中で窓口一本化的な同和行政の遂行の中で、従来、地域住民の皆さん、端的に言って、そうした代弁をする解放同盟和泉支部の皆さんとの協議の中で、いろいろといままで同和行政が行われてきたのが実態でございます。

今回、財政上の措置として御提案している現状の中で、やはり地域住民の団体としては、なかなかそうした地域の低位性等から応じにくいというお声が出てまいっております。私たちとしても、解放同盟和泉支部の皆さんとも、市の行財政の実態を端的に披露し、この中でいろいろと協力要請をさせていただき、いま、交渉に入っておりますが、地域としては、なかなか低位性の問題等で、こうした制度については合意が得にくいのが実態でございます。その中でも、私たちに数回、シビアな話し合いをさせていただいたということでございます。

- 21番(直村静二君) はっきりしましょう。私はこの前に要綱で指摘したように、「すべての同和事業執行に関与し、関係当局と協議に当たる」となっておりましたが、中西部長も訂正するとおっしゃって改善された。そうすると、市の主体性がいかにないかわね。ところが、それではどう扱うんかということです。私は、はっきり言って同和の見直しをせないかんと証ってはるんでしょ。蒸し返していかせませんが、身体障害者の給付金をなぜ下げるのか。いまままで大阪府の基準に上乗せしてたからバックします、という答弁がございました。しかし、ほかに削減すべきものは何ほでもある。そう指摘しておきました。すべて画一的に削減せよなんて発言していません。その点は間違いないようにしていただきたい。

しかし、いまあなたの答弁でもどないなってくるんかと思う。つまり、解放同盟の支部長さんが議員であって賛成されたが、その支部長さんの責任のある団体の名前で粉砕と出てる。

そして、市長も合意に達してません。といってる。そうすると、解放同盟が執行委員会を開いて、全体集会を開いてOKにらんことには、市が執行できないということになるんですか。この3月に議決されて値上げの分は全部徴収されてるのに、改良住宅の分だけストップしてるが、それはどうなるんですか。低位性があります。むずかしいところがあります、と言っても、一体だれが責任者ですか、その点の疑念を持つんです。はっきりしてほしいと思うんです。

いつ片がつくのか、いつ収入されるのか、だれの承認をもうたらええのかです。つまり、解放同盟の執行委員会、全体集会を開いて、よし、市の言うてるとおりや、と決議してもらわないかんのかということです。そこが私はわからない。そういう団体に2,700万円も支給してたんでしょ。私がちょっと引き退れないのは、予算の執行というのはどう信用してええのかということです。いちいち和泉市の予算執行について、特定団体の決議とか承認をもらわんことにはできませんという、そんな前例をつくるのかということです。それやったら、予算の審議も何でもごまかしやと言うんです。行性の主体性は、はっきりしてもらわないとあかん。一般のものは値上げしてびくびく取ってるんでしょ、われわれは反対しましたがね。それは大きな間違いやと言うんです。そんなことは民主政治の中で絶対に許せない。この点再度明快にしてください。どっちを信用しますね。

- 市長(池田忠雄君) 御指摘のとおり、行政の主体性は発揮をしまいいってるわけでございます。ただ御案内のとおり、特別措置法下の同和行政の推進につきましては、皆さん方の御協力をいただきつつ進めてまいいる中、いろいろと部落の自主解放について同対審の精神を踏まえ、地域住民の民主的団体である部落解放同盟和泉支部との協議を通じて行っまいいることは事実でございます。

その中で、この助成等の問題につきまして、この見直しを行うことについて、地元との合意が得られておらない中で予算議会を迎えたことも事実でございます。私たちといたしましては、議会終了時においても、何とか部落解放同盟和泉支部の納得が得られるように、行政としていろいろ話し合いを進めておる。こういう現状でございます。今後とも、この話し合いを継続する中で、早期解決を図ってまいらなければならぬと存じております。そうした諸点についてひとつ御察いただきな今後とも努力を重ねてまいりたい、このように存じております。

- 21番(直村静二君) あなたの答弁、半分わかって半分わからない。つまり解決する段階では、解放同盟という団体が大会を開いて決定をしなくてもいけるのかということです。そのところを確認しておいてもらわんとね。私らも予算委員会で、ほんまに見直しをよするかな、という気持はありました。はっきり言つてね。共産党議員団が指摘したように身障者のこういうものまで削る、解放同盟は怒ってくるのんと違いかと思いましたよ。予算委員会では、

何とかします。、という答弁をしていましたが、一般の問題も含めて私どもは反対しました。賛成された人はどのような態度をとっていくのか。その点、市長とのコンビでね。

あなたは常に解放同盟と接触している。私なんか向こうへ入ったら、「日共差別者粉碎」という看板が上がってるので、とても話し合いなんかできない。あなたはソーカーやからね。こういう予算執行上の問題はいつになったら、どういう形態で解決するのか、それだけひとつお答え願っておきましようか。

○ 市長（池田忠雄君） 恐れ入ります。先ほどからの答弁のとおり、これは同和行政の中の諸制度の数項目にまたがる問題でございまして、解放同盟和泉支部とシビアな話し合いを進めてる実態でございます。こうした中で何とか合意を得る努力をしまいたい、そして、早期に諸制度の改善を図ってまいりたい。こういうように存じております。したがって、最後は行政の主体性でございまして。そうした窓口一本化の団体との話し合いで合意を得る努力、それはやはり当面、解放同盟和泉支部の執行部が主体的な役割を果たしていただいている、こういうふうに私たちは理解しております。

○ 21番（直村静二君） 解放同盟の執行部の体制によって役割を果たしていただくということと決まる。そういう執行委員の方々が財政危機をよく理解され、執行委員会を開いてOKしていただくというのがあなたの答弁ですが、われわれは、解同の執行部がそれなりに理解していただいて今度の予算についてはやっていただきたいということです。私は、そういう話し合いをしていただいても結構ですが、主体性ある体制、少なくとも、その代表の方が賛成されるのにまた執行委員会と……、というのはなってないと思います。その点を強く指摘しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 建設部長（森 保君） 3点目の都市整備についてお答え申し上げます。

一点目の御質問の市内の都市計画道路について何か所できるか、土木関係、通常計画しておる路線を含めて和泉市内で26線でございます。そのうち着手してるのは、国、府施行分を含め18路線でございます。

特に用地買収等の問題点についての御指摘がございましたが、これは種々ございますので、端的に順を追って御説明申し上げます。

○ 21番（直村静二君） 私の質問したことについて数字的にピシッとお答え願いたい。線の名前未解決の分とか……。

○ 建設部長（森 保君） 未解決は18本でございます。泉州山手線、松原泉大津線、第2阪和国道、外環状線、大阪岸和田南海線、和泉中央線、池上下宮線、上伯太線、北信太駅前

線、信太山駅前線、泉大津阪本線、光明池春木線、和泉府中北線、大阪和線南線、阪和東側1号線、黒鳥観音寺線、和田光明池線、康国箕形線、以上18線でございます。

2点目の用地買収の問題点でございますが、非常にむずかしい問題がございます。地主、借家人との関係、俗に言う4分6分、半々の取の分の問題等でございます。また、借家人の移転先の問題、建て売りの購入希望、もちろん借地権のみというのもございます。

3番目の一般取り引き価格と公共地価とのある程度の差額の問題。

4番目、エゴによる最初からの問題点の整備、たとえば代替、その他もろもろの補償の要求もでございます。

5点目、最初から市に非協力的な者、当然、価格面の問題、特に番地の入れかえ等住民の形勢的な問題もでございます。以上でございます。

- 21番(直村静二君) 私が言いたかったのは、18本はすぐわかります。問題は、この間まで建設部長はそっち側へ座ってたが何年かかかっている分でのいわゆる引き継ぎの問題がございます。われわれは議員として市長から聞かれた場合、担当が変わりまして、そういうことでミスをしてるんじゃないかと思えます。だから、ひとつ分けた形で何とかならないか。金銭的な問題の路線は何ほ、代替地は何ほ、それをどのように解決するかという少なくとも、国、府の大きなやつは別として和泉市の手がけているものについて、あと2、3軒でいけるのに何年もかかっているということについての一定の経過報告ができるようにしてもらいたい。担当が変わっても、最要責任者の助役があるという一定の制度をつくってもらわんと本当に困る。聞くたびに担当が変わったということでは困る。

私は、実際問題として、道路の問題について買収がおくれている、早ういけ、という発想から言っているではありません。少なくとも、経過報告ができる権限を持った責任者があって、未解決の問題については一定の処理ができ、場合によっては、予算措置等の問題についてはね、そういうシステムが要るのではないか。そういう委員会が要るのではないか。当面、18本の中で、あと2、3軒でいけるというものが何本あるか、それは金銭なのか、代替地なのか、その点を明らかにして、経過について一定の報告をしていただくようなきちんとした委員会を庁内で作ってもらいたい。18路線のうち、54年度中にどれとどれができまね。

- 建設部長(森 保君) 18路線といっても、延長がいろいろございます。端的に申し上げまして、1番延長が短かいのは和田光明池線、92メートルでございます。そう長くない延長でございます。

- 21番(直村静二君) メーターは開いてない。一番早い年度でやれるやつ、今年度中にどれぐらいの線ができるのです。
- 建設部長(森 保君) 岸和田南海線、和線中央線の延伸にしてもかなり長く、本年度中にはできません。
- 21番(直村静二君) できる予定してるのは何ぼかと聞いてる。18路線は年内にできない、そり言い切っているの。
- 議長(横田憲治郎君) 助役、直村議員の質問の趣旨を踏まえて簡潔に答弁してください。あとは資料で報告させることにしなさい。
- 助役(坂口礼之助君) ちょっと私も資料不足で申しわけございませんが、54年度中に完成する路線という意味で早くできるか、できないかという判断、完成する路線ということになりました場合、先ほど申し上げております18路線は、すべて完成するところは一本もございません。もし、完成できるということになれば、光明池和田線の用地買収が完了し、非常に小さな規模の工事でございますし、財源が確保できておりますので完成できる、その他の事業につきましては、年次計画的に施行しておる路線ばかりでございますので、単年度で完成するものはないということでございます。
- 21番(直村静二君) 答弁はどないでもなりませんね。できまへん、できると言ってもね、きちんと分けてもらいたいと言ってるんです。そうしないと困ると言ってる。延長が短かいからいける。年次計画といっても繰り越しになってくるし、いままでにしておかないかんものだってある。事実上できないということもわかりますが、18本について最初からできない、できない、それではどこまでできるのかと逆に聞きたくなる。
答弁漏れの槇尾川の公共道路の分についてお願いします。
- 議長(横田憲治郎君) 答弁。
- 参与(西川喜久君) 私から簡単にお答えいたします。
和泉四団地に関係する道路の関係でございますが、四団地の当初計画の2千210戸から現在、1千651戸になっております。その後、最終に完成するのは、寺門第1、第2の57年3月が最終入居予定年度でございます。それらに関連する道路等の整備につきましては、まず、府中団地と今福団地、寺門第一、第二の四団地については、6メートル～8メートルの幅員の線道で接続してまいりたい。また、四団地内の車道については、幅員6メートルで幹線に接続していく計画でございます。

また、先ほど御質問のございました岸和田南海線の事業促進でございますが、退船来、住宅供給公社等々と協議する中で、昭和55年度の当初予算に組み入れて着工していく、かよう回答いただいております。

以上でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次の答弁。

○ 消防長（松村吉堯君） 泉井上神社の権現様の中にごございます水槽の件につきまして、これらの周辺及び泉井上神社を含め、火災発生時には使用するのではないかとということから、これらの維持管理について、消防の方にお申し出をいただいたわけでございます。

しかしながら、この水槽につきましては、一般的に井上神社を含め周辺の火災に使用するということでございますが、個人所有の水槽または池と同じような性質のものであるというふうに解釈しております。したがって、本筋で申しますならば、所有者である井上神社が維持管理をすべきであると解されるわけでございますけれども当該水槽につきましては、約700米の水量があらうかと存じます。したがって、個人ではできないという考え方もできるのではないかと、そういうことでございますので、これらをいかにすべきかということですが、井上神社の総代の皆さんなり、付近住民の町会の皆さんともども、当該地域の分団の皆さん方と協力するという形で検討させていただくならば、また協力参加の形でやらせていただけるんじゃないかと、このように存じます。そういう形での分団の参加は、団長も御理解いただいております。

以上、御回答申し上げます。

○ 21番（直村静二君） 前に私個人として消防にお願いに行ったときには前のお答えでした。いま、本会議で取り上げましたが、どんな方法でもいいからきちんとしていただくことになれば、私は結構だと思います。だれかの責任というんじゃなく、全部が助かるんですから、井上神社の総代、町会、その他が、ケース・バイ・ケースでサービスだということやっていただかないと、全部最終の文句は市へきます。一応、そういう努力をしていただくということで結構です。

それから府中団地についてはかなりダウンしてきておりますが、そういう経過報告も途中でないし、道路についてもひとつ図面を見せていただきたい。やはり図書館を中心とした全体の場所ができるわけですので、そういうふうにしてほしいという要望が強いです。

ちょっと端的に聞きますが、当初の予算委員会で、最後に金沢委員長から5項目が出しまし

たね、それを実施するのせんのか、それだけちょっと教えて下さい。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 3月26日付予算審査特別委員会からの5項目の要望決議の件についてお答え申し上げます。

まず、小中学校の給食の件でございますが、現在、関係部局において検討中ということで、いろいろ使用水量の日量等の査定を行つているといった状況でございます。

2番目の保育料の値上げ、長期間保育、これについても、実は当初の予算では下期からということで、これについても、秋に向けて、実施方を強く財政当局からも関係部局にお願いしてるといふことで、現在、検討、協議中でございます。

それから、養護学校の件でございますが、十分精査をいたしたいと存じております。

4番目の年金の問題ですが、実は、1月から春先にかけて、いわゆる4半期において、こういった各種年金の現況届を社会保険庁の方へ出すわけですが、年間約5千件程度あるというふうに関係当局から聞いておりますが、それまでには、市長とも十分調整をしたいと考えております。

それから、5番目の道路の維持補修費でございますが、増額に努め、事務的、政治的にも十分協議をしたい、かように考えてございます。

以上でございます。

○ 21番（直村静二君） 最後に意見だけ。私が逐一質問し、お答えをいただきましたが、やはり3年7ヶ月の任期を通じて、池田市長が打ち出した市財政の危機打開、明るい公正な同和行政、さらには市民対話の行政というものが全くできておらないという点で、私は再確認をさせてもらったと思います。今後も、われわれは本当の意味での再建、本当の意味での公正な行政のために奮闘してまいります。市長においては、強く自分の公約を振り返って反省してもらいたいということを申し上げて、終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） ここでお昼のため暫時休憩をいたします。

（午後零時5分休憩）

○

(午後1時6分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、6番大谷昌幸君お願いします。

- 6番(大谷昌幸君) 通告に基づきまして、一般質問の要旨の御説明をさせていただきます。

議事録を見ますと、昭和48年の8月30日の第1回定例会ですが、そのときに、「人間回復の町づくり 和泉市総合基本構想」という題名の議案が提出されまして、昭和60年までの18年間ぐらいの和泉市の企画、これは地方自治法の第2条第5項に基づいてつくったということですが、これが提出されまして、そのまま総務委員会に付託されまして、その年度の第8回定例会いわゆる9月の議会で10月1日にこれが議決されております。

その議決されるときに、賛成の討論の中に、今後、少なくとも5年間ぐらいまでには見直しをすること、という付帯意見がつけられて、「和泉市総合基本構想」が議決されたといういきさつがあるわけです。

現在、これが制定されまして6年目を迎えているわけですが、その間に何ら1回も、どの委員会に所轄されるのか知りませんが、委員会なり、もちろん議員の方には相談もなく、したがって何ら訂正もされずに今日に至っているように思うのです。

しかるに、昨年10月1日でしたか、突然議員総会という名目で、和泉丘陵開発のことがわれわれの耳に達せられました。私、この和泉丘陵開発はやらしてもらって悪くはないと思うんですが、成功するか、あるいは失敗するかということについて、非常に一つの疑惑を持っているわけでございます。

と申しますのは、「人間回復の町づくり基本構想」が設定されましたのが48年でございますが、恐らくその作業というものは、実質的には、46年あるいは47年中に作成されていると思います。まだ、ドルショックもなかったのじゃなからうか、その以前ではなからうかと推察するものです。そして議案であったのが、一冊の水色の表紙にまとめられて発刊されたのが49年8月、と奥付に年号が書かれているわけでございますが、このときには、すでに前年の11月にオイルショックなるものがありまして、世界の経済が根底かうすぶられた。

したがって、この総合基本構想は、そのような世界的な経済情勢、大変動のあった経済情勢を何ら加味、考慮されることなく、いわゆる二けたの高度成長を遂げておった時代につくられたものそのまま現在まで持ち越されてきておって、この基本構想をもとにして和泉丘陵開発をやるんだ、ということをお聞きするわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたような非常に大きな疑念を抱くのです。その疑念が、果たして成功するよりも、実際できるのかという危惧の念に変わっていくわけでありす。

当市の人口の増加状態あるいは市の財政状態、そういうものからながめましたときに、まず、この和泉丘陵開発を実際に手がけるよりも以前に、まだまだせなければいけない仕事があるのではなかるうかと提案申し上げたいと思います。

次に出ております関西新空港ですけれども、関西新空港の問題に触れる以前に、「人間回復の町づくり」が設定された時点では、関西新空港は播磨灘の沖になるのか、神戸港の沖になるのか、あるいは現在の泉南沖になるのか、全く雲をつかむような話であったところであります。

もしも関西新空港が、現在、いろんなアセスメント調査が進んでおるこの泉南沖にできるとするならば、関西新空港を当然意識して、これを和泉丘陵開発にどのように盛り込んでいくべきか、ということも当然考えられてしかるべきことではなかるうかと思ひます。そういう点につきまして、48年に議決を得た「和泉市総合基本構想」がこのままでよいのかどうか、ということの詳細に御検討いただきたいと思ひます。

その次に、関西新国際空港の問題でございますけれども、幸いにして、当市の市長が例の懇話会の26人のうちのメンバーの一人につけ加えられて、その第1回会合が開かれたのが、たしか昭和52年の5月26日でしたか、5月の下旬であったと記憶しております。ちょうど満26年を経たわけでありまして。

この懇話会は、加わっている各メンバーの都市なり団体なりの情報やとか意見の交換をする場所である。というようにお聞きしておりますが、この2年間にどのような経過をたどってきたのか。また当市として、新空港ができる、できんに関係なく、空路の監視に重要な設備を有しておる当市として、もしも新空港ができるとするならば、いかなる対応を示していくのか。また、国の方からどのような対応をもってもらふのかというような交渉がいままでどのように進んでおるか、というような点についてつぶさに御報告を願ひたいと思ひます。

なお、いろいろな御説明の経過によりましては、再度質問させていただきますことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 参与（林 徳次君） ただいま御指摘の御趣旨を拝聴いたしておりますと、まず、第1点としましては、市の48年に策定をし、御議決を賜りました基本構想につきまして、すでに5年有余の経過があり、一定の見直し等、基礎データ等に基づいて変更がある分についてはすべきである、というのが第1点の御趣旨であると思ひます。

それから第2点につきましては、当面、私の方が所管をいたしております和泉中央丘陵開発事業についてもろもろの御指摘、すなわち新空港あるいは基本構想の策定当時のデータ、こういったものからのさらに詳細な計画策定にあたっては配慮すべきである、といった2点に分かれるの

ではないかと思いますが、以下、順を追いまして簡単に御説明申し上げます。

当時、お説のように膨大な市総合基本構想—中央丘陵のみではございませんで、市内全域にわたる、市街化区域、調整区域等も含めました、人間回復の町づくりをやっていきたいということで、お説のとおり膨大な冊子にまとめ上げたものでございます。したがって、これのもろもろの基礎データになっておりますものは、昭和46、7年度のデータであることは間違いございません。

なお、当時議決の付帯条件として、今後5年後ぐらいに一定の見直しをする必要が生じた場合はいたしましょう、ということもあったかと存じますが、その後、御指摘のとおり、49年以来、経済的に非常に変動がございまして、特に住宅開発、宅地開発等にも大きな影響を与えました。全国的なデータは持ち合わせはございませんが、幾つかの近畿圏、大阪圏等の基礎データを拝見いたしましても、重要な変化を生じていることは承知いたしております。これらに基づきまして基本的には、いつかの近い時期におきまして、市の基本構想にも裁決を加える必要は痛感いたしておる次第でございます。ただ、いつの時期にどんな形でということは本席、差し控えたいと存じます。基本的な考え方のみ申し上げます。

それから当面、私の都市整備部の方で所掌いたすことになりました和泉中央丘陵開発につきましても、この基本構想に基づいておるものである限りは、基本データをできるだけ斬新な、最近の新しいものに求めまして、具体的な住構想、環境整備構想、関連公共施策整備構想といったようなものを策定してきた経過が、るる御説明申し上げたとおりあるわけでございますが、なおかつ現在時点、私の方に移管をされました以降も、これを地元等の幾つかの組織に御説明を申し上げまして、地元の御意見等も拝聴しました上で、最終的な決定を見たいというふうに考えております。

以上、私の考え方のみを申し上げたわけでございますが、特に中央丘陵の開発に向けましては、住宅開発が中心でございまして、基礎データといたしましては、たまたま一昨年の年末でしたか、閣議決定を見ております第三次の全国総合開発計画、通称「三全総」と申しておりますが、このうち大阪圏等におきます昭和65年までの15年間にどの程度の住宅供給が必要かといった基礎データ、それから、国土利用計画のうちの大阪府計画案の中間推計によります住宅地域供給状況の推計データ、それから、大阪府民の住宅指向等の基礎データ、それからそれに向けて、現在の大阪府下で、特に中部、北部、南部、大阪市内の4ブロックに分けての人口・世帯数の増加推計と、有効な一定規模以上の空間地利用可能な現状、こういった基礎データの最新のものを求めまして、現在、策定をほぼ終わったということでお示しをしておるわけでございます。

なお、御指摘のようなもろもろの経済的な10数年間の長期にわたる事業に向けての変動等も

考慮いたしまして、なお、遺漏のないように詳細は私の方で対処していく所存でございます。

以上、大筋のみまず御報告を申し上げます。

- 6番(大谷昌幸君) そうすると、いまの答弁では、基本構想はもう一度考え直し、見直しをする必要があることは認めるけれども、和泉丘陵開発については、いまの段階では、地元の了解を得たらゴーとしたいと、そういう考えですね。

そうしたら、基本構想を見ると、大体昭和60年に和泉市の人口が20万人になるということが出てくるわけですね。その算定基礎というのが、年間の人口の増加率を5%と見ているわけですね。昭和47年を1としたのか、48年を1としたのかそれはわかりませんが、102ページに「5%アップ」とある。5%アップでいくと、昭和47年から見た場合に、大体16年先で約2倍になるわけなんです。だから、60年ごろには20万になる。この当時、人口は10万ぐらいですからね、それはまあええんですけれども。

しかし、その後の人口の推移を見ますと、当市の人口の増加率というのが非常に落ちているわけなんです。私の手元にある資料で見ますと、48年—毎年4月1日ということからずっと見ていくと、48年から49年にふえたのが7,824人、7.4%です。次に、49年から50年までで2,816人で、2.5%。50年から51年が1,684人、1.5%。51年から52年で1,209人、1.2%。52年から53年は、遂に4けたを割って573人の増加で0.5%。去年からこととしてやや回復して992人で、0.8%なんです。現在、121,433です。

基本構想策定当時の48年の4月1日で106,335人。ざっと15,000人ほどふえております。48年から見た場合にわずか1.5%なんです。6年間で。年平均が2.5%なんです。もうここでこれだけの狂いが出てきているわけです。しかるに基本構想を修正せずして、見直しせずして、そして、この中に書かれている開発を先にやって果たして成功するかどうか、ということをおっしゃるから言っているわけなんです。

この基本構想の80ページを見ますと、もちろん第二阪和なり、松原泉大津線にせよ、泉州山手線にせよ、外環状線等全部道路が載っているわけなんです。だから、このときには、都市計画によって、きょうの朝も出ておりました18本の未完成の道路も皆ここに出ているわけです。そういうものが7年もたってそのままであるのに、これから60年に入居をめどにすると。わずか6年間でこういう大きなプロジェクトができるかどうか、ということに大きな不安を感じるわけなんです。

どういふところに原因があるのか、どうも先行し過ぎておると思う。いわゆる基礎になる調査をやらずして、先行し過ぎておるような感じがするわけなんです。現在、ここに8,500戸、8万3千人のニュータウンをつくるというなにかできているわけなんですけれども、そういう算

定基礎というものがわれわれにまだ詳細に説明された覚えがないと私は確信しておるんです。だから、基本構想を修正するのは後になってもやむを得ないとして、その8千5百戸、3万8千人という数字は、どのような経路を踏んで出てきたのか、ということの御説明をお願いしたいと思います。

- 参与(林 徳治君) 再度の御質問でございますが、まず、最初の御指摘の和泉丘陵開発計画と和泉市の人口の昭和60年代におきます推計とが全く基本構想等のデータから後退をしておるのではないかと。したがって、その基礎データ等を見直した上でないと適合しないのではないかと。という端的な御質問であったように存じます。

確かに最近の和泉市内の人口の増加率は御指摘のとおりでございますが、自然増、社会増合わせまして、基本的に毎年下がってまいっております。昨年多少持ち直したとはいうものの微増でございますが、このまま推移いたしますと、人口20万昭和60年構想というものが無理を生ずるであろう、ということは必然的ではないかと私も存じます。

ただ、和泉丘陵の開発に向けましては、和泉市内の人口吸収そのものではございませんで、大阪圏、特に大阪圏全体の中でも南大阪におきます良好な大規模な住宅供給を目的にいたしております。先ほど幾つかの最新データをもって策定をさしていただいております、というふうに申し上げました資料等に簡単に触れまして、御説明を申し上げます。

まず、大阪圏におきまして、昭和65年まで——50年代からの推計でございますが、約1万6千ヘクタールの新規宅地の供給が基本的には必要である。これは大規模、小規模等を合わせてのものでありますが、その中でも特に大規模宅地開発、いわゆる180ヘクタール程度以上の大規模の開発が46年後半から急激に減りまして、大阪府下ではほとんど見られない。いわゆる中規模からミニ開発に移行して、乱開発ぎみであるという実態が、具体的な数字をもとにここに掌握をしております。これが第一のことでございます。

特にその中で指摘されておりますのは、都心部中心から三十キロ圏内でよい住宅適地が残されている地域について、大阪府下においては、公約機関による大規模な開発を行い得る適地として和泉丘陵がその一つに挙げられたという、こういった指摘があるわけでございます。

それから、大阪府の国土利用計画の中での大阪府計画中間推計等で、さらに細かく昭和60年代までの十年間に宅地開発、具体的に南部、中部、北部等に分けて推計をいたしております。これらによりますと、供給すべき住宅適地はわずか44カ所、870ヘクタールしかないのに対して、推計7,500ヘクタールの新規宅地の中規模以上の供給を図る必要が絶対にあるといった、府下全域の中、特に南大阪についてももうちょっと細かく数字がございまして、具体的に推計がなされてございます。もちろん、長期十カ年以上の見通してございますから、経済情勢等の変動に

よってこのように推移するとは断言はいたしかねますが、基本的なデータとしてはそういうものを基礎にいたしておるところでございます。

なお、議員さんも御承知のとおり、ここ数年間、大阪府下における府民の住宅指向というもので、いわゆるマッチ箱型賃貸住宅に対する指向が弱まりまして、極端に持ち家指向が強くなっております。一戸建ての持ち家を求めまして、特に奈良、京都等への流出が盛んになってきております。結果的には、人口が流出するということは、住宅のパラエティが乏しく、それに対応できなかったというふうにもとれるわけでございます。そういった積極的な府民の住宅要望に対応し得る、変化に富んだ住宅供給さえ満足させることができますれば、計画人口の達成はさして至難なことではない、というふうに分析はされております。

特に、単に良好な宅地と一口に申しますが、一般的にいますミニ開発あるいは中規模団地といった規模ではもはや府民の要望にはこたえ切れない。いろいろなアンケートの中でも、あわせて都市基盤の整備を特に進める必要がある。都市基盤の整備につきましては、御高承のとおり、北高南低といわれておりますように、南大阪地域は下水道は言うに及ばず、排水路関係、道路関係、交通施設といった住環境の基本的な施設が欠除しております。これらをあわせて同時に整備するためには、公的機関等の誘致による大規模開発をやっていく以外にございません。

こういった観点から本計画につきましては、340ヘクタールを対象地域と考えまして、大規模住宅開発の適性が高い地域であるといわれます地域を選びまして、市は積極的に取り組みをいたしたい。そうすることによりまして、先ほど来るる詳細御指摘のあります細部につきまして、一挙にそれが計画どおりにぴったり適応する、十数年の長期見通しにつきまして最後まで一切見直しをせずがいいというような、過大なことを申し上げる気持ちは少なくともございませんが、その都度、地域の実態等に対応できる計画の修正等を行いますれば、十分にこた得るものになるのではないかと、こういう見通しを持っております。

- 6番（大谷昌幸君） いまの御説明聞きました私感じるのは、入れものをつくったら勝手に人が入ってくれるだろう。今度はどういうものがほしいかという指向を調べて、住民のニーズといえますか、指向にちゃんと合うものに当てはまれば、勝手に入居していくんやなかろうかというそこに安易な取り組み方があるんやないかと思うんです。

一番近い例ですけれども、そこにできている住宅供給公社の府中団地、先月の5月1日から無期限で申し込み即分譲という形で売ってますけれども、いまだにそれから20軒ほどしか売れてない。最初から合計してしまえば240軒のうち100軒というんですか、100室しか売れてないということですね。

また、去年の10月1日の国の人口集計がこないだうち新聞に出てましたけども、大体1億1

千5百万人。それが0.89%しか増加していない。1年前に比べてね。それが日本の国の自然増なんです。自然増、社会増を含めて、それに等しいような人口増しかしていない当市が、3万3千人入れるような器をつくっても、果たしてすぐに入ってくるかどうか。足の便、立地条件そういうものから考えた場合に、非常に不安を感じるわけなんです。

御承知のように大阪市は、かつて300万都市とか、何百万都市とか豪語しておりましたけれども、いつか知らん間に目減りがして、現在270万で、横浜市に2位を譲ったということで、いまあわてて御承知の南港ポートタウンというんですか、あれを大々的に宣伝して、道路にせよ、交通路にせよ整備をやって、鳴り物入りで入居者を募集しているけども、なかなか思うように入居されずに、まだ、相当数が空いているというようなことも聞いております。そういうことからいって、現在、実質的には、人口が減りつつある和泉市へそういう人が来てくれるのかどうか、ということに非常に危惧の念を持つということを特に強調したいわけなんです。

それで私、なぜ基本構想をもう一遍考えてということにこだわるかといいますと、株式会社の市浦都市開発建築コンサルタントというんですか、ここと宅建公団とでこれ依頼したわけですね。依頼したのは和泉市が依頼したんですか。この中を見ると、宅建公団から依頼されて、市浦都市開発建築コンサルタントが52年から3年の初頭にかけて実地調査したということが書いてあるんですけど、下の名前を見ますと、宅建公団と共同で出てきますからね。で、前に議会でもらった資料を見たら、全部これと同じことなんです、議員総会でもらった資料を見たら。

この中に和泉市の意見として出てくるのは、泉州山手線と近畿自動車道と例の鉄道、この三つを一本の道路でまとめてほしいと、立体的に。それが和泉市の要望であって、それはまとめたということだけ書いて、和泉市の要望はそれだけしか出てこないわけですね。あと和泉市からの要望というのは何にもないわけなんですよ。一番土地のことをよくわかっている、和泉市の行政に携っている方々の意見が何ら盛られずして、一株式会社へ依頼をしたやつそのまま、われわれのところへ基本構想に基づいて丘陵地域を開発するんだということについて、非常に大きな不安を感じるわけなんです。

われわれ議員には、こういうものは一つも見せられておりません。私、これ偶然お借りしたわけなんですけども、番号入ってますから、お借りした人に御迷惑かけたら悪いんで、番号完全に消してますけどね。53年4月とちゃんと年月入りで出ているわけなんですよ、1年以上も前に。そういう点、どのように真剣にお取り組みになっているのか。だから、私、一つの疑惑と危惧の念を持つと申し上げているわけなんですよ。

時間の関係もありますので、ついでに市長さんにお聞きしますが、この中に学園都市ということがうたってあります。基本構想で黒石のところを学園都市になっているわけです。これが御

承知のように、例の産業医科大学というんですか、話がつぶれてしまいましたわな。なぜつぶれたかということについては、私もせんさくしたいことはありません、もう過去のことですから。

ここがつぶれて、新たに丘陵開発に盛られているところの学園ですね、どういう学園が具体的にくるのであるか。このいちうら開発の報告書を見ても、学園のできる土地は非常に脆弱な、配水も悪い土地だと書いてますよ。だから、学校が決まってから、主体が決まってから相談をして造成せい、というような意味のことを書いてますわ。そんなところへはたして学校が出来ますかな。学校というのは、何と言っても一に交通の便利ですわ。泉北高速鉄道一本で、終点で、しかも、そこへ行くにはバスも必要だと書いてますよ。そこへ学生が来ますかな。

いま、大阪市内の学校が——もめてる大阪教育大学は別にしまして、外大もどっかへ移転しましたね。跡地は何か利用すると、この間も新聞で見ましたけども、いま現在、大学を一つも持っていないのは大阪市や、というところになりませんが、大阪市立大学だけはかっちり抱えているわけなんですけども、ほかは全部疎開してしめて、ないわけなんです。新たにこの便利の悪いところへ、しかも、依頼を受けて調査した機関が危惧の念を持っているのですよ、わずか5年や6年先でこれ来ますかな。そういう点ももう少し確信のある御答弁をお願いします。

- 市長（池田忠雄君） 中央丘陵の開発について、大谷議員さんからいろいろシビアな御心配をいただいて、御質問をいただいているわけですが、基本的なことについては、都市整備部長の林参与からいろいろとお答えいたしているところでございます。

議員さん御案内のとおり、48年に総合基本構想を御議決をいただきました。6年前でございますが、本市の体質としましては、御案内のとおり、間口が狭くて奥行きが広い。和歌山県の県境に接しております。こういう立地条件でございまして、真ん中に中央丘陵をはさんで、奥に通じる幹線が泉大津粉河線、父鬼和気線の二本しかない。基本構想に盛られましたのも、また政治的な常識として判断いたしましても、和泉市の今後の開発発展のポイントは、こうした中央丘陵部をいかに生かしていくか。これが行政としての一つのポイントであったことは事実でございます。

こういうことの中で、企業局によりますニュータウンの問題に端を発しまして、泉北鉄道の延伸問題で議会の皆さん方に非常に御心配をいただき、何とか和泉市内に乗り入れることによって中央丘陵の開発に資していかんきゃならん、こういうことで、先般、いわゆる改選前の議会の中でもいろいろと御論議をいただいてまいったのも事実でございます。

そういうことの中で、大阪府といたしましても、鉄道延伸ということの一つの課題として、和泉市に覚書を締結していただき、当時の開発事業対策特別委員会の皆さんに一方ならぬ御心労を煩わした経過がございます。

こうした基本構想といい、大阪府のこうした和泉市の願いに対する責任といい、いろんな面からいたしまして、たまたま宅地開発公団が昭和50年に発足をして、御案内のとおり、百万坪以上の開発を国の外郭団体としてやっていく、地方の開発の促進に寄与していく。こういうことの中からみの中で、今回の中央丘陵の開発は基本構想の精神、和泉市の置かれている立地条件あるいは鉄道延伸を基軸とする中央丘陵の開発へという、こういう一つの低流があって、今回、いわゆる皆さん方に御心労をいただくようなことに相なっておるわけでございます。これで御理解をいただきたいと存じます。

ただ、われわれ行政といたしましても、議会の皆さんの御指導と御協力をいただきつつ、何とか和泉市のこれからの町づくりを宅地開発公団、いわゆる国の資本を導入してやってまいりたい。市と大阪府だけの貧弱な財政では、いかに絵をかきましても実現しにくいというのが実態でございます。国の資金の導入と相まって和泉市の町づくりを促進してまいりたいというのが、この考え方の基本的なポイントであることは議員さんも御理解いただいている点であろうと存じます。

その中で、構想はいろいろございます。ただ単なる住宅ゾーンだけじゃない。いま、私たちが考えておりますのは、宅建公団と交渉して、住宅ゾーンを何とか4割ぐらいに仰えて、あとは鉄道、道路あるいはいま議員さん御指摘の学園研究ゾーン、あるいは自然レクリエーションゾーンこれらを多くとって、画期的な町づくりを展開してまいりたい、というのが私たちの願いでございます。ただこれは、今後とも宅地開発公団なり大阪府を媒介として詰めていかなきゃならん問題が多々ございます。いま現在、こういう過程の中でございます。

したがって、研究学園ゾーンというものについての御疑念もあろうかと存じますけれども、私たちといたしましては、何とかこれを御理解をいただき、地元も御理解をいただく中で国の資金を導入してこの中央丘陵を開発し、鉄道を延伸をし、中心的な道路も南北にとり、河川もこの際に改修をし、そうして、住宅ゾーンだけじゃない、いわゆる研究学園ゾーン、自然レクリエーションゾーン等も設けて、有機的な町づくりを促進してまいりたい、というのが願いでございます。こういう中で、研究学園ゾーンを何とかしたいということも、国との協議の中でいまシビアに話し合っているわけでございます。

御指摘のとおり、いろいろと危惧はございましょうけれども、まだ、いま計画構想の段階でございますので、いかなる大学かという御質問についてはちょっとお答えができません時点でございますけれども、少なくとも、和泉中央丘陵整備についてはもっと煮詰めて、国と本当の協定ができた暁の上に立って、国、府の御協力をいただきつつ、何とかして和泉市に大学あるいは高校も含めまして、学園ゾーンというものをこの一面にぜひ張りつけてまいりたい、そういうことのかたい気持ちでございます。

したがいまして、現行ある中でこれからの開発を考えた場合には、非常な危惧があるかと存じますが、いま、林参与からいろいろと申し上げましたように、やはり時代は動いております。その中で的確なデータを把握しなきゃならんことも事実でございます。少なくとも、良好な立地環境、いわゆる鉄道網あるいは道路、そして、下水道ももちろんですけれども、そうしたことが整備されるならば、この中央丘陵一帯には、大阪府下各地から良好な宅地を求める需要が出てまいる。そうして、よき市民が在住し、将来の財政基盤の確立にも寄与するのではないかと、このように考えております。

住宅ゾーンの設定とその内容については今後、シビアに煮詰めてまいらなきゃならん問題があるかと存じますが、その辺は、データからいたしましたならば、良好な住環境を設定する中で、国の資金を導入してやる中では、住宅ゾーンについても見通しがあると思っております。

研究学園ゾーンにつきましても、御疑念もごもっともでございますけれども、よりよき整備をする中で、今後の課題として、大学、高校等を誘致して、文化都市としての発展にも寄与させていきたい、こういうように存じております。

いろいろ御配慮をいただき、御心配をいただいておりますことを感謝いたしますとともに、今後ともなお御叱正をいただく中で、よりよき中央丘陵の開発整備に向けて前進をする中で、国の資金を導入して和泉市の町づくりを促進する、こういう基本的な考え方の上に立って事業を進めさせていただきたいと存じておりますので、格段のひとつ御理解と御協力をお願い申し上げまして、えらい雑駁になりましたけれども、御答弁にかえさせていただきます。

- 6番（大谷昌幸君） 市長のつもりもようわかるんですが、まだ企業誘致もある。そのこともありますが、何ととってもニュータウンをつくるときは、まず、そこに住みついてくれる人、いわゆる建てた家の需要があるかどうかということですね。そのためには、和泉市が、市長がしょっちゅう中言われるように、本当に住みよい町であるかどうか、ということがまず前提条件になると思うんですよ。

先ほど過去7年間の人口数の推移を申しましたが、まだまだ例を挙げたら切りがありませんけれども、和泉市で若い人口がどんどん減っているということを市長御存じですか。過去4年間か5年間の統計の資料を見たら、それがもうあからさまに出てくるわけなんです。

これは市民課でいただいていたんですけども、コンピューターでやれば、直ちに人口ピラミッドが出てきますね。この人口ピラミッドを過去4年間比べましたらね、これは50年4月1日現在なんです、そのときのゼロ歳児が男女合わせて2,536人。その2,536人おったゼロ歳児が、54年4月1日には4歳児になっているわけなんです、それが合計して2,393です。この厳粛な事実を市長どないお考えになりますか。

子供ですよこれが。2,536人あったゼロ歳児が、4年たったら2,393になっている。ざっと2,400ですわ。140人ぐらい減っているんですね。率からいって6%ぐらいになりますか。これは一番計算しやすいんで、4年前のゼロ歳児と現在の4歳児を比べたわけなんですけども、そのときの2歳児と現在の5歳児、3歳児と7歳児、みんな同じことがいえます。この資料後からお渡ししますけれども。

そして、これは教育委員会はお喜びになるかもわかりませんが、いま、一番子供を持っている30歳代ですね、一番働き盛りの、新しい町をつくっていくのに意欲を持っておる30歳の方が、日本の国の平均よりうんと少ない。そこまで私まとめる余裕がありませんでしたのであれですけども、この人口ピラミッドを見ましたら、30歳代のところがごそっと減るわけなんです。30歳代が減るから、したがって、30歳代なら、大抵の方は恐らく小学生をお持ちでしょう。ゼロ歳児から12、3歳ぐらいまで持っているはずなんです。そのところが今度はぐっと減るわけなんです。これが、この8月26日に新聞紙上に内閣が発表した日本の人口ピラミッドと違うわけなんです。

そこに和泉市の町が何か住みにくいところがあるんじゃないかならうかと。交通の便からくるのか、立地条件が悪いのか、それはどうかわかりませんよ。企業にしても、私がいままで聞いておる範囲では国道1号線、2号線、このルートから外れるほど企業が伸びないということは、企業の経営者の中でれっきとしていまだにジंकスとして残っているわけなんです。ここにあってあるパイル織りの会社もやめたということももちろん関係あるわけです。

それで私が先ほど申しましたように、入れものができた、3万3千人分の入れものができた、直ちに3万3千人が入って、それが税収に結びつくというようなことは考えられないと思うんです。現在、14億2千万あるこの累積赤字を今後何年かかってどのように解消していくのか、これについて私、まだ全然お聞きしておりません。その上にこの事業の、62年ですか、まだ、そこへ9億という赤字が積まれたら、和泉市民はそれこそもう、働けど働けどわが暮らし楽にならずということになる。

そういう中で、果たして3万3千人が来るのかどうか、私は、非常に危惧の念を持つわけなんです。重ねて申しますがね、わずか4、5年の間とこの資料で出ているわけなんです。だから、「和泉市総合基本構想」が議決されたときの付帯事項、もう5年たっているんやから、まず、こいつから御検討していただきたい、ということをお願いするわけなんです。時間も関係しますんで、その点についてもう一回市長さんから御答弁をお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） いろいろシビアな御質問をちょうだいしているわけでございますが、いろいろな要因があろうかと存じます。働き盛りの格差の問題、住宅環境の問題等、私たち、今後

ともシビアに検討しなきゃ問題もあろうかと存じますけれども、中央丘陵につきましては、先ほど来申し上げてまいりましたように、和泉市の現在置かれているところの状況を一步脱却するためのいわゆる年来の懸案でもございますし、大阪府の全面的なバックアップのもとに、宅地開発公団のいわゆる国の資金を導入して、和泉市として飛躍的な町づくりを進めてまいるとい一つのでございます。

和泉市独自の都市計画の推進ということではなしに、国の資金を導入してやらせていただくという、一つの時期というものがあろうかと存じますが、いろんな条件の中で、この際というところで進めさせていただいていることではございますので、その点御理解をいただきたいと存じます。

なお、この面でのシビアな検討、また、これは成功しなきゃならん問題でございますので、いろんないまの御指摘を胸に置きまして、今後とも国、府、市でよりよく整備をしていく中で、そうした御疑念にこたえてまいらなきゃならん、こういうようにも存じております。

その点、言葉では言い尽くせませんが、基本的にお答えを再度申し上げて、御心配の向きについては今後とも精査検討を深める中で、所期の目的を達することができるよう、われわれも努力をいたしてまいりたいと思っておりますので、議会の皆さんの御理解と御協力のほどを重ねてお願い申し上げる次第でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 参与（西川喜久君） 空港関係につきましては私からお答え申し上げたいと思います。

御承知のように国の希望的予定によりますと、54年度調査を完了いたしまして、55年度空港計画案を3府県に協議いたしまして、56年度閣議決定の上工事に着工し、60年代前半開港となっております。

本市は、泉北泉南地元8市5町のうち反対決議していない1市1町の中の市でございますが、また三国山レーダー基地、信太航空路監視レーダー事務所、すなわちVORでございますが、これらの施設と現行の航空行政に協力し、深くかかわり合いを持っておくことは事実でございます。さらに、空港調査懇談会のメンバーでもあり、常々環境調査とともに地域整備調査の必要性を強く確認しているのが実態でございます。地域整備調査についても、今年中に完了する予定となっております、大事な時期となっております。

本市においても、交通網を中心に調査研究をしております。ただ、空港建設と同時に成立した都市が形成されるのではなく、交通網の整備を背景として、10年、20年の時間が必要であらうかと考えております。幸い本市は、時を同じくして中央丘陵の整備を計画しておりまして、空港建設に伴う交通の利便性を背景に、関連施設あるいは国際的レベルの施設を誘致させることも可能だと考えております。ただ、千里の例にもあるように、地域整備には時間が必要でございます。

して、空港建設と同時に大きく発展するものではないかと考えます。

また、道路網の整備についてでございますが、広域的には、近畿自動車道の和歌山線、また大阪湾岸道路、この二大幹線が計画されており、その2本に結ぶ形で松原泉大津線なり、磯之上山直線、貝塚中央線が事業化されております。また、第二阪和国道の延伸も必要であろうし、縦軸の補助としては泉州山手線なり、大阪外環状線、また岸和田南海線等の整備が考えられております。以上の路線が考えられるが、本市関係では、さらに池上下宮線なり和泉中央線の整備が必要でございます。

また、鉄道の整備につきましては、南海本線と国鉄阪和線の利用が考えられるが、さらに国鉄環状線の南進出計画、また、泉北高速鉄道の延伸等が考えられております。これらの中で、早期完成のためにわれわれは最善の努力を尽くしてまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ議員さん方々におきましても、御意見を賜りながら御協力のほどをお願い申し上げまして、御答弁にかえさしていただきたいと思ひます。

- 6番(大谷昌幸君) 大変結構な計画があることを聞いて安心している次第ですけれども、空港は実質的にはゴーのサインが出ていると思うんです。果たしてできるんかできんかは別にして、和泉市として信太山のVORなり、三国山のレーダーサイトなり重要な機関を持っておるわけですから、この大きなバスに絶対に乗りおくれることのないような方策を講じていただきたい、ということをお願いしまして、時間ですので私の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

- 議長(横田憲治郎君) 続いて、22番・勝部津喜枝議員お願ひします。

- 22番(勝部津喜枝君) 通達に基づきまして一般質問を行います。

まず、社会教育行政でございますが、私は、私自身のまだ非常に不勉強な中でも、本市の社会教育行政につきましては、担当職員の方々の熱意等で非常によく市民の中に浸透しているのではないかと考えております。しかし、またその半面、いわゆるボランティア等の御協力によります面もありまして、それらの活動を進めていく上での予算措置、また、体制の不十分さも痛感いたしております。こうした中で、2、3の点について御質問したいと思ひます。

まず、文化財の問題でございますが、共産党は、価値ある文化遺産の保存継承につきましては明確に綱領の中でも、これらを保存し、さらに、今後の社会発展の中に大きく貢献できるものとして保存、発展を明確に位置づけております。こうした中で、本市の文化行政の中で具体的に、教育委員会の中の社会教育課の何名の方が文化財保存の問題に取り組んで当たっておられるのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。その中で具体的な点をお尋ねしたいと思ひます。

次に、図書館ですが、市民の願望でありました図書館の開館は、私が聞きましたところでも大

褒好評を博して、多くの利用者があるということです。先般、半年間の利用状況がまとめられたと聞いておりますが、貸し出し冊数や利用状況等本会議場で御披露いただきたいと思ひます。

次に、市民スポーツの振興ですが、スポーツ振興法に基づきまして、本市にも体育指導員の配置、また体育連合会等が活躍しているように聞いておりますが、体育指導員の人数やその実態、また、体育連合会の組織としての実態や活動内容をお尋ねいたしたいと思ひます。

第2番目に国保問題ですが、本市も国保財政の健全化ということで一定の料金改定が行われておりますが、ことしの「国保のお知らせ」の中にも、ますます増加する給付内容と財政状況が市民の中に配られておりますが、今後の見通しはどのようなふうになっているのか。

さらに、これらの中で相互扶助が大きく貫かれています、私は、国保問題については、社会保障としての問題も当然なければいけないと考えております。そうした問題から、本市の国保料の計算が、2年間のずれがあった上での料金の計算になっているということから、当然、今日のような経済、社会情勢の目まぐるしい変化の中で、現状に対しての救済措置、減免制度の具体化市民へのアピールを緊急にぜひ進めていかなければならない問題と考えております。本市の減免状況、年度別にどのように行われているか、明らかにしていただきたいと思ひます。あわせて、先ほど進められております高額療養費の貸し付け制度の実態はどのようなになっているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

第3点、老人の生きがい対策でございますが、これにつきましては、後ほど具体的提案をさせていただきます。前提として、和泉市の60歳以上のお年寄りの生活実態把握はどのような形で行われているのか、お尋ねしたいと思ひます。

以上、この場での質問を行い、再質問の権利を留保いたしまして、私の一般質問といたします。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁者に申し上げます。答弁の内容については、簡潔に要を得た答弁で、いたずらに時間を費やすことのないように要望したいと思ひます。
- 指導部次長（竹田明朗君） 勝部議員さんからの御質問のうち、1番目の社会教育行政について担当の指導部次長竹田からお答えを申し上げます。

まず、文化財保護行政でございますが、市内には池上・曾根遺跡ほか信太千塚古墳群、府中遺跡群あるいは惣ケ池釜跡群と本当に多くの埋蔵文化財が散在しております。また、有形文化財といたしましても神社、仏閣、民家をはじめ、また、天然記念物といたしましても、天然記念物として多くの樹木が育成されているところでございます。これらの遺跡あるいは文化財を守るとは、われわれ社会教育を担当しておりますスタッフにとりましても重要な仕事として受けとめております。

お尋ねの文化財関係を担当する職員の数でございますが、現在社会教育主事、これは職員でございますが、1名、これを現場に派遣し、毎日、現場で発掘調査あるいはその指導に当たってお

ります。また、それをサポートするために職員1名がついておりまして、そのほか管理者といたしましては、私、課長代理が補佐しておるのが現状でございます。

次に、図書館の現状でございますが、昨年11月に議会議員の皆様方の温かい御支援と御協力を得まして市立図書館がオープンいたしました。現在登録者数は約6千7百人、1日の利用が240人、貸し出しが626冊と非常に高い回転を示しております。

なお、本年4月現在におきましては、本館におきましては一般図書が15,880冊、児童図書が10,377冊、参考書1,881冊、30,938冊が整いました。また、自動車文庫におきましても17,233冊を持ちまして、現在、22カ所の駐車場を回り、登録者数6,796人に貸し出しをしているのが現状でございます。

次に、体育の振興の方で実施の体育指導員でございますが、現在、20人お願いしております。非常にこの方々は、市内の体育指導面に中心的に当たっていただきまして努めているわけですが、行事といたしまして、現在、市民スポーツとしてオリエンテーリングを取り入れ、54年度の市民スポーツとしてオリエンテーリングを広めていきたいと思ひ、それを中心に展開しております。

なお、本年度高齢者のスポーツといたしまして、体育指導委員会におきましては、ゲイトボールというゲームを推進しつつ、現在、各老人クラブを対象にいたしまして指導しているのが現状でございます。

なお、体育連合におきましては、陸上競技部ほか10の種目がございまして、それぞれ部長を中心に御活躍していただいているわけですが、各種目におきましては、春・夏の大会あるいは市外との親善試合、また、陸上競技部では、ことしから「和泉走ろう会」というような新しい試みも見まして、住民の中へ体育連合も入っていただき、市民のスポーツ振興に非常に御努力なさっていただいております。

以上、簡単でございますが、社会教育面3点にわたりましてお答え申し上げます。

- 2番（勝部津喜枝君） 一つは文化財の問題ですけれども、共産党は、かねてから池上遺跡が、全国でも有数の弥生式土器を含めまして、和泉市の歴史を語るものとして、完全保存を含めて、和泉文連等の住民運動の団体とも力を合わせて議会や国会でも要求してきておりますが、今般、また一つの市民の間で、新聞等にも発表されました久保惣さんからの寄贈の問題を含めて、一つの話題にもなっているわけなんですけれども、いまお聞きしましたら、これほど豊富な文化財を有する本市として、直接こうした問題にかかわっている職員が、現場への派遣の1人とサポートとしての1人、わずかに2人であるという点に、私は、文化財豊富な市としての行政側の体制の貧弱さを一つは痛感するわけです。

これは新聞に書かれていることですから、そのまま即市長さんの発言かどうか、真偽はわかりませんが、久保惣さんの寄贈を本市の文化財行政の目玉としてやっていきたい、こういうふうなことも書かれておりましたけれども、私は、まず今回の寄贈の最前提として、和泉の歴史を語るこのような貴重な文化財を含めて、基本的な文化財政策を立案していく、ということの中に久保惣さんの寄贈の問題も位置づけていくべきではないかと考えているわけです。

その点では、まず、教育委員会の本当にやっていく体制の充実として、社会教育課の中に2名の職員の配置ということではなくて、文化財保護の一つの課の設立を含めて、こうした文化財行政を根本的に考えていくべきではないかと思えます。このことについては、今後の和泉市の文化財行政の目玉として、いま、こうした申し入れのある時期に根本的に考えていくべきではないか、こういうことこそが非常に必要な状況じゃないかと考えております。その点で、文化財を本当に保存、発展させていくということで、教育長の基本姿勢をここではっきりとお伺いしておきたいと考えます。

- 教育長(葛城宗一君) 文化財を保存し、その活用を図って文化の向上に資するという、これはもったもな御意見でございます。それらの体制の充実と相まって、さらに向上に資するべきではないかという御指摘だと思うんですが、いま、次長から御説明申し上げましたとおり、専門職員1名と補助職員1名をもって多くの文化財の保存あるいは発掘調査指導に当たっているわけでございますが、これらの網羅いたします文化財の保存とあわせてその活用を図り、さらに、文化向上に資するという点については、御指摘のように、体制の充実ということが基本になると、かように考えるわけでございます。

御趣旨を踏まえて努めるところでございますけれども、御承知の財政抜きの行政が成り立たない中では、なかなか理想実現に至らないという現実がございます。今後、これらの保存あるいは文化向上に資するための施策として、国交の大幅助成制度の改善等の要望とあわせて、本市独自の立場で取り組んでまいりたい。大いに意欲を燃やして取り組んでまいりたい。かように考えるわけでございます。

以上、お答えにならんと思うんですが、お答えにかえさせていただきます。

- 22番(勝部津喜枝君) 久保惣さんの申し入れにつきましては、これをもらう、もらわないというようなことではなくて、再度申し上げるようですけれども、本市にすぐれた豊富な文化財遺跡があることは、これは和泉市の歴史を語るものとして、ぜひ文化財行政の貴重な目玉にしていくべきだと考えております。

そうした中で、価値ある文化遺産として、そうした個人の方が集められたものも含めて、和泉市の中にどう生かしていくのか、このことを明確にしていけない限り、行政の文化財施策として

の目玉がないのではないかと考えますので、係の配置も含めまして、体制の充実をするべきだという意見を申し上げておきたいと思います。

それから、図書館の問題ですけれども、私が大阪府下の、国際児童年の中で44あります公立の図書館の利用状況等を調べましたときに、わずか半年間の和泉市の開館ではありますけれども、府下で4位、5位の状況の中にあるという、非常にうれしい利用状況が出されているとも聞いております。インベーダーゲーム等を含めまして、児童を取り巻く環境が一方で非常に心配されております中で、こうした児童の、また、一般市民の図書館の利用状況が高いことと、さらに一層今後の地域に根ざした図書館行政活動をぜひ操り広げていただきたいと考えているわけです。

その点では、自動車文庫がなお必要があるということとあわせまして、手の届くところに子供たちには本を与えていくという環境づくり、これがぜひ必要だし、図書館法の中にも、そうした点は明確に規定されております。その点で、本市にはまだまだ冊数がわずかな状況ではありますけれども、かねてから市長さんに申し上げておりますように、各地域での図書分室を進めていく準備、また心構え、そうした面も進めていく時期ではないかと考えております。

そうした点で、自動車文庫とあわせまして、さらに進んだ図書分室を進めていくためにはどのような準備が要るのか、この点前向きに進めていきたい、とかつての議会で御答弁もいただいておりますので、担当課等でどういうふうに考えておられるのか、この場で再質問したいと思います。

- 指導部次長（竹田明郎君） 図書館の御質問でございますが、先ほど申しましたように、本館では、十万冊を整えるだけの用意をしております。しかし、まだ現在3万冊余りでございますし、私どもといたしましては、基本的に本館の充実をまず最初に仕上げてみたいと思っております。本年度も予算を5百万ほどいただきまして5千冊を入れてまいり、また寄贈の分も含めまして、本年も充実に努めてまいりたいと思っております。

一方、本館から離れたところに対しましては自動車の巡回、いま、すいせん号とくすのき号2台がございまして、それらが毎日各地を回りまして、登録者数8,612人の方々に、本館並み1回3冊、3週間の貸し出しをもってやっておるわけでございますが、本館を十分にサポートする意味で自動車文庫を進めてまいりたい。

また、分館につきましても、いろいろと私ども検討するところでございますが、現在、こういうような状況でございますので、ひとつ検討課題として残させていただきたい、かように思っておる次第でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 現在、3万3千冊余りを十万冊にしていくための毎年の予算措置、こうした問題については、まだまだ建物はできたけれども、中心課題として日の目を見にくい図

書館行政に対して、この点はひとつ市長さんの基本姿勢としての意向をお伺いしたいと思います。

それと同時に図書分室は、完全に本館が整った中で発足ということではなくて、すでに岸和田その他の状況を調べてみましても、図書分室も進めていく中で本館も充実していくという形態をとっていることも事実であります。

その点では、図書館法に基づきまして、官庁の主務機関としての運営についての十分な住民の意見を吸収する図書館運営の協議会の発足とか、また、現在あります読書連合会等を含めましてそうした各種団体とのコミュニケーションを進めていく問題とか、やはり具体的に進めていく積極的な御答弁を実はいただきたいと考えておいたわけです。この点では、今後の本会議等でも取り上げて追及してまいりたいと思いますが、まだまだ本が足りないというのも事実ですし、今日のような利用状況の中では、現在の冊数では、すでに何回転もしてしまうということも目に見えておりますので、市長さんの今後の予算措置等の決意を図書館の問題についてお伺いをしておきたいと思っております。

- 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんの御質問、文化向上のために図書館のこれからの充実ということでいろいろと御叱正をいただいております、感謝を申し上げます。財政難の今日でございますけれども、可能な限り図書館の充実をしてみたい、こういう決意でございます。

なお、分室につきましては、いろいろとございますけれども、まず、せっかくできた本館図書館というものをどう充実させるのか、それから、図書館によっていかに地域の図書愛好家の方々に、図書車を通じて、図書館を通じて生かさせていただくということに力点を入れている最中でございまして、いろいろの御指摘は今後とも検討させていただきたいと存じます。今後とも図書館の運営につきまして御協力のほどお願いを申し上げる次第でございます。

- 2番（勝部津喜枝君） 市民スポーツの振興ですが、二点ほど具体的にお尋ねしたいと思います。

一つは体育連合会ですが、これは十種目あって、各部長を中心に行われているということですが、連合会という以上は組織だと思んですが、会の会長さんはどなたがしておられて、十種目それらの予算的裏づけはどうなっているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それともう一点は、現在、オリエンテーリングを含めまして、信太山の自衛隊基地がさまざまなスポーツの場として利用されているようですが、かねてから本会議場等でも、自衛隊基地については都市計画上の障害物、こういう意向が出されているやに思いますが、市民のあらゆる場所、あらゆる機会を社会教育の場に、という社会教育法の理念にものっとりまして、そうした基地のさらに市民のスポーツの場としての利用の問題をどのように考えているのか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

○ 指導部次長（竹田明郎君） まず、体育連合の役員でございますが、先ほど申しましたように、陸上競技部をはじめ十種目でございます。会長には市長が就任していただいております。

それから、行事の委託料でございますが、これらにつきまして55万円の計上をしております。

第二点目の自衛隊演習場のスポーツ広場への開放あるいはスポーツ広場設置ということでございますが、いろいろとこれまでも大阪府知事あたりにも御要望してまいりましたし、市長といたしましても、せんだっての知事懇談の中でも、周辺含めまして非常に広い場所もありますので、そこら辺に誘致してほしいということも陳情してまいっております。市がいまこういうふうな財政でございますので、大阪府の施設等の誘致の中には規定がございませんので、ひとつ国、府の施設のようなものを持ってきて設置するべくこれから努力を続けてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御了承を願いたいと存じます。

○ 2番（勝部津喜枝君） 社会体育連合会の会長は市長さんだということなんですが、これはいわゆる社会教育団体ということになるんでしょうか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） そうでございます。

○ 2番（勝部津喜枝君） そうしましたらね、社会教育団体というのは、一つの定義がされておまして、法人であるといなどにかかわらず公の支配に属しない団体、というふうな定義もあるんですが、ここに予算措置が55万されているということで、市長さんが会長ということは、社会教育事業の定義からいって、私は、果たしてそれでいいのかどうかという疑念を持ちます。

さらに十種目の部長が置かれているということですが、これらの予算の配分と使い道がどのように決算として出されているのか、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

なぜこのようにお聞きするかといいますと、先ほど前段でも申し上げましたように、ボランティアの活動によって本市の社会教育活動が非常な御苦勞の中で発展し、支えられてきている、ということが一つあると思うんです。その点で、十種目の部長さんを先頭にしている体育連合会の実態というものがまだまだ議会の中でも明らかではありませんし、社会教育団体としての定義からいって、市長が会長であるということが、果たして社会教育活動を発展させるという立場から、そのままいいのかどうか、そういう点を疑念としているわけです。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 市長の会長の問題でございますが、ひとつ私たちの勉強課題とさせていただきますと存じます。

それから、決算報告等をちょっと私手元に持ってまいっておりませんので、後ほど、先生の方へお届けさせていただきます。また、54年度の計画も月ごとの計画書も上がっておりますのでそれらともども御提示したいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

- 市民部長（富田宏之君） それでは、国保問題、老人問題の二点につきましてお答え申し上げます。

国保の減免問題でございますが、低所得者に対する負担の軽減につきましては、現在、国保条例第21条の規定に基づきまして、一定の所得基準以下の世帯については、応能割り額の軽減を実施しているところでございます。また、国保条例第26条の規定によりまして、生活が著しく困難な世帯につきましては、その生活実態を勘案の上、減免の措置を講じているところでございます。

なお、52年、53年度の減免の状況でございますが、件数にいたしまして567件、金額にいたしまして657,406円でございます。53年度につきましては、件数640件、金額にいたしまして2,314万1,675円となっております。

また、高額療養費の貸し付け状況でございますが、昭和53年度17件、金額にしまして140万1,000円、54年度につきましては、4月、5月の実績でございますが、2カ月の実績は9件で、金額にしまして166万5,000円となっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三点目の老人問題でございますが、現在60歳以上の方々の生活実態調査を行っているのか、という御質問でございますが、現在、市内には60歳以上の方々が約11,300人居住されております。市独自では、全世帯にわたる実態調査は行っておりませんが、特に独居老人、寝たきり老人を対象といたしまして、民生委員さん、老人クラブ、連合会を通じ、調査を昨年度も実施しておるのが実態でございます。その調査結果につきましては近日中に集計し、数字的に近日中に御提示申し上げられると思っておりますので、その節まで数字的なことについてはよろしくお願ひ申し上げます。

- 22番（勝部津喜枝君） 一つ国保の減免問題ですけれども、条例で決められているのが非常に抽象的であるということと、あわせてそうした制度の宣伝がもうひとつ明らかにされていないというふうに思います。ことしもまた窓口で国民健康保険のお知らせが配られておりますけれども、この中で気になりますのは、国保財政の健全化ということで、あわせて医療給付が年々増加するというので、健康を守ることに以外に健全化をすることはないと、こういうふうに書かれているわけですけれども、全く個人の責任でしか国保財政の問題が取り上げられていないという点では、年々ふえてくる給付の内容については、現在の医療制度のもとで根本的な政府への要求とあわせて、医師の問題も含めて、含んでいると思うわけです。

その点で私、今回出されているこうしたお知らせは、被保険者だけに一方的な負担をしているような、健康を守ることでしかない、というふうに書いてしまうことには問題があると思っております。

もっと明確に、現在、2年間の期間のずれのある保険料の計算からくる生活実態の中で、こうした減免措置のあることを書くべきだと思うわけです。

そうした意味で、567件、または53年度の640件の減免は、具体的にはどのような形で認可されているのか。市長の裁量というふうに考えられるんですけども、どういう形でこれが進められているのか、その点もう少し突っ込んで聞きたいと思います。

- 保険年金課長（谷上 徹君） 減免についての昭和52年度の567件の内訳でございますが、一般減免といたしまして52件、180万円、同和減免515件、15,656,000円でございます。また、昭和53年度につきましては、640件のうち74件、339万円、これが一般減免でございます。566件、19,750,000円につきましては同和減免でございます。

減免の具体的な中身でございますが、減免と申しますのは、あくまでも生活が著しく苦しくなったというようなことで、保険料の負担にたえられないという限られた方を対象としてございます。その関係上、個々具体的に減免の内容が異なっておりますので、明らかにこれはこうなりますという、基本的な線というものは定めてございません。あくまでも、具体的なその実態に基づきまして減免を行っておるものでございます。

次に、医療制度そのものについての件でございますが、わが国の医療制度におきましては、相互扶助という観点から職域保険、また、われわれの国保等がいろいろ制度化されてございます。そのため先ほど御指摘のありましたように、医療制度そのものの抜本的な改正等につきましては、現在、政府においても健保法の改正、また、同事業の別建て特いろいろ考慮しておるところでございます。われわれ国保担当者としていたしましても、国なり府等に対しまして、これらの制度化抜本的な改革について要望しておるところでございます。

以上でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） いまの課長さんの御答弁で、一般減免がわずか52件、74件ということが改めて明らかになったわけですが、あくまでも生活実態の中で把握し、減免を決めていくということですが、それぞれの生活実態の中の減免額というのはどういうふうにして、だれが決めていくのか、その点はどうなっているんですか。
- 保険年金課長（谷上 徹君） 個々具体的な数値につきましては、われわれ担当の者が調査いたしまして、その家庭状況、また、所得状況等を十分調査いたしまして決定いたしておるものでございます。
- 22番（勝部津喜枝君） その決定権はね、金額をどの程度までどうするという決定権はどこにあるんですか。
- 保険年金課長（谷上 徹君） 減免は、あくまでも市長の権限でございます。条例にも規定し

てございます。

- 2番（勝部津喜枝君） 減免につきましては、大阪市、大東市等で、生活保護基準に照らして何%というふうな明確な規定を設けている市もあります。そうした面からいきましたら、先ほどから何回も申し上げますように、2年前の所得の実態で現在の保険料が決められるということからいきましたら、現在、非常に失業状況にあるとか、社会経済情勢の変化の中で困った状況にあるということからいって、こうした制度のあることを宣伝することとあわせて、どういう人たちがそれを利用できるのかという点での明確な基準を設けるべきだと思います。内部規定としてはあるのかどうか、この場でははっきりしておりませんが、生活実態の把握というような非常に抽象的な、また、個人的な裁量で決められるということでは、窓口での相談としても非常に困るのではないかと思います。

その点で、今後ますます保険財政が困難になってくることは目に見えているのとあわせて、本市の市民税の状況等から、低所得者層を含めて、保険の負担というのは非常に深刻なものがありますので、老人世帯、年金世帯、また失業、そうした問題を含めまして、減免制度の市民へのアピールと利用を可能にする規定というものを具体的に設けていくべきだと思います。この点は提起で終わりたいと思います。

それから、高額療養費の問題ですけれども、私自身もこれは手続と関与したことがあるんですが、非常に多くの書類をつくらなければいけないということとあわせて、市民への宣伝も行き届いていないせいか、実際問題として余り利用されていないように思います。

長期に入院している人等で、高額療養費の2、3カ月の間の時期であっても一時に払わなければならないというのは、非常に困難な状態を生み出していると思います。その点では、すでに八尾市等で医療機関と契約を結んで、病院で直接同意書を結んで、窓口で払わなくてもいい、というような例も進められているようです。これはひとつ今後の課題として、高額療養費の医療機関との提掲、同意書、委任状を結んでのやり方というものを進めていっていただくように提起しておきたいと思います。

それから、お年寄りの生きがい問題ですけれども、60歳からお年寄りだといって失礼になったようなこともあるようですけれども、一つは、実態把握というものが明確にされていかなければならないと思うのと、私は長年御苦労され、社会発展に貢献されたお年寄りが、年を取ってからもなおあくせく働かないかんというようなことではないんですけれども、なお社会に貴重な存在としての生きがいを与えるということで、東京の武蔵野とか、姫路、大阪でも吹田、摂津等で行われている生きがい公社の設立によって、お年寄りの余暇と特技を地方自治体の中で独自に生かしていく政策、こうしたものを進めていく一環として、お年寄りの生活実態を、さらに特技等

の登録も含めてやっていく。そういう内容の問題での提起をしたいと思います。

その点では、過日、市民部長さんと個人的にお話しましたときには、そうした生きがい対策は、研究によっては本市でもできないことはないと思う、というふうに言っていただきましたが、改めてこの場で、特技の登録も含めて、生きがい対策をさらに進めていく、そうした点での抱負をお聞きしておきたいと思います。

- 市民部長（富田宏之君） 高齢者社会の核家族化が年々進んでおる今日、老人対策が重要な課題となっております。現行医療保障に頼ることなく、社会に貢献できる分野の開拓、機会の提供により老齢者の生きがい、健康保持を図りつつ、調和のある社会を築かなければならないと考えております。

大阪府下においては、生きがい公社事業団等の組織のもとに、公共施設の除草、民間企業の軽作業、庭木、農園の作業等高齢者に見合った就労の機会を提供し、好評を得ております。

本市といたしましても、社会福祉センターの設置、病院の確保は、未曾有の財政難の中で困難な状況にあります。将来的な構想とあわせ、当面の対応といたしまして、社会福祉協議会とともに連携をもちまして、老齢者の方々の一つでも多くの生きがいがつくれるよう調査検討を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 2番（勝部津喜枝君） さっきのスポーツ振興のところでちょっと申し上げるのを忘れたんですが、自衛隊基地の平和的利用・開放という点で、共産党議員団の方に、基地のランニングロード、サイクリングロードとしての行政の位置づけ、それに対する自衛隊なり関係当局への働きかけ、そうしたものが要望として出されております。

現在も各個人で走ったり、オリエンテーリング等やられているようですけれども、さらに一歩進んだ基本姿勢として、基地内スポーツ振興の場として進めていき、そうした問題を取り上げていただきたいということを、要望を含めて、われわれの方に市民から出されていることを申し上げておきたいと思います。

それから、体育連合の実態ですけれども、会長が市長さんということですが、再度申し上げたいのは、公の支配に属しない、また、社会教育団体の定義からいっても、こうした連合会が予算要望を当然財政当局にしたいと思いますけれども、その団体の長が市長であるというのは、定義からいってもおかしいと思いますし、改善の検討が必要ではないかと思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

それでは、これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

（午後2時42分休憩）

○

(午前3時35分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、会議に入る前に、理事者より府派遣職員を紹介したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

- 市長(池田忠雄君) 午前中の開会冒頭に御紹介をいたすべきところ、非常におくれまして申しわけございません。

大阪府より5月10日付で都市整備部へ幹部職員2名の派遣をいただいて、議場に出席を求めた氏名の中に列記をさしていただいております都市整備部理事の門川祿朗さんでございます。同じく都市整備部理事の中山重光君でございます。2名本市都市整備部の理事として位置づけをいたしておりますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。時間をいただきまして恐縮です。ありがとうございました。

- 議長(横田憲治郎君) 一般質問を続行いたします。

次に、13番・赤阪和見君。

- 13番(赤阪和見君) 一般質問の通告順に従い質問いたしますが、理事者においては明確なる答弁をお願いいたします。

まず第一点、学校施設開放であります。学校は単なる建物や施設というより、在校生や卒業生はもとより、その地域にとっても大切な共有財産であり、その意味で学校開放は、みんなの共有財産をどこまで大切に守り育てることができるかという地域住民の連帯意識のパロメーターであり、また、絶好の社会教育の場であります。よくこのごろは「生涯教育」という言葉がいわれますが、それを実践する場があまりにも少な過ぎると考えます。その点を踏まえ、わが市において、学校施設の開放についてどのように取り組もうとしているか、お聞かせ願いたい。

まず一として、最初に市民グラウンド、市民プール、市立体育館、テニスコート等々独立した施設の地域性はどうなっておるか。二として、すでに学校施設の開放を実施しているところは何か所で、利用者の地域性、また、管理はどのようにされておるか。三として、今後の運営方法、開放校の目標はどうするのか、また、どのようにそれをしようと考えておるか。四として、学校教育と一般市民スポーツ活動との関連、また、それに付随する施設——トイレ、更衣室等はどうのようにしようと考えておるか、お答え願いたい。最後に、学校施設開放の基本的な発想をどこに置いておるか。特に新設校に対し、今後、そのような開放施設を当初にどのようにするかをあわせお答え願います。

通告二点目、火災初期消火についてであります。4月10日午前10時25分ごろ伯太町4

の6で住宅11戸を焼くという火災があり、そのうち6戸全焼と大変大きな火災となったわけ
あります。私も当日大阪よりの帰り、ちょうど初めから現場におったわけですが、余りにも水
の出が悪く、何とかできないものかと気をもんだ一人であります。新聞報道も、4月18日付読売
では「延焼を許した細い水道管 和泉市の住宅街」と4段見出しで出ておりましたが、その中で、
初期消火のおくれ、また、現場付近の水道管の口径が小さ過ぎて、消火栓の水圧が低く、延焼を
食い止められなかった。同市内の消火栓の半数以上は百ミリ以下等々詳しく書かれておりました
が、今後のことを憂う一人としてお聞きしたいと思います。

最初に、初期消火の体制はどのようになっておるか。二番目に、市内消火栓の実態は、200
ミリ、150ミリ、100ミリ、75ミリ、50ミリとありますが、各どのようになっておるか。
また、それと飲料水との関連。三点目に、防火水槽の実数、管理、今後の設置はどのように考え
ておられるか。四点目に、宅建業者によるミニ開発に対し、建築確認申請が消防署へ回るが、何
をどのようにチェックしておるのか、お聞きいたしたいと思います。水道事業として今後の計画
を具体的に御答弁お願いいたします。

最後に三点目、青少年問題——非行防止、健全育成については、7月後半8月にかけて特に小中
高の夏休みが始まり、学校教育とも長きにわたって開放される時期であり、開放感から気も緩み
がちになる季節であります。そこで、青少年問題協議会並びに教育委員会等の指導方針をこの際
お聞かせ願いたいと思います。

そうした中で、昨今やかましくいわれ、公害ともいわれるインベーダーゲームなど、また各種
十円ゲーム——新幹線どうのというようなゲームがあるそうではありますが、社会問題化しており
ゲーム代ほしさに窃盗や深夜までのゲーム遊び等々の非行化防止をどのように指導しているか、
今後の対策はどうなっておるか。また、市内にインベーダーゲームが何台、十円玉ゲーム、現金
使用のゲームが何台くらいあるか、把握しておれば教えていただきたい。それらゲームセンター
並びに駄菓子屋店主等経営者への対策はどのようにしておるか。三点目に、酒、たばこ、ポルノ
雑誌等青少年の目に触れない、手に持たせない、買わせないため、各自動販売器等の
実態をつかみ、設置者に管理を願い、時間、特に深夜等の販売を自粛していただくことはできな
いものかどうか。ポルノ映画等の立て看板も通学路等に設置されておりますが、風紀上どう考え
ておるのか、お答え願いたいと思います。

以上、説明を終わりますが、誠意ある答弁をお願いし、再質問を保留いたしまして終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 赤阪議員さんの御質問に担当しております教育委員会指導部次長
よりお答え申し上げたいと存じます。

まず、第一点目の学校施設の開放の点でございますが、都市化が進む中において、子供たちの遊び場所が失われたという発想のもとで、校庭を休日遊び場として開放するという、そういうような文部省の発想のもとで、学校開放というものが始まってまいりましたんですが、その後、文部省においても、スポーツ振興策の一環としても取り上げられるに至っております。

本市におきましては、これまでこれらの問題に対応するために、市内の小中学校におきましては、学校運営に差し支えない場合、学校側の御理解を得ながら、管理運営の責任のとれる団体に対して学校を全面開放してまいりました。今後も引き続いて学校運営に支障のない限り、また、校庭につきましては、諸条件を勘案いたしながら、これまでどおり、積極的に学校体育施設に限って開放を続けてまいりたいと思っております。

それから前後いたしました。体育館その他スポーツ施設でございますが、体育館におきましては、全市的なエリアをもちますところから御参集いただきまして、体育館自体貸し館的じゃなくて、教室を開き、独自の企画を持ちながら各種スポーツの育成に努めているわけでございます。ですから、どこら辺からお越しでということでございますが、これは全市的にお越しただいていられるものと私たち判断しております。

それから、プールの方でございますが、市民プールの方は、こちらの近くでございます関係上、利用者も多いと思っておりますが、年間にして大人で8千人余り、中人で5千人、子供が2万2千人。また石尾プールにおきましてはやや減りますが、大人が426人、中人417人、小人2,110人。このような利用の状況でございます。

また、市民グラウンドにつきましては、一定の大会等が催されておりますので、その期間中は大会に使っておりますが、空いている期間は、これもエリア各市場場からの申し込みが参っております。

その次に、管理の面でございますが、一般開放するときに、学校のトイレなんかは、どういう状況で使っていくかというようなお尋ねでございましたが、管理の方は、そのときどき使わせていただいている責任者を置いておりますので、その責任者が運営あるいは指導にも責任を持って使い、学校のトイレなんかは、併用させていただいているのが現状かと存じます。

その次に、学校の開放事業につきまして触れられておりましたですが、体育施設の開放につきましては、先ほど申しましたように、スポーツ振興策の一環として取り上げられまして、一定の条件が当てはまるときに、開放事業の管理指導に当たる方々への謝礼の補助制度がございまして一校当たり年間18万円を限度といたしますが、本年度から試行的に中学校のうち数校を選びまして実施すべく、現在検討、準備を進めております。

なお、本運営につきましては、この補助要綱によりますと、各校におきまして、スポーツ教室あるいは各種大会、それからスポーツテスト、スポーツ相談等を実施しながら、地域の住民が、

みずから健康で体力維持、増進を図ることをねらいとしておりまして、これには地域の体育指導員を中心に、学校体育指導者を管理指導員に専任いたしまして、事業を推進してまいりたいと存じます。

それから、三点目に夏休みの非行化防止の問題がございましたので、私の方から続けてお答えをさせていただきたいと思いますが、夏休みを前にして、青少年の非行というのはかなり芽生える一つの要因となっております。青少年の非行の現状を見ますときに、件数の増加もございましたが低年齢化あるいは悪質化というようなことが毎日、新聞紙上等で報道されて明らかであります。しかし、幸いなことに、本市では、まだマスコミに取り上げられるほどの大きな問題は起こっておりませんが、昨年の和泉署の「防犯白書」にも見られますように、喫煙、深夜の徘徊などによる補導件数が、前年度より減少しているものの、窃盗犯におきましては、136件も増加するというような実態でございます。

そこで、これらの原因を見ますときに、学校、家庭環境等いろいろございますが、まず、学校側の教育におきましては、生徒と先生の間関係の連帯感、あるいは生徒の生活実態の的確な把握、あるいは生徒の指導を積極的に展開する、また、市内の青少年指導委員等関係団体と生徒審議会が一緒になって犯罪防止に当たる、これらの方策があります。

また一方、昨年11月に、青少年の健全化のために和泉市青少年問題協議会という市長の諮問機関がございまして、ここでいままでも縦割りに実施しておりましたいろいろの事業を、今度、横の連絡を密にいたしまして、校区の方で実践的に活動ができる市の青少年問題協議会というものをつくっていただき、住民の声としてそういういろいろの、いま、赤阪先生が申されました環境浄化のための自動販売機の撤去、衛生具の自動販売機の撤去、あるいは自動販売機の時間的な制限等をもここで世論として高めて対処してまいりたい、かように思っております。

また、夏休みの対策といたしましては、市教委の方から保護者あての啓蒙ビラの配付あるいは各校において生活指導等を樹立してそれを実践する、あるいは青少年指導委員、協働員等の非行防止を積極的に進めていただく、こういうような対策を講じまして、この夏、非行の起こらないように対処してまいりたいと存じております。

それから、インペーターの台数ですが、台数はちょっとわかりませんが、6月1日現在で調べましたところ、8つの中学校校区のうち7つまでがございまして、全部で94カ所に設置されております。台数は明らかではございません。また、十円コインゲームというのは、ちょっとまだ私どもの方でデータをつかんでおりませんので、今後の調査の課題とさせていただきます。簡単でございますがお答えとさせていただきます。

○ 13番(赤阪和見君) いま、お答えをもらったんですが、質問を具体的に1、2、3、4、

5という形でしているわけで、それについての答えが何か中途半端のように思うんで、もう一度聞きたいと思います。

市民グラウンド、市民プール、市民体育館、テニスコート等独立した施設の利用者の地域範囲ですね。地域性というのをぼくはなぜここで聞くかといえば、中心的なものがそのようなものであって、ここでいう学校開放という問題にしぼる中で、それだけの広い空間があるということに着眼していただいて、その中で、そこを開放することによって、即少ない時間でもそこへ行ってやれるというメリットを考えるわけです。

特に、市民体育館であれば、教室等でもう満タンであるとか、また、教室へ参加したくても、父鬼、春木川、横山関係のそういう遠いところは、全く参加できてないのが現況じゃないかと、ぼくはこう思うわけです。そうした施設を存分に利用していただくということで学校開放の趣旨があるかと思っています。そういう点でどうか、ということをお聞きしたわけです。

それと、学校開放を実施しているところですね、そこはどうなっておるのか。多分そこは地域の、その校区の人たちだと私は考えるわけです。そういう点で聞いたわけです。また、管理はだれが責任を持ってしておるのか。現在、開放されておるところですね。そうして、今後の運営方法、開放校の目標はどのように考えておるのか、具体的に教えていただきたい。特に、最後に述べましたけれども、新設校に対する開放しやすいような建築を考慮すべきじゃないかと。開放しようという努力があるならね。そういう点、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 恐れ入ります。

遠いところでは、いろいろの体育施設がありながら参加できないではないかということで、学校施設を積極的に開放せよということですが、全校におきまして、すでに学校は開放しております。これはいままでも開放しておりますし、今後も続けたいと思っております。ですから、体育館に来られないようなところは、積極的に学校の利用がされているものだと私は考えております。

それから、管理責任の方ですが、やはり御利用なさっているチームの責任者等がこの管理に当たっております。

以上でございます。

○ 13番（赤阪和見君） 全校で開放されているとはいいますけれども、現実の実態といえば余りにもおきびしい現状なんじゃないか。学校開放というのは、特に大変な事業でもありますね。教育長、学校管理と開放後の管理とこの2本立てをはっきりしたものをお持ちかどうか。また、管理運営に責任が持てる範囲でという言葉がありましたけれども、これはどういう責任の範囲か、聞かしていただきたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） 簡単にお答え申し上げます。

まず、第一点目の学校開放における管理責任等の問題の御指摘だと思います。学校の開放につきましては、かねがねスポーツの振興の精神あるいは社会教育の趣旨から、一般に広く教育に支障のない限り開放するということの周知徹底を校長に図り、その開放に努めているという実態でございます。

開放と実態といたしましては、実際使う団体そのものも、御承知のように、社会教育団体としての組織団体でございまして、クラブ組織、それらの団体の指導育成を含めて、使う側にも管理責任のマナーを心得てもらう。学校を利用して吸いながら一つ残さないように、ということの指導の周知を図り、加えて、直接の管理責任は教育委員会が持つものでございまして、管理は学校警備員をもって当て、指導者としては、心ある先生の応援あるいはスポーツ指導員の人をもってこれに当たっているのが実態でございます。

二点目の利用を容易にするために学校施設の増改築等の時点で、建物の構造、管理面を一般に開放できるように心がけているか、という御趣旨の御指摘だと思うんですが、お見かけのとおり、近々建設いたしております体育館等につきましては、野外の運動場に便所を体育館の増設とあわせて位置づけたり、体育館には従来、便所なるものを別個に設けておらなかったんでございますが、便所を更衣室とあわせて一般の開放にもその利用が容易ならしめるために、可能な限度において配慮をし、建築いたしておるのが実態でございます。御趣旨を体して、学校は学校としての、義務教育行政財産としての確保に資するとともに、一般の方々に教育上支障のない限り開放してまいりたい、かように考えております。

- 13番（赤阪和見君） 今後の問題として、特にこれからは新たにそういう施設を設けるとかいう形はとても無理だと私は考えるわけです。そういう点で、現在ある小学校、中学校また、公民館等のいま現在張りついているところをうまく利用してやっていかなきゃならない。これは大きな一つの課題じゃないかと思うわけです。

そういう点で中央丘陵の開発にしても、住宅計画の中でコミュニティ構成は、小学校を核とする近隣住区システムによるというふうに、学校が中心になるような内容で述べられていたように私は記憶しております。また、先ほど勝部議員から老人に対する云々とかいうふうな質問もありましたが、すべてを包含した中での老人憩いの家とか——これはこの質問の範囲とは変わってくるわけですが、新設校に対しては、そのように地域に開いていく。その中にスポーツの開放面もあるんだ、という点を私は考えていただきたいと思います。

特に文部省から学校開放に対する補助金、わずかばかりでありますが出ておるように聞きますけれども、神戸市では——神戸市とわれわれでは比べるべくもありませんが、「学校開放」という小冊子まで出しておるわけです。また明石市では、コミュニティということで、学校開放に対する

取り組みは非常に進んでおります。明石市は、私どもの市より倍以下、倍にはちょっと足りない28万ほどの数です。それでも狭い地域を生かしながら使っておる。私も見てきましたけれども一つの例をとるならば、体育館を新設するときには、3階まで上げてしまう。そうして柱の立ち上がり、階下の部分ですね、柱の部分は補助を受ける。後で市の単費で側面と床を打てば十分に使える施設ができる。このような方法もとっているわけです。

その点では、和泉市といえば広い面積を誇っておりますけれども、私たちが利用できる施設また広場というのは非常に少ないわけです。田んぼは多いけれども、そういう公共に資するような施設は非常に少ない。そういう点で、特に学校の開放を、私も勉強いたしまして提案していきたいと思っておりますので、できる範囲の考え方を広げて持っていただきたい。その点ひとつよろしく願いしておきます。

次に、青少年問題なんですけれども、これは学校から、また教育委員会として、子供を指導教育する立場にある人が、今回の一連の事件等を通じて子供に何かを指導したか、どういう点でどのような通達を出したとかいうのがあれば聞かしていただきたいと思えます。

○ 指導部長（高橋貞良君） ただいまの赤阪議員さんの御質問に対しまして指導部長高橋からお答え申し上げたいと存じます。

現今、一番問題になっておりますインベーダーの件につきましては、御承知のように、隣の堺市教委とか、あるいは高槻市教委、または、一番最初には京都市教委といったふうに、教育委員会として一定の方向を出しているように新聞紙上で承っております。

本市教委としましては、この問題につきまして5月18日の校長会並びに特に6月1日の小中合同の校長会におきまして、過熱化してくるこの問題が健全な青少年の心身をむしばむのではないかという点で、校長会と教育委員会とともに主体的に取り組んできたところでございます。

その中で、特にこの問題が現在、児童生徒にどのような影響を与えているか、ということで情報交換もし、協議もしたところでございますが、各学校において、この問題が過熱化する前にぜひとも取り組まなければならないという中で、各学校においては、児童生徒が一人で行くことを禁止するという点、十分に理解して取り組んだところでございます。

その上に立って、学校によってはPTAと共同しまして、これの実施方を保護者に訴えたり、また、PTAの生活指導委員会で学校の先生とともに各現場を回って、子供の立ち入りを見回っていく、といったようなことの対策をとっているところもございます。いずれにしましても、本市においてこの問題が過熱化する前に、教育委員会、校長会とともに協議しまして取り組んだ次第でございます。

なお、そういう実態の上に立って本市においては、阪和沿線と山間部と設置の状況も違います

し、各学校の実態が違いますので、一律的な取り組みというふうな点で画一的な通知はしてございません。

なお、この問題の本質は、御承知いただいておりますように、ゲームそのものは風紀的にかけに走っているものではなく、ゲームをするゲーム代がかさむ。また、そのことによって視力を痛めるとかといった付随的なところにこの問題の本質がございます。そういった点から、子供の体を守るとか、また、小遣いの使用をどのように適切にするのかとか、また、余暇の善用をどのようにするのかといった、全体的な生活指導上の問題を多く含んでいるという点がございますのでその点も教育委員会として十分に指導し、各学校で実態の上に立って指導していただくよう指導してきたところでございます。

きのうも中学校の生徒指導の主事の先生の会合におきまして、私ども、担当の生活指導の指導主事を派遣しているいろいろと調整したところでございますが、現在、各学校において、生徒はこのゲームについて、ゲームをやってこんなばからしいことはない、目も痛めるし、はたでばりばり金を使っているのを見るとばからしくなってくるというふうな感想を持っているようでございまして、かなり落ちついた動きを見せているのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、御報告にかえさせていただきます。

- 13番（赤阪和見君） なるほどインベーダーゲームも最近、そのような落ちつきを見せてきたということであるわけですが、特に夏休みを通じていろんな形で……。この件については、特に小学生の高学年から中学生、高校生という範囲でして、それよりもっと下の低学年の、よくスポーツ紙等に「十円玉産業」というふうな形で大きく宣伝が載っているわけですが、駄菓子屋店等の店頭で、もう十円玉が即コインであり、玉である。それをこちらから打ってこちらへ行かす。だんだんこう7回ほど打って、下まで来ればおまけが出てくる。十円玉が即遊具の一部なんです。これは非常に憂うところがあると思うんです。

特に十円玉という細かい単位ですので、「十円くれ」というような形でよく見かけるわけです。そして、そういうような機械へ群がっている。これは親としてもたかが十円ぐらいという感覚と、子供としても今日、十円では何も買えん、これで遊ぶ。ともすれば、家庭にある親の財布をちょろまかすということまで聞いておりますけれども、その点どのように把握してやっていただけるのか、また、問題は起きてないのかどうか、その点をお聞きます。

- 指導部長（高橋貞良君） お答え申し上げます。

現在は、御承知のようにインベーダーゲームが最近に問題になりまして、議員さん御指摘の十円玉の件は、現場において問題になっているように聞いてございませんが、青少年育成という議員さんの非常に深いお心を体しまして十分に対処していきたいと思っております。

この点も、先ほど申し上げましたものと同じでございまして、結局子供たちが余暇をどう使うのかとか、そういうかけごととか、小遣いの正しい使用とかいったものと非常に深い密接な関係を持っておりますので、先ほど申し上げましたインベーターの件と同様に、子供たちの心身を健全に育てるんだという点から各学校へ十分指導しまして、取り組んでまいりたいと思います。

先ほど御指摘いただきました、夏休みにかけてさらに再燃して過熱するのではないかということも十分予想されるところでございます。それにつきましても、私ども、市内の生活指導に携わっておられる先生方の集まりである生活指導協議会を通じまして、また、先ほどからの青間協の先生方との協力も得まして、十分に補導体制を強化していきたいというふうに考えている次第でございまして、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 13番(赤阪和見君) 最後に、この点についてもう一点。青少年問題協議会ですか、これが先ほど竹田次長さんの説明では、縦割りから横割りもできつつあるということですが、あのポルノ映画の立て看板、また酒、たばこ、ポルノ雑誌等の件は、指導の手を差し伸べてもらわなきゃならない点もたくさんあると思いますので、青少年問題協議会を一体どのように、また、地域でどのようにしようとしておるのか、また、それはどこまで進んでおるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 校区の青少年問題協議会の中身につきまして御質問がございましたので、竹田よりお答え申し上げます。

先ほどちょっと触れさせていただきましたんですが、青少年の健全育成のための市長の諮問機関といたしまして、市の青少年問題協議会というのがございます。昨年11月に、その具体的な方策が専門委員会等で練られましたものを市長に具申したわけでございますが、いままで、ともすれば縦割り型、いわゆる青少年指導委員は指導委員、民生委員は民生委員、防犯は防犯というような形で、縦につながった個々の事業を進めてまいっておったんですが、それでは効果が上がらない、あるいは住民世論としての高まりがないということで、それじゃ実践活動の場として、市の青少年問題協議会を今度は校区の中にもつくっていただく。校区青少年問題協議会をつくらせていただいて、その中で議論を深く高めながら、これら環境浄化のために尽くしていただきたい、ということで現在、お願いしているわけでございます。

ですから、組織される範囲といたしましては、各校区におきます町会、自治会長さん初め、青少年指導委員さん、あるいは小中学校の代表、民生委員さん、防犯委員さんというような方々、さらに、市議員の先生方の御指導も得なければなりませんので、市議員さん等の御参加も得る中でひとつこの問題を展開していきたい、そういうことで、6月末をめどに各校区で設置していただいているのが現状でございます。

それから、具体的な取り組みといたしましては、ただいま申しました社会環境をよくするための自動販売機、悪書追放などの問題、それから街頭へのポスターの掲示、また、子供たちのためには、「ふるさと運動」と申しまして、地域における町を愛護していくような運動、あるいは市民へのPR活動、それに本年は国際児童年にも当たりますので、子供たちを理解していただくための研修会等を各校区で持っていただきまして、親と子が密接なつながりを持ち、非行に走らないようなことをお願いしている最中でございます。何とぞ先生方の御協力もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 校区の青少年問題協議会の中でまたいろんな点をお聞きしたい、また、協力していきたいと思ひます。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 消防長(松村吉堯君) 火災の初期消火について消防長松村からお答えいたします。

去る4月10日の伯太町の火災に対しましては、議員さん方に多大の御心配をおかけいたしましてまことに恐縮に存ずる次第でございます。

まず、お尋ねの一点目の初期消火の実態ということでございますが、消防の初動体制のことでないだろうかということでお答え申し上げたいと存じます。

私ども消防の出動体制につきましては、一定の出動要領というものを団の中で設けてございます。たとえば伯太町に例をとりますと、消防団にいたしますと1分団、8分団、9分団、すなわち和泉地区、幸地区、信太地区の三つの分団が同時に出動していただくわけでございます。

さらに、消防暑といたしましては、本署から特科ポンプ分隊、すなわち場所によりましてタンク車あるいはスノーケル、はしごあるいはポンプ車というように乗り分けますけれども、一台とそれに昨年10月議会の御理解のもとに購入していただきました救助工作車、これにはあらゆる救助器具を積載いたしておりまして、これが一台行くわけでございます。それと指揮原調車が一台。さらには、出張所でございます、府中の出張所のポンプ並びに旭出張所のポンプ車、これが第一次出動として出てくるわけでございます。

さらには、第二次出動に備えまして、4月の伯太町クラスを想定いたしましたときには、池田の出張所を本署まで前進体制をとらずわけでございます。

そういうふうな出動体制をとりまして、まず、119で私どもの方に火災の通報が入ってまいりますと、「家屋火災だ。何々町」ところ聞いた時点で、場内放送あるいは無線で出火指令をいたすわけでございまして、それを聞いた各分隊が直ちに出勤いたします。あとの詳しい場所につきましては、さらに無線で後を追いまして指示する、こういう状態で出勤しているのが実態でございます。

ただ、現在の交通事情の中で、私どもの出勤する中で一番隘路となっておりますのは、やはり現在の道路事情であろうかと思えます。この中で緊急車といえども、緊急車の一つの特権というものが非常に薄うございまして、それらの中で事故等を起こせば、その状態によっては、緊急車といえどもこちらが責任を負わなければならないという状態もございまして、あるいは隊員等の安全という問題もございまして、かなり困難を来たしながら、昼間ですと走行せなけりゃならんというのが実態でございまして。そういうことで、初期消火というんですか、それに当てはまるかどうかわかりませんが、一点目の二つのお答えといたしたいと存じます。

さらに、一点目の消火栓の実態でございまして、和泉市内全域に1,586の消火栓がございまして。この内訳を申し上げますと、50ミリ管が44、75ミリ管が247、100ミリ管が477、125ミリ管が52、150ミリ管が417、200ミリ管が246、250ミリ管が30、300ミリ管が68、400ミリ管が9、500ミリ管が1、合計しまして1,586カ所に消火栓がございまして。これが消火栓の実態でございまして。

さらに、防火水槽でございまして、防火水槽につきましては、公設、準公設を含めまして151カ所ございまして。この151カ所の平均といたしまして、私ども、いま防火水槽として位置づけておりますのが40立米、一分間に1立米として40分間もつということで計算しまして設置さしていただいているわけでございまして。これについては、先ほど申し上げました消火栓とか、あるいは自然水利を勘案いたしまして、水利の薄いところ、出薄いところを選びまして設けていくわけでございまして、現在、これらの設置する場所につきましては、いろんな経済的な理由もございまして、地元の御協力をいただいているというのが実態でございまして。

さらに、四番目の建築確認について、ミニ開発の建築確認が消防署へ回っていくのではないかとございまして、建築確認につきましては、ミニ開発等の一団地を形成するものについては、私どもの防災上の最重点といたしまして、やはり侵入経路、もう一つは水利、これらを重点的に見ていくわけでございまして。

現在のミニ開発、昭和52年以降だと記憶いたしておりますが、52年以降につきましては、150ミリ管以下のところには消火栓をつけていない、いわゆる150ミリ管を導入しなさいとこういうふうな指導を申し上げているわけでございまして、昭和52年以降のミニ開発につきましては、そのような御協力をいただいております。さらに、150ミリ管のどうしても導入しにくい場所につきましては防火水槽を設けていただく、こういうことで御協力をお願い申し上げているのが実態でございまして。

建物の構造そのものについては私どもの方ではなく、建築指導課の問題であるということで、防災上の問題についてとらえておるといというのが実情でございまして。

さらに、水道の給水管との関係ということにつきましては、水道部の方からひとつ答弁をお願いしたいと存じます。

- 水道部長（田中 稔君） 水道の面から私の方から申し上げたいと思うんですが、消火用ということになりますと、150以上が最も望ましいわけでございますが、水質保全という問題からまいりますと、市内全部150管でいいのかということになりますと、非常にむづかしい問題が出てまいりますので、今後の問題とあわせて、水質保全が可能な地区については150管以上で今後は継続していきたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 13番（赤阪和見君） 簡単に聞かしていただきたいと思ひます。

消火栓の実態はいまいろいろと聞きましたけれども、125ミリ以下820カ所、半分以上を占めているわけですが、これだと、新聞にも載ってましたように、水圧が非常に低くて消火には大変だということになっておるんで、その点で水道事業とのかけ合せというんですか、考え方をお聞きしたいのが一点。

初期消火の体制というの、必ずタンクが行くということになっているのかなっていないのか、その点。

それと、ミニ開発のチェックですが、52年以前のやつが125ミリ以下のやつになっているわけですね。そういう点で、水道との関連をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

- 水道部長（田中 稔君） いわゆる150ミリ未満の古い管でございますけれども、飲料水に事欠くというふうな状態のところは、優先的に布設がえしております。そういう地区につけば、現時点では150入れても水質保全ができるという地区が多いので、もちろん150以上で布設がえしております。

現在、100以下、いわゆる150ミリ未満のところでも、飲料水として水量的に十分あるんだというところについては、飲料水を優先的に布設がえをしておりますので、そこまで……。起債の対象ということについても、消火用の水道管だということになれば、現時点では非常にむづかしいということもございまして、飲料水を主体にしながら、細い管についても計画的に布設がえしていきたい、こういうふう考えております。

- 消防長（松村吉堯君） 初期消火につきましてタンク車が必ず行くのかという御質問でございますが、タンク車につきましては、現場と水利との間が遠いとか、あるいは道路状況等を勘案いたしましてタンク車を出す場合もございまして、水利が近い、さらには、道路状況が細いとかというような場合には、小回りのきくポンプ車を優先して持参している、そのように乗り分けをいたしてございます。

- 13番（赤阪和見君） この場合は行かず。

- 消防長（松村吉堯君） この場合は、タンク車を出してございます。
- 13番（赤阪和見君） 当初に。
- 消防長（松村吉堯君） 当初に出してございます。
- 13番（赤阪和見君） 財産保全の意味からいいまして、市民を守る立場から、安心して暮らせる町づくりということもありますけれども、そういう点に着眼していくなれば、やはり初期消火、または水道管の敷設等も十分に考えていかなきゃならないし、また、それが飲料水中心であるということもわかるわけです。そしてまた、50ミリ等のところで、それで十分だということろは、特に消防との連携を密にとりながら、初期消火のために防火水槽の新設を特によろしくお願いしたいと思います。

最終的に、私のきょうの一般質問の全体を締めくくる中でひとつお願いしたいのは、地域住民のコミュニティー、連帯を深めるという立場の中からいえば、学校開放しかり、特に建て売り住宅等ほかから入ってくる住民が、隣りは何をやる人ぞというような形が非常に多いわけです。そういう点で図書館にしても、体育館にしても、またプールにしても、または老人センターにしても、一括したそういう学校開放施設がなされて、そこで地域住民がコミュニティーを深めていく、そういうようになってきて、火災の発生のときの近隣協力というのもできるんじゃないか、そのように思うわけです。課題として、コミュニティー創設の提案をいたしまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） ここで皆さんにお願い申し上げたいと存じます。本日の一般質問はこれにて終了し、本日、皆さん方の御協力をいただきましたので、4議員が終わりました。明日、天堀議員の質問を余すのみになりましたので、明日午前中一般質問がほぼ終わる予定であろうと存じます。午後から議案審議に入れると思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

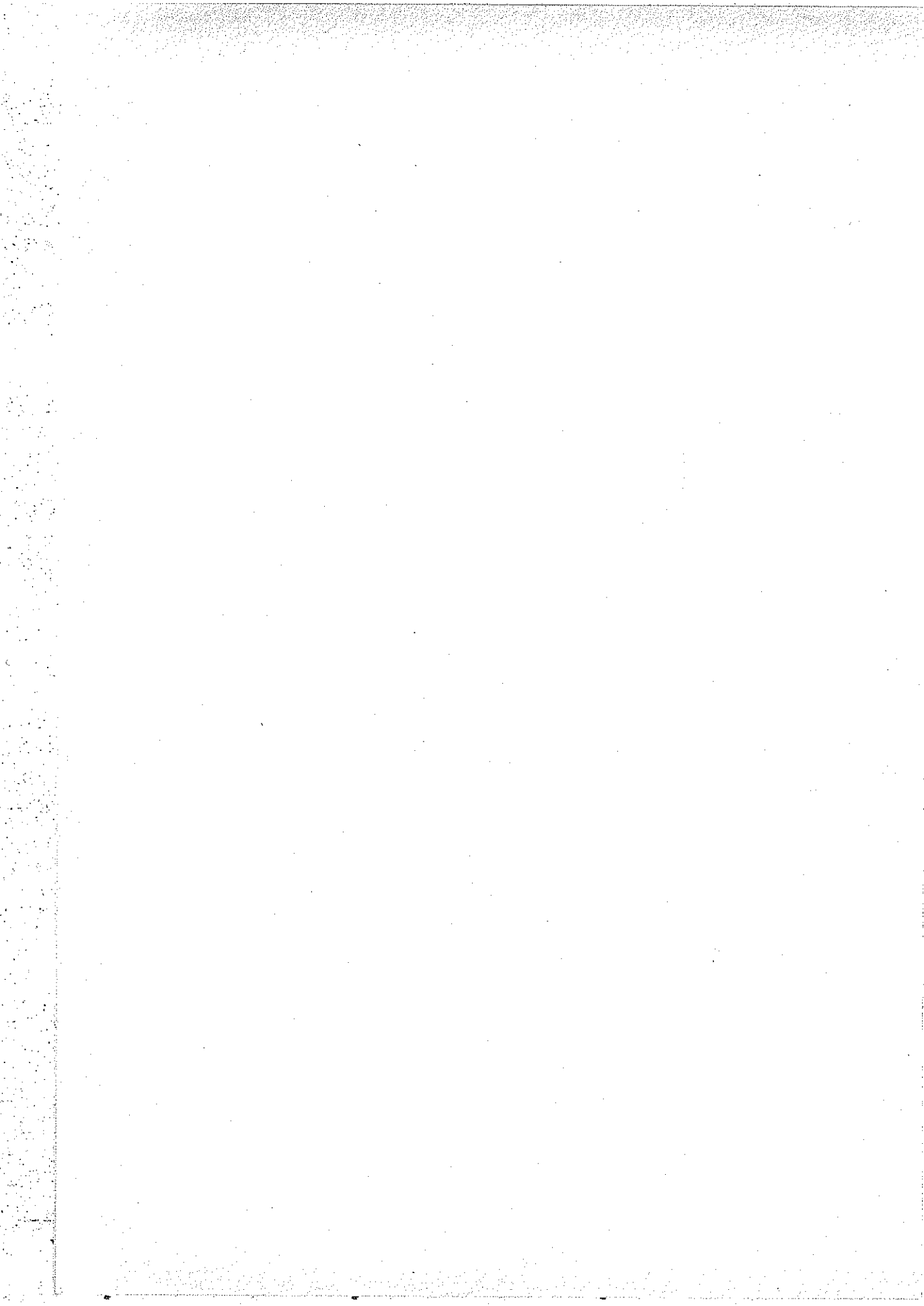
つきましては、議会議案二件のうち「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定」については、議会運営委員会の委員の提出議案とさせていただきますたく、したがって、二議案は、明日午後から配付させていただきますと存じますので、よろしく御承賜りたいと存じます。

それでは、以上で閉会いたします。明日午前10時よりよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（午前4時28分 散会）



第 2 日



昭和54年6月20日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	19番	貝淵	博治君
3番	橋本	佳行君	20番	田中	包治君
5番	仁井	明君	21番	直村	静二君
6番	大谷	昌幸君	22番	勝部	津喜枝君
7番	金沢	勝君	23番	三井	正光君
8番	成田	秀益君	25番	竹内	修一君
9番	松下	定君	26番	柳瀬	美樹君
10番	山口	義一君	27番	竹下	義章君
11番	上代	卯之松君	28番	坂上	國治君
12番	藤原	要馬君	29番	藤原	利一君
13番	赤阪	和見君			
15番	横田	憲治郎君			

欠席議員(1名)

18番 池辺 秀夫君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部次長	北野 敦雄
助役	坂口 禮之助	同和対策部長	中西 淳富
収入役	中塚 白	同和対策部理事兼解放総合センター所長	生田 稔
参与兼市長公室事務取扱	西川 喜久	事務取扱	橋本 昭夫
参与兼都市整備部長事務取扱	林 徳次	同和対策部次長	富田 宏之
財務部長	麻生 和義	市民部長	逢野 博之
		市民部次長兼福祉事務所長	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	広岡史郎	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
産業衛生部次長	角谷泰夫	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	杉本弘文
建設部長	森保	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一
建設部次長	吉田日出男	教育委員長	堀内由延
都市整備部理事	門川禄朗	教 育 長	葛城宗一
都市整備部理事兼計 画調整室長事務取扱	中山重光	教 育 次 長	平野誠蔵
用地対策室長	萩本啓介	管 理 部 次 長	青木孝之
改良事業部長	逢野一郎	指 導 部 長	高橋貞良
改良事業部次長兼改 良総務課長事務取扱	明坂貞士	指 導 部 次 長	竹田明郎
病 院 長	竹林淳	選挙管理委員会 委員長	味谷日吉
病院事務局長	内田繁	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
病院事務局次長兼管 理課長事務取扱	藤原光夫	監 査 委 員	久光喜多男
水道部長	田中稔	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	向井洋
水道部次長	西川武雄	農業委員会事務局長	信田種行
消 防 長	松村吉堯		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月20日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	
2	監査報告第10号	例月出納検査結果報告(収入役抜昭和54年1月分)	P. 1
3	監査報告第11号	" (水道部企業出納員扱 昭和54年1月分)	P. 11
4	監査報告第12号	" (市立病院企業出納員扱 昭和54年1月分)	P. 17
5	監査報告第13号	" (収入役抜 昭和54年2月分)	P. 22
6	監査報告第14号	" (水道部企業出納員扱 昭和54年2月分)	P. 32
7	監査報告第15号	" (市立病院企業出納員扱 昭和54年2月分)	P. 38
8	監査報告第16号	定期監査結果報告(昭和53年度第2次分)	P. 43
9	報 告第5号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 5
10	報 告第6号	専決処分の承認を求めることについて (昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	P. 34
11	報 告第7号	専決処分の承認を求めることについて(昭和53年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号))	P. 50
12	報 告第8号	専決処分の承認を求めることについて(昭和53年度 和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))	P. 53
13	報 告第9号	専決処分の承認を求めることについて(昭和54年度 和泉市一般会計補正予算(第1号))	P. 59
14	報 告第10号	専決処分の承認を求めることについて(昭和54年度 和泉市十地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	P. 64
15	報 告第11号	昭和53年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて	P. 69
16	報 告第12号	昭和53年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書に ついて	P. 71
17	報 告第13号	昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰 越明許費繰越計算書について	P. 73
18	報 告第14号	昭和53年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書に ついて	P. 75
19	報 告第2号	和泉市土地開発公社昭和53事業年度決算書類の提出 について	P. 1
20	報 告第3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度決算書 類の提出について	P. 3
21	報 告第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度事業計 画書類の提出について	P. 4
22	議 案第38号	工事請負契約締結について (市立(仮称)池上小学校新築工事)	P. 77
23	議 案第39号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	P. 83
24	議 案第40号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例制定について	P. 89
25	議 案第41号	和泉市長選挙立合演説会条例の一部を改正する条例制 定について	P. 95
26	議会議案第1号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定につ いて	別 紙
27	選 挙第1号	泉大津市・和泉市墓地組合議会議員選挙について	別 紙

(午前10時24分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 皆さんおはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、昨日に引き続き大変御苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告いたさせます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは15名でございます。決席届けのある議員さんはいません。池辺議員さんから遅刻の届けが出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在15名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいま報告どおり、出席議員数15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 昨日に引き続き一般質問に入ります。2番・天堀博君。

- 2番(天堀博君) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1番目は、和泉中央丘陵の開発であります。昨日、大谷議員さんからの質問もございましたので、なるべく重複するところは避けたいと思います。異なる観点から質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、市の資料による計画案、その他の情報あるいはうわさ等々でわれわれは耳にも、目に入るもの等いろいろございます。しかし、何よりも中央丘陵開発についての考え方、基本的な観点を確認しておきたいと思うわけであります。

52年3月に大阪府下都市開発適正調査委員会が出した報告書がございますが、これの序章に言われている点を要約いたしましたら、現地性、民主性、主体性に基づいて総合的に計画をされなければならない。また、基本計画素案の適否や調査、その課題の適正など、計画や事業推進に関する意思決定は、開発業者が地元の意見をよく聞き、国の各省と協議をして決定すべきであることは言うまでもない、と言われております。単に大阪のベッドタウンということではなく、南北軸の整備の検討はきわめて重要である。とも書かれております。こういうふうな考え方の基本というものが、今回の和泉中央丘陵開発についてのわれわれの理解はそういうふうなことでいいかどうか、まず第1点目としてお聞きをしておきたいと思ひます。

次に2点目は、開発がされた場合のことでございます。開発予定地区内部に発生する諸問題についてはいろいろあると思ひますけれども、2、3点のみをお聞きいたします。一つは、農地であります。特に先ほど申しました委員会の報告にも出されておりますが、比較的南北池田

地区の農家の方々の熱心な農業に対する取り組みでいろんな投資も行われ、高い総生産高を上げているということであります。こういう地域の農地がかなり少なくなるということも現実であります。そこで、残った少ない農地をいかに生かしていくか、都市均衡農業をどういうふう
に守っていくかということも一つの大きな課題であろうと思います。また、農業用水の確保等々
についてもどういうふうと考えておられるのか、それらの点の基本的な考え方をお聞きしたい
と思います。

また、治水対策であります。いわゆる松尾川と槇尾川という、二つの南北に流れる河川がござ
います。これを中心にしての治水対策、山を削れば鉄砲水も出ようと思いますが、そういう
面でどういう対策を考えておるのか。

もう一つは、水資源でございます。府営水道で賄えるということも言われておりますが、果
たして現実問題として確証を持ったことができるのかどうか、その点をお聞きしたいと思
います。

具体的な点は、今後の実際の開発の段階になっていろいろ問題点の解消に当たっていくこと
になろうと思いますが、現段階では、基本的にこういうことについてどう考えてるのか。諸問
題はほかにもいろいろありますが、この3点だけをお聞きしたいと思います。

それから三つ目は、開発に伴う周辺の問題であります。周辺の整備あるいは周辺に及ぼす公
害等の対策についてはどのように考えてるのか、この点についてお聞きいたします。

さらに四つ目は、最初の一つ目と多少のかかわりがござりますが、何を言いましても、現存
の地域住民にこの地域開発というものが役立つものでなければならないことは確かであります。

また、新住民にとってもそうであります。その点がどうかということとあわせて、住民
参加の計画、町づくりという点で、具体的に考えておられることがあるのかどうかという
ことをお聞きしたいと思います。

以上、和泉丘陵開発については、大きく4点をお聞きいたします。

次は、通告の2番目、3番目、4番目ですが、この2、3回の基本的な観点と言いま
すのは、たびたび私も本会議、委員会等で申しておりますが、市の公共施設、大きく言いま
したら、役所とか病院とかの中心がどうしても府中町周辺に集中しております。南北に長い和泉
市の地形からいって毎度のことながら、遠隔地の人たちにはいろんな障害が出ております。そ
こで、それを是正し救済していくというか、改善していくということが基本的な観点でありま
す。

そこで、具体的に2番目のサービスセンターの設置促進であります。現在の進捗状況をま
ずお聞かせ願ひ、後でまた、その状況に応じて再質問させていただきたいと思
います。

それから、3番目の遠距離通学であります。現在、南横山小学校区の父鬼町から槇尾中学校に通学する児童生徒に対して、そのバス代、交通費の全額が支給されております。これには国の補助金が2分の1ついておるわけでありまして、昭和50年から始まり54年までの5カ年間で、本年度でなくなるわけですが、国の2分の1の補助は、5カ年で切れることになっております。来55年度から国の補助金なしということになるわけでありまして、市あるいは教育委員会としてどういうふうに対処し、今後の方向を打ち出そうとしておるのかという点をまずお聞きをしておきたいと思っております。

それから4つ目は、社会見学、クラブ活動に対する補助援助の問題であります。端的に言いますと、小学校の低学年では社会科だと思っておりますが、市役所、その他警察あるいは消防署等を見学に行きます。この費用はどこから出ているのかをお聞きしたいと思います。さらにあわせて、こういうふうに学校を離れて社会見学をすることの必要性、これは大切なことだと思っておりますが、その重要性をどのように考えておられるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

クラブ活動であります。いろいろとソフトボール、その他クラブ活動が行われております。特に中学校が中心であります。練習試合などもよく行われるようでありまして、特に公式試合の場合に出かけて行くのに、これも交通費がかなりかかるようであります。これがすべてそれぞれの児童生徒あるいは父母負担ということになっておるわけでありまして、せめて公式試合などのときには、これら交通費等の補助をすとか、あるいはその他の援助の方法を考えてはどうかと思うわけでありまして。

ついでにお聞きをしておきたいと思っておりますが、これは通告には出しておりませんが、社会見学、クラブ活動の関係も含め、いま非常に塾とかが盛んであります。子供が学校から帰って来てまた塾に行く、そういうふうな時代でございます。さらに、それにつけ加えて、いろいろな業者から教材の訪問販売とか、あるいは学校の門前で子供にいろいろちらしを持って帰らせ、いかにも、それがあれば勉強が進むようなことがせられているようであります。

中には、非常に悪質とも言われる訪問販売もあるようであります。学校の先生の使っている赤刷りの教科書、こういうものもどこかから手に入れ、こういうことで教えてるんだ、そこで、私どもの参考書を使ってもらえば子供の落ちこぼれはなくなるし、非常によくなるんだということもやられているようであります。こんなことに対しての教育委員会の規制というか、自粛させる方法はないのかということもあわせてお聞きをしておきたいと思っております。

次に、最後の5番目の問題であります不燃物の収集、産廃処理、くみ取り問題であります。簡単に申し上げますと、まず、不燃物の収集は、現在、約40日に1回ということでありまして、これも何度か本会議で出されておりますように、20日に1回、せめて30日に1回ぐら

いに短縮することはできないのかどうか 非常に困っておられる様子であります。この点、ぜひその日時を短縮することについてどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。あわせて集積場所、特に市街地では非常にむずかしいということも聞いております。そのことによるいろんなトラブルとか問題が起きてるようでありますので、集積場所の確保は万全なのかということもお聞きをしたいと思います。

次に産廃処理ですが、特に昨年6月の議会で私も問題にいたしました大和興業の産廃処理もござりますが、そのときに問題として出しました南大阪産業の納家町の谷山池の池尻というか、上において行われる産廃処理の計画であります。あれ以後、具体的ないろんな動きがあると思いますが、その動きを産衛部としてどうとらえておられるのか。また、市が53年7月15日に府に対して意見を出しておりますが、これは府から求められたものですが、この市の出した意見というものは、それ以後変わっていないのかどうか、あるいはまた、今後も不幸なものかどうかをお聞きしたいと思います。

さらに大和興業であります。あれですべて完了して最後の仕上げも終わったのかという辺もお聞かせ願いたいと思います。

さらにもう1カ所、農免道路のアスファルト道路の納家側から行ったかなりの部分、その左側に埋め立てをした形跡がござります。ここは何か申請が出てるのか、あるいは不法のものか、周知しておればお聞かせ願いたいと思います。

これもついでの問題であります。農免道路が一部舗装されております。いろいろうわさに聞いてるところもござりますので、これは全面舗装されるのかどうかということ、その費用はどこから出るのかということもお聞かせ願いたいと思います。

次は、くみ取り問題であります。いろいろ苦情が絶えないのが現実であります。しかし、なかなかその苦情を係に持ち込んでも、名前が出せなかったら何ともできないとか、いろんな問題もあるようであります。そこで、なぜそういう苦情がいろいろと出てくるのか、どういうふうにその点を考えておられるのか、産衛部の方からひとつ教えていただきたい。抜本的な改善をする方法はないのかということもお聞かせ願いたいと思います。具体的な個々の問題は申すまでもなく御存知だと思いますので、ここでは述べないことにいたします。

以上、多岐にわたる質問であります。簡潔に要点を答弁していただくということでお願いしたいと思います。いたずらに時間を延長するつもりはございませんが、理事者の答弁いかんによっては多少延びるかもわかりません。できるだけ早くおさめたいと思いますので、よろしく願います。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者から順次答弁。

○ 参与（林徳次君） 第1点の和泉丘陵開発にからみます4点の御質問に私からお答えいたします。

まず、第1点で御指摘がございましたとおり、委員会報告等に盛り込まれておりますように、現地性なり民主性、その他基本線の確認は当然、この事業の中でも尊重していくべきものだと考えておるものでございます。もちろん、それぞれの区域の開発に当たりましては、地域の特殊性というものがございまして、基本的には、そういった特殊性も住民参加の中で御意見を賜り、具体的な地元の特殊性も住民参加の中で御意見を賜り、具体的な地元の特殊性を十分に掌握した上で、基本的な御指摘の線に沿いまして、さらに、その特殊性に対応する柔軟な構えが必要かと思っております。基本線に関しては非常に抽象的でございますが、私どもは、そういった形で今後、現在も対応すべきじゃないかということでございます。

第2点目は、開発の時期を予想されての問題、3点の御指摘がございました。まず、第1点の農業対策、大変むずかしい問題でございます。現在の予定区域内には、畑、田の農地といたしまして、約40%近い面積が包含される予定になってございます。もちろん、みかん山等の山を開発をされる分もございまして、少なくとも、40%近い農地をつぶすことが、この計画の中では明らかでございます。

和泉市の農業経営に与える影響が非常に大きいものがあるということは、重々承知してございます。現在、大阪府農林部あるいは和泉市の農林課等を挙げまして私ども、協議中でございます。先ほど御指摘の残された優良農地等の保護対策、農業経営形態の推移等も見きわめ、十二分とまではまいりませんが、今後の和泉市の農業経営の形がどうあるべきかということも含めまして、基本的な方針を明らかにしていく所存でございます。当然、個々に該当いたします農家あるいは周辺で直接影響を受ける農家の方々に対しましては必要な措置は講じてまいりたいと存じます。

それから第2点、治水対策の御指摘がございました。当然、お説のように、百万坪になんなんとする地域を年次計画とは申しますものの、いわゆる大規模工事によりまして鉄砲水等で流量が一挙に増大し、現在のかんがい用水路を排水路として利用する形では、とうていもたないことは明らかでございます。また、一番元の受け皿になっております松尾川河川は、現況ではとうてい耐えられないといった一応の試算も出ております。現在の予定しております範囲の開発量でございますれば、最低、松尾川の当該区域から下流へ向けて4700メートル河床改修を含めた全面改修が必要ということで、大阪府と協議を整えております。もちろん工事施行中は、松尾川水系の整備地域に調整池を設けまして、工事施工中の暫定的なクッションにしたい。

こういった安全対策も施行面では配慮したいと考えてございます。机上計算でございますが、相当なボリュームの調整地域、松尾川水系では9カ所ぐらいといった水量も出てございます。

横尾川系統はごく一部、国府ブロックの北側が水際まで開発予定地域とされております。流量はわずかでございますが、恒久的な調整池2カ所を設けたいという、現在までの机上計算上から得た見込み数値でございます。

以上、大まかなところでございますが、基本的な治水排水対策等にお答え申し上げ、御了解を得たいと思います。

3番目に水資源、特に上水道の供給量問題の御指摘がございました。本年度、一定の水道部をお願いいたしました試算数値をもって、大阪府の水道部に向けて公文書をもって要望を行っております。この数値をもとに現在、大阪府水道部においても検討を加えていただいております。

ちなみに、参考までということで簡単に数字を申し上げますと、現在計画しております計画人口約3万3千人を元にいたしまして、昭和60年から65年にかけての年次計画をもっての入居、こういったデータを府にもお示しをいたしまして、これに見合う時期、内容をもって対処をお願いしたいということでございます。幸い、大阪府営水道は、昭和55年から次期拡張計画を推進されるという時期にきておりまして、この中へ計画を盛り込んでいただこうということでございます。

あわせて、市の方の配水といたしましても、必要な施設増を来すことは明らかでございます。2カ所の配水池を地区内に設け、1日最大給水量を想定いたしまして、一定量をはき出しましたものを大阪府の長期計画の中へ盛り込んで万全を期したいということで具体的に話し合いをしてございます。

それから3点目、周辺地域への影響ということで、特に公害対策ということでございますが恐らく工事施行中の時点での交通公害等の御心配がその焦点ではないかと存じます。考えられる範囲のことを申し上げたいと思います。

当然旅行も年次計画で、一挙に行われるというのではございません。買収の経過等を踏まえて年次的に進入路を設け、ブロック別に造成をしていくことになろうかと存じますが、具体的に現在、そこまでの土地買収等の状況がまだ明らかではございません。現時点では、詳細計画は立ててございません。基本的には、進入路等を公団と協議し、たとえば計画街路3本が当該区域には予定されてございます。関連工事といたしまして、取りつけの計画街路は、すべてこの事業と同時施行、同時買収という考え方で臨んでございます。

暫定的には、仮進入路の造成をいたしまして、既存の道路等の工事上の車輛の進入をさせな

い対策を講ぜられるようにすれば、御指摘の懸念は減少するのではないかと思います。ただ、ある程度離れた現道を利用せざるを得ない地点が数カ所ございます。これらにつきましては、一定の時間制限あるいは1日通過量の制限を警察当局と協議の上、現在、各地区で起こっているダンプ公害をこれ以上ふやさず、惨禍を招かないように具体的な措置は講じていきたいと思っております。

第4点、既存住民はもちろんのこと、新住民にもこの事業がプラスにいい影響を与えるものでなければならないということは、私も同感でございます。そのことを確保するためには、住民参加という形でこの事業をまとめていくべきだというお説には同感でございます。現在、都市整備部で手をつけております形は、すでに委員会で申し上げておりますように、まず当該地区に関係いたします小学校区単位に5つの校区に分け、校区長さんの肝いりをお願いし、全町会長さん方に前後2回にわたりまして御懇談を申し上げ、一応、御納得をいただいているところでございます。

なお、今後引き続き町会長、各種団体等をこういった形で集約していただくことになってございますが、当該権利者が千数百名ございまして、当然、この方々の御意見を聞く時期が1日も早く、という強い要望でございますので、私どもは、できるならば来月早々からこういった取り組みを開始いたしたい。その一貫といたしまして、当面、連合的な組織をつくっていただきこの計画の内容をお示し申し上げ、地域の実態等も反映させていただいてまとめていたしたいというのが今後の当面の考え方でございます。

以上4点について御説明を終わらせていただきます。

- 2番(天堀博君) まず、最初の基本的な考え方については確認させていただきましたので、それで結構だと思います。ちょっと確認しておきたいのは、いろいろ調査、その他の報告書が各種出ておりますが、鉄道延伸のための条件調査とか、あるいは農業に対するいろんなものがあると、かなりの数量に上ってます。しかし、その年度を見ると、大抵がこの52年3月の大阪府下周辺地域都市開発適正調査報告書を見ると、それ以前のものがかなり多いわけですが、その点からいっても、この報告書はかなり重要なもの、集約されたものであるというふうにわれわれも理解していいのかどうか。1点目は、ちょっとそれだけを確認しておきたいと思っております。
- 参与(林徳次君) 時間的な面では、私どもの和泉丘陵地区に關しますいろんな調査は、総合基本構想等のまとめに当たりましては、48年あるいはそれ以前のものでございますが、当該地域に向けましては、51年の12月から自然環境調査を含めて52年の調査でございます。ほとんどが新しいものでございます。したがって、そういった御心配はございません。

○ 2番(天堀博君) まだいろいろと地域での説明、その他も含めてやっていただかないか
と思いますし、昨日の大谷議員の質問の中でのいろいろな懸念されることもあろうかと思
います。ただ、そういうことを含めた上で今後の大きな課題だと思いますので、基本的な
面だけでおきたいとおきます。

それから、その中で具体的な部分についてちょっとお聞きしておきたいのは、治水対策
についての榎尾川、榎尾川の問題です。松尾川がほぼ4千700メートルにわたって全面改修と
いうこと、榎尾川は北部の地域のみ部分的な改修にとどまるということですが、大体の費用
としてどれくらい見込まれるのかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

さらに周辺の地域整備、いま参与の方からも答弁がありましたように、現存の道路をかなり
利用しなければならない部分も出てくると思います。その地域でのダンプカーの規制の問題と
かいろいろあります。また、単に工事用の資材を搬入する車だけではなく、それ以外のそこに
通勤するというか、いわゆる工事をする人たちが出入りするための車とか、いろんなものが
かなり集中するんじゃないか。いまでも和泉市は、横山の山間部でもそうですが、全搬にわた
って各地でネックがあり、朝夕のラッシュ時にはかなり混雑するという状況です。そういうと
ころに対しての警察と協議をすることだけでは解決されにくい問題がかなり起こってくる
んじゃないかと思います。その点では、もっと周辺を含めた道路整備も同時に、あるいは逆に
先行してやることも必要じゃないかと思いますので、その点での考え方、それから、その費用
負担、和泉市あるいは大阪府がやらないかものか、その辺の問題もお聞きしたいと思います。

それと、4点目の住民参加の計画づくり、まとめていくようにしなければならんと言われて
おりますが、現地でいろいろ説明をされてますね、いろいろ意見も聞く、そこまではいいん
ですが、その意見をどういう形で取り入れていくかどうか。聞いとくだけでいいんや、とい
うことではなく、たとえば農業問題にしても、土地が少なくなると集約した農業をやって
いきたいが、それには農業構造改善事業に乗っかることはできない。地域の関係もあり
ますからね。そういう点では、大阪府なり国の関係での補助援助あるいは融資等を考
えて集約農業の基地みたいなものをつくっていくとか、地元の意見があれば、具体的
に計画の中に取り入れてやっていくという積極性も必要じゃないか。決して一方通行
になるのではなく、そういう意見もよく聞いて実行に移すということで計画づくり
をやるのかどうか、その辺をお聞きしておきたいとおきます。

○ 参与(林徳次君) 第1点の治水対策としての両河川の改修でございますが、先ほど申
上げましたように、現在、区域の決定はしてございません。予定区域に限ります限り、
ほとんど松尾川流域でございます。榎尾川流域と申しますと、北池田の通称一番山の稜
線を越えた北側

斜面にまたがる部分のみでございます。この部分には恒久的な誘水池をもって対処すれば十分にいけると考えておりました、あとは全部松尾川水系でございます。抜本的な改修が必要でございます。これが現在までの計画状況でございます。経費は膨大なものでございまして、一説には百億円を超えるのではないかといた城を出ておりません。具体的な数値について申し上げる資料はございません。

それから、第2点目の交通公害関係で特に重ねての御指摘でございますが、具体的な御質問の中で、たとえば地区内既存道路等について、費用負担等の問題は、早くからこの整備が必要な場合について、大阪府、公団、市でいろいろ負担協議の申し入れを行っております。当然、市は、公団なり、府なり、という計画でやっておったようですが、現在、具体的にどの路線でどのような対応が必要かといった、細かい中身を出しての協議となりつつあるようでございます。どの位置でどんな事態が起こるかかわからないという予想地点では、それぞれ公団が全部持つとか、大阪府が全部やる、市道は市がやるといった確認はできておりません。今後とも引き続き煮詰めてまいりたいと考えております。もちろん、御指摘の予想外に従業員の通勤車で大きな圧迫になるといったこともあろうかと思えます。当然、泉北ニュータウン等の貴重な経験も精査いたしまして、遺漏のないよう対処する所存でございます。

最後の説明会等での意見は聞きばなしかという非常に厳しい御質問でございますが、一例を申し上げますと、南松尾あたりでは農業年金への影響とか、われわれが知り得なかった具体的な、切実な問題がございます。現在、担当部課とその内容等協議中でございます。あるいは松尾寺公園で予想外に大規模経営の実態等の御指摘がございます。今後、さらに全権利者のお集まりを願い、来月以降話し合いを行います過程で恐らく予想外のむずかしい農業関係の問題が出てくるかと思いますが、系統的に集約していくということをお約束申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 市民部長（富田宏之君） サービスセンターの設置促進についてお答え申し上げます。

サービスセンター設置研究会の今日までの経過を御説明申し上げます。昭和52年9月、サービスセンターの設置計画委員会が設置されて以来、市民部を中心といたしまして研究検討を重ねてまいりましたが、その間、52年12月と本年5月の2回にわたり、事務改善委員会に対し研究報告をいたしております。

その内容につきましては、まず一つは、模写電送システムによるセンター設置でございますが、この方法は、当初の導入費用がかさむこと、また、センター設置の職員の補充が必要であることなど、投資的経費に対する行政効果の点、また、現下の財政事情などむずかしい点がございます。また、その他委託方式等によるセンター設置についても研究いたしましたがい

れの場合においても委託先の問題や、戸籍の公開制限による取り扱い業務が限定されることなど運営上に幾つかの問題がございます。

以上のような理由により、委員会といたしましては、将来、和泉中央丘陵の開発によって、20万都市の構想が進む中で、本格的なサービスセンターの設置を考えるべきだとの御意見をいただいておりますので、今後十分に検討を重ねてまいりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

- 2番(天堀博君) いまの答弁の報告を聞きましたら、以前、本会議等でいろいろ答弁がございましたが、現在の森建設部長が市民部長であった時代もございましたが、その当時の一連の答弁をお聞きいたしましたら、かなり前進的にとらえていこうということでもございました。しかし、いまの答弁ですと、でけへんね、ということですね。模写電送システムは高くつくしげにはない。委託方式やったらいろいろ問題が出るのんと違うかということです。ほかの議員さんもいろいろ質問されましたが、こんな答弁ではなっていないと思います。今年3月の議会にも出たと思いますが、私は予算委員会ほ入ってませんでしたが、そこでも出たと思います。予算がわずかでしたがついております。具体的に決めていないが、前向きで何かやろうということにつけた予算やということでしょう。そうすると、いまの答弁とは全然違うわけで、あれはごまかしやったとなってしまうんですね。

戸籍、その他で委託方式だと問題があるということですが、われわれは専門家と違うので、具体的にどういう問題が出てくるかは別として、自分のプライバシーが知られてはぐあい悪いことについては直接本人が行くでしようし、問題ないものについては、委託でやっていけるだろうと思います。現に、私は5月の10日ごろから、従前からそうですが、職員の人々もそうですが、われわれ議員にも印鑑証明を取ってきてほしいとか、いろいろ依頼がございます。これをもっと公にというか、広く皆さんに知らせてせいぜい利用していただくということで、私の家の前を通られた方は御承知やと思います。『市民の皆さんと市役所を結ぶ家』という大きな畳3枚の看板を立ててやってるわけです。私設出張所を開設したわけです。まだまだ宣伝も十分ではありませんし、毎日要るものではないのですが、それでも昨日、いろいろ依頼のカードを調べましたら、印鑑証明とか、そういう市民課の簡単な窓口業務だけでも1日に2件以上ある。恐らく直接来られてる方もたくさんおられます。庁内で顔を見る場合もあります。バス代も高い、交通も混雑するということで、そういう面からの必要性は相当あると思います。他の議員さんも出しておられたし、再々やかましく言ってきたんですが、どうもいまの答弁だけではちょっと物足りないどころか、全く消極的、というよりももうあかん。だめだということなんです。この点で市長、どうなんでしょうか。やる気はもう全くないと理解していいのか

どうか、どないかいい方法はないのか。基本的な問題については、いままでから何回も言ってますので、やる気があるのかないのか、その点だけ聞かせてくれますか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

先ほど市民部長からも御説明申し上げておりますとおり、そうした遠隔地の住民の窓口業務に対するサービスを強化していかなければならない、この考え方は、われわれも必要であると十分認識もし、理解もいたしておるわけでございます。それをいかに具体化していくかにつきまして、市民部長を中心とした研究委員会でここ1、2年前から鋭意検討してもらってまいりまして、方式といたしましては3通りも4通りもの方式を考えながら今日に至ってるわけでございます。

しかし、たとえばいま議員さんが御指摘いただいておりますように、いわゆる住民からの申請に基づいて交付事務を行うという範ちゅうの取り扱い業務につきましては、原本の保管の関係あるいは戸籍の非公開主義あるいは印鑑証明等による財産保全の関供等々、非常にむずかしい個人の権利、利害との関係が直接からまってる業務ばかりでございます。いわゆる簡単にお受けして交付できるものと申しますと、住民票など非常に簡易な業務に限られてくるわけでございます。

たとえばある一定のところには職員を配置して受け付けし、作成を本庁に依頼して交付するという手続をとるにしても、それに要する時間的なロス等もございまして、申請に来られて、また受け取りに来るといふ、いわゆる一つの住民票を取るために、2回も足を運んでいただかなければならないという問題、あるいはその作成のために本庁との連絡の関係で、さらにその連絡員等が必要である等々、非常に問題点が多々出てまいってるわけでございます。

結論的に申し上げますと、少なくとも、そうした住民のサービスということの基本として、それを満たしていくための措置としては、電送装置システムを導入しなくては住民サービスの向上につながらんだろうという委員会としての結論でございます。今後、そういう形での最低限の電送装置を導入するような方向でもってあらゆる問題を詰めていきたい、このような現時点での考え方でございます。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） これだけでやっていると時間がないので……いろんなことを改善するためにわれわれの側でも努力してるんです。実は、ここに私ども共産党の衆院議員荒木宏議員が総理大臣に対して質問趣意書を出しまして、年金需給者の現況届が一時にかたまるので、国の方でどないかできないか、ということです。全部いちいち個人が出すのではなく、各当該市町村に一括して出し、そこでチェックするという方法はとれないか。また、そういう郵便の費用もか

なりかかりますので、そういう費用は国が地方交付税に算入して地方公共団体に渡すとかしてはどうかということで質問趣意書を出したことに對する答弁書ですか、それがきております。それによりますと、一遍にできないが、いま、年末から3年度末にかけて集中してるので、誕生日の月にするとかでの改善を検討しましょう、ということですよ。

そうすると、窓口が12月から2月ぐらいまで、混雑するのはかなり避けられる。堺の市役所あたりは喜んでおられるようです。堺は各地に出張所があるので、遠いのがどうのこうのということは余り問題ない。しかし、和泉市は窓口が混雑すること以外に、先ほどから言ってるように、遠くから来るのにお年寄りの方々が非常に難儀される。私どもの方にも、そういう私設出張所を開設する以前から、かなりそういうことでのいろんな要望を出されておりました。

いまの助役の答弁を聞きましても、これはやらないための理屈をひっつけただけで、どうしたら電送システムにできるのかということでも、ぜにがないからでけへんと言われてる。どない考えたかてでけへんわけです。思い切ってしたらいろんな問題が改善される、目に見えない市に対する財政的なプラスの面も出てくるんじゃないかと思えます。今後、これで打ち切ってしまうやなく、まだまだ検討を続けてほしい。先ほどの市民部長の答弁では、これで切ってしまうということですが、その点は助役あるいは市長、切るんじゃない、まだ続けて検討するという余地を残しておいてええ、そういうことで確認してよろしいですか。

- 助役（坂口禮之助君） はい。
- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育次長（平野誠蔵君） 教育関係の3.4点についても、まず、遠距離通学のことでございますけれども、御質問でおっしゃってますように、父鬼、槇尾中学校間の通学費の補助は、5カ年の国の補助が本年度で打ち切るということになってございます。それに伴って来年度以降どう対処するかという御質問でございます。

まず、基本的な考え方としましては、やはり国の補助が5カ年で打ち切るということは、人口過疎による学校統合の観点がございますので、その考え方を踏襲していかなくてはいかんかと思うわけですよ。しかしながら一方、月々6千円強、年額7万円強の御負担になっておられて、これを5カ年間にわたって御援助申し上げたいという経過がございますので、この面もあわせて考えまして、いろんな困難がございましょうとも、現実のこのような父兄の御負担の軽減ということについてもやはり考えなければならないと存じます。

以上のような両様を考えまして、なお検討してまいりたいと存ずるわけでございます。

それから2番目、3番目の小学校による役所、消防署等のいわゆる社会見学の費用、それから中学校におけるクラブ活動、特に公式試合等の交通経費、これらについてどこから出てる

のか、何らかの補助を考えないのかという御質問でございます。

端的に申し上げます、これらにつきましては、いずれも公費でもって予算措置をしてまいることは困難でございます、結果的には、御父兄の負担になってるものと存じます。これを遠隔地の学校からの場合、交通費等もかさむことはごもっともでございますけれども、御承知のような現下の財政事情でございます、なかなか困難でございますが、御趣旨は十分体しまして、内部努力をいたしたいと思うわけでございます。

最後に、教育材料の訪問販売等で、教育上好ましくないようなものがあつた場合、何らかの規制なり自粛を求める方法はないものかどうか。これにつきましては、いろんなケースによりまして判断する必要があるとは存じますけれども、一般的には商取り引きに関する問題でございます、なかなか微妙な点があり、画一的な、積極的な規制なりの方法はとりがたい実情でございます。

さりとて、教育上好ましくないとと思われるものにつきましては、野放しで放置することも事実上許されませんので、学校なりPTA等々と密接な連係をとりまして、保護者の方の御自覚なり子供の自覚心を高めるという形で指導を強化したいと存ずるわけでございます。

以上、簡単でございますが、4点にお答え申し上げます。

- 2番(天堀博君) 遠距離通学ですが、これは5カ年の措置ということで国がやってるということですが、ただ、文部省の交付要綱の中での補助目的、その他どこを見ても、父母負担の軽減を図っていく、市町村がやる分の2分の1を補助するというだけで、それ以外何も書かれていない。5年たったらどうせよ、こうせよと書いてない。無責任やと思う。国が市町村が補助を行うものについて半分出したということですから、市町村が主体やと思う。だから、その中で、市町村がスクールバスを走らせるとか、何らかの形でね。たとえば堺へ行きますと泉北ニュータウンがどんどんできてきて遠距離やったのが近くに学校ができるとかで解消されていってる面も出てる。また、遠距離通学する場合、スクールバス、その他で交通費が要らなくなるという形に改善していく努力を市町村がやって、そこで初めて打ち切ってもええと思う。それを5年のうちにやりなさいと、恐らく国の方で指導してるんじゃないか、5年で切るということはね。5年以上続けてやらんとしようがないところもあるかと思いますが、5年間と決めてあるということはそれしか考えられない。ずっとやってくれたら一番ええが、やはり市町村が主体になって考えていくことだろうと思います。

さらに、和泉市はどうかわかりませんが、他の市町村、特に阪南地域を見ますと、当初から国の補助も何もなく、市が単独でやってるところもあります。もう一つの例としては、5年間の国の補助が切れたので、6年目から該当地域を広げる。和泉市で言えば、いま側川と大野の

子供が困ってる、あるいは善正、南面利の小中学もそうですが、さらに春木川とか、そういう非常に遠隔の生徒については補助が必要であるというふうに範囲を広げ、そして、補助も全額ではなく、それぞれの形に合わせた補助に切りかえていとかね、全部市の単費でやってきてるのが現実なんです。やはり市町村が努力して前向きに取り組んでいこうとやってるわけです。その点、市としては、果たしてそういうことにやっていく気があるのかどうかです。

私は、基本的なこととして前回にもちょっと申し上げましたが、私が議員になりましたのは、昭和50年12月1日、市長よりも8日か2日早かった。とにかく市長選挙のときです。それから約8年半、初めて議員として、榎尾中学校の卒業式に参列させていただきました。そのときには、すでに50年度の4月にさかのぼって通学費の支給をするということでもよかったんです。しかし、さかのぼるということを決めた時期が遅かったので、すでに非常に痛ましい事故がありました。それを卒業生の女子生徒が涙ながらに答辞の中で述べておりました。これは卒業生や在校生あるいは先生だけでなく来賓、また父兄の方々の涙も誘ったわけでございまして、私は、そのときの状況がいまだに脳裏に焼きついてるわけです。ぜひそのような交通事故等による犠牲を出さないという面からも、これからの未来を担っていく子供ですから、できるだけ行政の立場から救えるところは救っていく。全額補助が一番いいんですが、たとえば泉佐野のように、ある一定のところまでのバス代は出さないが、そこから向こうは出すとか、いろんな形で対策を講じてるようです。河内長野もそうです。岸和田、貝塚でも全部単費でやります。ぜひその辺は前向きに取り組んでいただくということで、教育長なり市長からちょっとお考えを聞かせてほしいと思います。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

お説のとおり、遠距離通学の補助につきましては、過疎による学校の統合ということの基本にして通学を容易にし、義務教育の円滑な実施を図るということでございます。

補助の基準は、教育と負担実態という二面からにらみ合わせまして、市が実施した場合に限って、2分の1を助成しようという措置でございます。すなわち小学校では4キロ、中学校では8キロを超えた場合、その通学費の一部を保護者負担の軽減措置として考えようということで対処してまいりました。

お説の各市は、それぞれ私ども協議会の中でも情報交換を通じ、その市の特殊な事情に伴って統廃合の趣旨に合わなくても実施してるという実態がございまして。しかし、本市におきましては、御承知のように、南横山校区は、僻地校としての教育振興の指定校でございます。これらの事情等を勘案いたしまして、基本は、やはり教育と負担の実態、現在の社会経済情勢から考えて、義務教育の立場でこれらのバス代の負担が保護者にとって過重であるかどうか、教育とあわせて国

庫助成打ち切り後においても対処しなければならないんじゃないかと一応、考えてるわけでございます。しかし、いずれにしても、これらの基本的な事項については、教育と負担という両面をあわせ検討して今後対処していきたい、かよう考えるものでございます。その点御理解いただきたいと思ひます。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(藤原利一君) 次の答弁。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君)

不燃物の収集と産廃処理、くみ取り等の御質問についてお答え申し上げます。

不燃物収集に当たっては、約40日に1回を、せめて80日に一回に短縮できないか。また、収集場所の確保が万全であるか、の2点の御質問でございます。第1点目の件でございますが、現状、37日ぐらいに1回の割合で収集を行っております。もちろん市の直営でございまして、これに対応する現状の体制は、5つの班に分けて収集担当が15名、処理地での担当者が2名計17名が従事しております。

現状の日数を短縮することにつきましては、市民生活の水準向上に伴い依然として廃棄物の増加が見られるとともに、昨今の交通事情からして、処理地への輸送時間が年々増加してゐるわけでございます。現状の陣容、体制から見て短縮は至難の状況にあるのではないかと、かよう思つてゐるわけでございます。

それから、収集場所の確保が万全であるかどうかというお尋ねでございますけれども、現状不燃物の収集場所は、いわゆる定置収集という形で、個々の町会、自治会に設置を依頼いたしまして、その場所を指定し、収集を行つてゐるのが実態でございます。全市的に78カ所、それぞれの場所は大変狭小であり、万全であるとは言いがたい、かよう存じております。

次に、産廃処理のことについて、南大阪産業の処理、その後の動きということのお尋ねでございます。議員さんの御質問は、53年7月15日、市長から府へ意見書を提出した後の動きということに特に限定されてのお尋ねでございます。

その後、業者側から実施計画の処分手法の変更、また不燃物埋め立て品目の変更等、府に改善を図るということで協議する中で、府から市(第3回目の意見聴取)がございました。それについては、本年8月15日に回答いたしております。内容は、第1回、第2回の回答どおりであります。その後、企業者において処理品目の変更、投入数に対する改善検討は見られるが、地元民の理解とあわせ意向を十分参考にすべきではないか。

なお、本件の申請決定に際しましては、企業者に対する厳格なる指導とともに、地元に対する一層の行政指導をお願いしたい、という形で回答しております。

なお、その後の動きですが、業者が地元民に同意書署名を取っております。また、町会は6月2日に臨時総会を開き、産業廃棄物処分地についての賛否をとっているというのがその後の動きでございます。

それから、農免道路の不法埋め立て、また、全面舗装の経費はどうか。という御質問でございます。農免道路の納家側から入った左側の埋め立ては、土地所有者が共同経営している会社の工事の残土を自家処理したものと聞いております。一時的に大量に搬入したこと等から、工事中の路面、また通過交通量から一部問題があり現地指導もいたしました。現在、農免道路の工事の都合から、農耕者以外は全く通行禁止となっております。供用開始までになお、続けて十分指導してまいりたいと思います。

それから、農免道路の舗装は、いずれも本農道事業の中で府差事業として厳選施行するものでございます。総延長2,700メートルの工事は完了し、そのうち農林課で施行する部分の工事は完了し、舗装も53年度末で1,230メートルが完了しております。残りは、54年、55年度にかけて完了する予定でございます。

次に、くみ取りについての御質問でございます。苦情の内容、また、それはどうして出るか、抜本策をどう考えているのか、という形でのお尋ねでございます。くみ取り等の53年度の苦情を集計しますと、171件ございました。そのうち収集漏れでの苦情が140件、その他料金の早急徴収、そういう形での苦情はいろいろございます。

市長と業者とのトラブルが発生した場合は、その都度市の職員が現場に赴きまして、双方納得する形でいろいろと解決を図ってまいっております。くみおくれとか、くみ漏れの問題につきましても、直接業者に厳重注意し、即時くみ取らせるという経過できております。

ただ、遡及徴収することについては、なかなかむずかしい問題がございます。全面的に禁止すること自体、くみ取り業者と市民との請負契約的な性格もございますので、なお、研究が必要ではないか。したがって、ケース・バイ・ケースで市職員による仲介等によってトラブル解消に努めていきたい、かように思っております。

ただ、仮に遡及料金の徴収で市民から自発的に申し出があったもの、また一方、業者が発覚したもので、何か月目までは遡及徴収していいという、また、全くだめだと定めること自体問題があるのではないか、という形でお答えしたものでございます。

トラブル解消についてはいろんな方法も考えられましようが、世帯人員の増減、また、便槽の増減等については、その動態を業者が一刻も早く確認できるような、業者自身の努力と、市民におかれても、くみ取り作業員等を通じて自発的に申し出ただけのようにしていただければ大変結構だと思います。これらの方途につきましては、啓蒙等によって取り組んでまいりたい

と思います。

以上でございます。

- 2番(天堀 博君) 申し合わせ時間も起過したようでございますので、なるべくまとめてやりますので、しばらくよろしくお願ひしたいと思ひます。

不燃物の収集ですが、いろいろと問題があつて40日を短縮するのはむづかしいということですが、現実には1回忘れたらえらいことになる。広報に載っていますが、あれも毎月載るわけではなく、何か月か飛んで載る。いつ収集するのかわからないとか、いろんなことで苦情もあります。町会なり自治会によれば、そういうことを張り出してやっておられるところもあるようですが、特に市街地では不可能なところも多い。そこでつい忘れてしまう。その次にたまってどかつかつ持っていき、あるいは回が過ぎてから、とかなりますので、なるべく日時を縮めてそういうことのないようにやっていくことも必要だと思ひますので、現状では無理やということではなく、これも前向きで考えてほしい。そういうことを要望してお願ひしておきます。

それから集積場所ですが、特に府中近辺でいろいろ困つてるようです。そこで、積極的にやつてもらうてると思ひますが、さらに努力して万全にしてほしいと思ひます。

それから産廃ですが、ちよつと答弁漏れがあつたと思ひますが、大和興業のやつは終わつてゐるわけですか。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 大和興業の埋め立ては、すでに完了しております。しかしその後、府の環境整備課が責任上、定期的な水検査を行つて経過の観察をしております。ことしに入つても4回ばかり水質検査等を行い、近いところでは6月6日にも行つております。その検査結果は、いずれも水質汚濁防止法に基づく基準値以下で、有害物質の検出は見られないという報告を受けております。

なお、引き続き府の環境整備課では、水質検査を続けていくということを聞いております。

それから埋め立てが完了し、その仕上げについての御質問もございましたが、一部仕上げもし、なお残る表土の整地については、農免道路の関連もございまして、実施できないという形が現状ではないかと判断しております。

○ 2番(天堀 博君) 特に大和興業の分は、ほっとけばそのままになってしまうという気がする。それから、最後までおしてきた部分は非常に土が盛り上がった状態で、しかも、これという擁壁がなく、非常に覆土も薄い。僕も現地を見てわかりましたが、あのままでは、ちよつと大雨が降るとどうなるかわからない。なの中身も御承知やと思いますが、相当なもんです。それが流されるとかいう事態が起きかねない。擁壁、覆土についても、府にも連絡してしっかりと事後策をとらせておくことを要望いたします。

それからくみ取りですが、いろいろ苦情が届けられているものだけでも53年度で171件あったということですが、職員が出かけて行ってトラブルを解消するためにやってもらうことも必要ですが、あえてそのくみ取り業者が直接市民との話し合いで料金とかを決定するのはけしからんと思う。あんたとは一人抜けていたのでさかのぼって払え、とその場でくみ取り業者が決定することはいかんし、集金人との話し合いもそういうことではない。業者の方でそういうことを見つければ市の方へ持ってきて、市の係員が市長のところに出かけて話をするとかの方向に今後切りかえたらどうか。直接的なのはあかん、市としては認めない、全部返しなさい、そういうところまで厳しくやって、業者と市民との特別な契約の場合は別として、一般的にはそんなことはさせない、全部市を通ずるとかの方向に改めることを提言としてどうかと思います。その辺は意見として要望するにとどめておきます。実際にはいろんな係の人もおるんですが、なかなか問題が起きたときはごたごた言われてね、業者に厳しく言うとか必要があると思います。

そこで、全体をちよつとまとめたいと思いますが、中央丘陵の開発につきましては、最後に言ったように、何と言っても住民参加の町づくり、計画づくりが必要だと思います。住民的な開発ということを腹に据えて、今後、いろんな合意をされていく中でやっていただきたいと思っています。

それから、サービスセンターの設置は先ほど申し上げましたが、遠距離通学についても、教育長が言われるように学校の結合ということですが、国がそういうことを決めただけで、そんなことは当該市町村としては関係ない。それによる過疎の現象が起きたとかどうとかではなく、

現実と照らし合わせてどうなのかということをもっと深く考えてもらい必要がある。他の市町村はやってくる。しんどいところでもね。その辺を十分検討して課題があるのではないかと。ことによれば、いま出しでる全体の補助金額よりも多くなるか、少なくなるかわかりませんが、そう変わるんという実態も出てくるんじゃないかと思っておりますので、いろんな方法についても十分検討していただきたい。

それからちょっと漏れましたが、クラブ活動とか社会見学、とにかく国府小学校の子供がこけて来るのになにも交通費は要らんが、南松尾やら横山から出て来るのは大変です。バスを借借りたりしてね。その辺の費用を出してもらいたい。出せないんやったら、クラブ活動、公式試合なんかには、せめて市の持つマイクバスの利用を考えたかどうかということをご提案とさせていただきます。検討してください。

それから最後の5番目は、いま大体意見を申し上げましたが、全体にわたって財政難とか、向以前はかなり前進、前向きの答弁もありましたが、非常にだめだ、金がないという、ええかき、どうもしておれんので皆切ってしまうという感じが受け取れます。やはり市長の立場に立ち立っているんなら改善してはく、暮らしに役立つ市政をやらしてもらわんとぐあいの悪いんじゃないかと思っておりますので、その点の意見を申し上げて、私の一般質問を終りたいと思っております。ありがとうございました。

○ 副議長（藤原利一君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

本日はお2日は議案審議となっておりますが、議会運営委員会の委員の御了解を得ておりますので、本日午後から議案審議の日程に入りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、午後から議案審議を行うことに決めます。

ここで本日のため暫時休憩いたします。（午後1時44分休憩）

(午後1時16分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

- 議長(横田憲治郎君) それでは、これより議案審議に入ります。日程第二より日程第八までは、いずれも例月出納検査の結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年4月20日

監査委員 久光 喜多男

同 三井 正光

記

1. 検査実施日 昭和54年4月20日
2. 検査の対象 昭和54年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年4月20日

監査委員 久光 喜多男

同 三井 正光

記

1. 検査実施日 昭和54年4月20日
2. 検査の対象 昭和54年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業第81条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年4月20日

監査委員 久光 喜多男

同 三井 正光

記

1. 検査実施日 昭和54年4月20日
2. 検査の対象 昭和54年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年5月11日

監査委員 久光 喜多男

同 三井 正光

記

1. 検査実施日 昭和54年5月11日
2. 検査の対象 昭和54年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年5月11日

監査委員 久光 喜多男

同 三井 正光

記

1. 検査実施日 昭和54年5月11日
2. 検査の対象 昭和54年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和54年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年5月11日

監査委員 久光喜多男

同 三井正光

記

1. 検査実施日 昭和54年5月11日
2. 検査の対象 昭和54年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

定期監査（第2次分）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく昭和53年度定期監査（第2次分）を別記要項により執行した。

その結果を同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和54年3月31日

監査委員 久光喜多男

- 議長（横田憲治郎君） 本報告について盾疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に盾疑、御意見ないものと認め、監査報告第10号より第16号までの報告を終わります。

-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第9「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和54年3月31日専決

昭和54年6月20日即日承認

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第9号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(災害等による期限の延長)

第6条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由が消滅した後、速やかにその理由を記載した書面で行ななければならない。

5 市長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも同様とする。

第12条の2中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第30条の4の次に次の1条を加える。

(家屋の新築等の届出)

第30条の5 家屋の新築、増築、改築、再築若しくは移築を行った場合又は滅失等があった場合において、当該家屋の所有者であった者は、その事由の発生した日から30日以内に、別に市長が定める届出書を市長に提出しなければならない。ただし、不動産登記法(明治32年法律第24号)第93条第1項及び第93条の2第1項若しくは第93条の6の規定によって登記所に登記の申請を行った者は、この限りでない。

第32条第1号ア中「650円」を「700円」に改め、同号イ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「1,450円」に改め、同条第2号ア中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号イ中「2,600円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「5,900円」を「6,500円」に、「3,300円」を「3,650円」に改め、同号エ中「1,300円」を「1,450円」に、「3,900円」を「4,300円」に改め、同条第3号中「3,300円」を「3,650円」に改める。

第37条の2第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる軽自動車に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神薄弱者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者(以下「身体障害者等」という。)

のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

第37条の2第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等を呈示するとともに、第34条第項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書を提出しなければならない。

附則第2条中「昭和51年度」を「昭和56年度」に改める。

附則第8条第1項中「昭和54年度」を「昭和59年度」に改め、同条第5項中「第16条の2」を「第16条の3」に改める。

附則第9条第1項中「第28条の6」を「第28条の4」に、「第16条の3」を「第16条の4」に改め、同条第2項中「第28条の6」を「第28条の4」に改める。

附則第10条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第1項を次のように改める。

昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する課税所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第34条第4項の規定の例により算定した市民税の所得割を課する。

附則第10条の次に次の1項を加える。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第10条の2 前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。附則第12条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。附則第12条第2項において同じ。）のうちに優良住宅用地のための譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。）に該当することにつき施行規則に規定するところにより証明がされたものについては、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の2第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

2 前項の規定は、前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうちに確定優良住宅等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第2項に規定する

確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するものがあるときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において当該譲渡が法附則第34条の2第6項の規定に該当することなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

附則第11条第1項を次のように改める。

附則第10条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得に該当するときは、昭和55年度から昭和57年度までの各年度分の個人の市民税に限り、附則第10条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の3第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

附則第12条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定は、同項に」を「前項に」に改め、「(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等の譲渡をいう。)」を削り、「同法第28条の6」を「租税特別措置法第28条の4」に改め、「番6号又は第7号口」を削り、「適用しない」を「附則第10条第2項の規定にかかわらず、法附則第35条第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし同条第1項を次のように改める。

昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第35条第6項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

附則第12条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第12条の2 昭和53年度から昭和55年度までの各年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対して課する税率は、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第18号)による改正前の和泉市税条例第32号の規定を適用する。

同条附則第13条第1項中「昭和51年度から昭和53年度まで」を「昭和54年度から昭和56年度まで」に改め、同条第2項中「昭和51年度」を「昭和54年度」に、「7月31日」を「4月16日」に改める。

附 則

(施行 期 日)

第1条 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、和泉市税条例附則第11条の改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2の規定は、昭和54年度分の個人の市民税から適用し、昭和53年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正前の和泉市税条例第23条第1項第7号の規定は、昭和54年3月31日までの退職による退職所得に係る市民税について適用する。

3 新条例附則第10条の2及び新条例附則第11条第1項の規定は、昭和55年度分の個人の市民税から適用し、昭和54年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第32条の規定は、昭和54年度分の軽自動車税から適用し、昭和53年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第2号参考資料

和泉市税条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p><u>(災害等による期限の延長)</u></p> <p><u>第6条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに係るものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。</u></p>	

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由の消滅した後、速やかにその理由を記載した書面で行わなければならない。

5 市長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも同様とする。

(個人の均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の全額が200,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。

第22条 削除

(個人の均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の全額が190,000円その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。

(法第322条の納期限の延長)

第22条 市長は、市民税の納税義務者のうち次の各号の一に該当する場合においては、3月をこえない限度において、市民税の納期限を延長することができる。

(1) 天災その他の災害により納期限までに税金の納付ができないとき。

(2) 本人又は本人と生計を一にする者が疾病のため異常の出費により個人の市民税の納付が著しく困難であるとき。

(3) 伝染病予防のため交通を遮断せられ納税することができないとき。

(4) 前各号に掲げるものの外、特別の事情により納期限の延長の必要があるとき。

2 市長は、特別徴収義務者のうち前項第1号、第3号及び第4号の一に該当する場合においては、30日を超えない限度において、個人の市民税の納期限を延長することができる。

3 市民税の納期限の延長を受けようとする者は、納期限前7日目までに申請し難い事由があるときはその事由が止んだとき直に、規程で定めるところによって市長に申請しなければならない。

(市民税の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、市民税を減免することができる。

(1) 賦課期日後に生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至った者

(2) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける者

(3) 前2号の外、貧困により公私の扶助を受ける者

(4) 学生及び生徒

(5) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者

(6) 民法第84条の公益法人

(7) 前各号に掲げる者の外、市長において特別の事情がある者と認める者

(市民税の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、市民税を減免することができる。

(1) 賦課期日後に生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至った者

(2) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける者

(3) 前2号の外、貧困により公私の扶助を受ける者

(4) 学生及び生徒

(5) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者

(6) 民法第84条の公益法人

(7) 前年中において退職所得を有した者

(8) 前各号に掲げる者の外、市長において特別の事情がある者

(家屋の新築等の届出)

第30条の5 家屋の新築、増築、改築、再築

若しくは移築をとった場合又は滅失等があった場合において、当該家屋の所有者又は所有者であった者は、その事由の発生した日から30日以内に、別に市長が定める届出書を市長に提出しなければならない。ただし、不動産登記法(明治32年法律第24号)第93条第1項及び第93条の2第1項若しくは第93条の6の規定によって登記所に登記の申請を行った者は、この限りでない。

(軽自動車税の税率)

第32条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの 年額 700円

イ 総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,100円

ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,450円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,200円

イ 3輪のもの 年額 2,850円

(軽自動車税の税率)

第32条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの 年額 650円

イ 総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,000円

ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,300円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,000円

イ 3輪のもの 年額 2,600円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,200円

自家用 年額 6,500円

貨物用のもの

営業用 年額 2,900円

自家用 年額 3,650円

エ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車 年額 1,450円

その他のもの 年額 4,300円

(3) 2輪の小型特殊自動車 年額 3,650円

(身体障害者に対する軽自動車税の減免)

第37条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,200円

自家用 年額 5,900円

貨物用のもの

営業用 年額 2,900円

自家用 年額 3,300円

エ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車 年額 1,800円

その他のもの 年額 3,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 3,300円

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第37条の2 市長は、身体に障害に有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、必要があると認めるもの（1台に限る。）に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受

免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害手帳～（本項以下略）

3. 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等を呈示するとともに、第34条第3項に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

附 則

（個人の市民税の課税標準の特例）

第2条 昭和47年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定を除く。）」とする。

（みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和50年度から昭和59年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の～（以下本項略）

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する税額の計算の細目その他同項の規定の適用

けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳～（本項以下略）

3

略

略

略

略

略

3 略

附 則

（個人の市民税の課税標準の特例）

第2条 昭和47年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定を除く。）」とする。

（みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の特例）

第8条 昭和50年度から昭和54年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の～（以下本項略）

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する税額の計算の細目その他同項の規定の適用

については、施行令附則第16条の3第9項から第11項に規定するところによる。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第9条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令附則第16条の4第3項に規定するところにより計算した金額（以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)、(2) 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。）が同条第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則第13条第2項に規するところにより証明されたものについては、適用しない。

3 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第10条 昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31

用については、施行令附則第16条の2第9項から第11項に定めるところによる。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第9条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の6第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令附則第16条の3第3項に規定するところにより計算した金額（以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)、(2) 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の6第1項に規定する土地の譲渡等をいう。）が同条第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則第13条第2項に規定するところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第10条 昭和46年から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条

条第1項に規定する課税所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第34条第4項の規定の例により算定した市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)、(2) 略

第1項に規定する課税所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条の2第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第38条第1項若しくは第2項又は第33条第4項若しくは第37条第5項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）を控除した金額（第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に相当する課税長期譲渡所得に対し、100分の4（昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする。）の税率を適用して市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第38条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)、(2) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。附則第12条第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。附則第12条第2項において同じ。)のうちに優良住宅用地のための譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。)に該当することにつき施行規則に規定するところにより証明がされたものについては、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の2第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

2 前項の規定は、前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうちに確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するものがあるときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において当該譲渡が法附則第34条の2第6項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条 附則第10条第1項の場合において、

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例)

第11条 前条第1項の場合において、同項に

同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得に該当するときは、昭和55年度から昭和57年度までの各年度分の個人の市民税に限り、附則第10条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の3第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

2 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条 昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第35条第6項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

規定する譲渡所得が租税特別措置法第31条の2第1項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和49年度から昭和51年度分の各年度分の個人の市民税については、前条第1項中「100分の4(昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする)」とあるのは、「100分の3.4(昭和49年度分については、100分の2.7)」とする。

2 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条 昭和46年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1) 短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項第34条の2第1項第35条第1項、第36条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する

短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項において準用する附則第10条第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。)の100分の8に相当する額

(2) 課税短期譲渡所得金額から所得税法第33

条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額

(前年中の同条第1項に規定する譲渡所得で附則第10条第1項及び本項の規定に該当しないものの金額の計算上控除される金額があるときは、当該金額を控除した残額)を控除した残額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から当該年度分の課税総所得金額に係る所得額の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除の控除をしないで計算したところによる。)をいう。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第2項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第14条に規定するところにより証明がされたものに

3 第1項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等の譲渡をいう。)が同法第28条の6第2項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に掲

については、附則第10条第2項の規定にかかわらず、法附則第35条第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

3 略

(軽自動車税の税率の特例)

第12条の2 昭和53年度から昭和56年度までの各年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対して課する税率は、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第18号)による改正前の和泉市税条例第32条の規定を適用する。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第13条 昭和54年度から昭和56年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地(施行令附則第14条の5各号に掲げる市街化区域農地を除く。以下本項から本条第5項までにおいて同じ。)～(以下本項略)

2 前項の規定は、市街化区域農地の所有者から当該市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税について新たに同項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日(当該年度が昭和54年度又は当該市街化区域農地について新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度である場合には、4月16日)までに市長に対し、当該市街化区域農地に対して課する固定

げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第14条に規定するところにより証明がされたものについては、適用しない。

4 略

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第13条 昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地(施行令附則第14条の5各号に掲げる市街化区域農地を除く。以下本項から本条第5項までにおいて同じ。)～(以下本項略)

2 前項の規定は、市街化区域農地の所有者から当該市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税について新たに同項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日(当該年度が昭和51年度又は当該市街化区域農地について新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度である場合には、7月31日)までに市長に対し、当該市街化区域農地に対して課する固定

資産税及び都市計画税について同項の規定の適用があるべき旨の申告があった場合に限り適用する。

3～5略

資産税及び都市計画税について同項の規定の適用があるべき旨の申告があった場合に限り適用する。

3～5略

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました報告第5号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第1号「和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について」その理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず、専決処分の理由でございますが、本年3月30日、国会において地方税法の一部を改正する法律が成立し、公布施行されましたため、法律の改正内容からして、昭和54年度分の市税の関係税目について、直ちに条例改正等所要の手続を経て課税事務に取りかからなければならぬために、議会に提案し、御審議を煩わすいとまがございませんでしたので、去る3月29日定例市議会閉会后、市税条例改正等の内容とその要旨を御説明申し上げた経過のものでございまして、専決処分をさせていただきますこととした次第でございます。

市税条例の一部改正の概要につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まず、7ページの第6条の2は、現行条例の規定の整備でございますが、現行市税条例第22条で市民税の納期限の延長ができる場合の規定がございますが、市税の税目全部について納期限の延長に関する事並びに条例で定める申告、申請等の書類の提出に関する期限を延長できる場合の規定とをあわせて条例の総則の中で規定するよう、条文の整備を行ったものでございます。

第12条の2中「19万円」を「20万円」に改めるにつきましては、個人の均等割の非課税の範囲を拡大するものでありまして、現行19万円を20万円に引き上げ、昭和54年度分の個人の市民税から適用することといたしております。

次に、8ページの第23条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする、とありますのは、本条は、市長税の減免規定でありまして、このうち第7号につきましては、退職所得にかかる市民税について、所得割額の2分の1の減免をいたしておりましたが、昭和54年4月1日以降これを廃止するためこれを削除し、以下8号の規定は7号に号数を繰り上げるよう、条文の整備を行ったものであります。

次に、第30条の5は、現在、本市は家屋の一斉調査を実施しており、市民の協力を求め

ているところでありますが、未調査の課税対象物件を発見した場合、最高5年をさかのぼって課税いたしております。登記所に土地または建物の表示に関する登記をしたもの以外のものにつきましては、家屋の新築、増築、改築もしくは移築または滅失があった場合は、その事由の発生した日から30以内に届け出をすることにより、今後における一括納付による弊害の発生を未然に防止しようとするものでございます。

次に、第32条でございますが、本条は、軽自動車税の税率の改正でございまして、まず第一号の原動機付自転車につきましては、総排気量50CC以下のもの650円を700円に、50CCを超え90CC以下のもの千円を1,700円に、90CCを超えるもの1,300円を1,450円に、また、第2号の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、2輪のもの2,000円を2,200円に、3輪のもの2,600円を2,850円に、4輪以上のものうち乗用のものの自家用5,900円を6,500円に、貨物用のものの自家用3,300円を3,650円に、小型特殊自動車の農耕作業用自動車1,300円を1,450円に、その他のもの3,900円を4,300円に、2輪の小型自動車3,300円を3,650円にそれぞれ改正するものでございます。なお、昭和54年度分の軽自動車税から適用することといたしております。

次に、第37条の2第1項を次のように改める、でございますが、身体障害者及び精神薄弱者で歩行が困難な人が所有または当該身体障害者等と生計を一にする人が運転するものうち必要があると認められるものに対する軽自動車税について、今回、身体障害者等の利用に供するために構造を変更した軽自動車等の軽自動車税にも減免するようにいたしましたものでございます。

次に、9ページの附則第2条は、個人の市民税の課税標準の特例を定めておりますが、その特例の期間を昭和56年度まで延長するよう、規定の整備を行ったものでございます。

次の附則第8条第1項につきましては、青色申告の承認を受けることにより、みなし法人課税を選択した場合の市長税の課税の特例期間、現行54年度までを59年度まで延長するよう改正いたすものでございます。

附則第9条第1項については、条文の整理をいたしましたものでございます。

続いて、附則第10条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めた規定であります。条文の整理を行ったものでございます。

第10条の2につきましては、昭和54年度以降において、昭和54年度以降において、優良な住宅地の供給と、地方公共団体等の土地取得の促進に資する土地等の譲渡として、所得税において課税の特例が認められる一定の長期譲渡所得について、特別控除後の譲渡益4万円以下の部分については市民税百分の4の税率により、特別控除後の譲渡益4千万円を超える部分

については、譲渡益の2分の1を総合課税した場合の上程税額により課税することとし、昭和54年度の所得から適用するものであります。

次に、附則第11条第1項につきましては、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を規定されているものでございますが、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、市長税百分の3、4の税率が適用される特別控除後の譲渡益現行2千万円を4千万円に引き上げ、昭和54年度の所得から適用するとともに、その適用期間を昭和57年度まで延長いたすものでございます。

附則第12条は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めているものであります。条文の整備をいたしたものでございます。

第12条の2につきましては、軽自動車税の税率の特例を定めるものでありまして、電気を動力源とする軽自動車等については税率の軽減措置を図ることとし、その適用期間を昭和55年度までとするものでございます。

続いて、附則第13条につきましては、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額措置を定め条項でございますが、市街化区域内のA、B農地については、いわゆる宅地並み課税をすることが原則であります。一定の要件に該当する農地については、所定の手続を経た上で減額できることになっており、この制度は、昭和53年度までの時限措置でありましたが、これを昭和56年度までの8年間に限り継続することとしたものでございます。

最後の12ページの附則につきましては、第1条では、本改正条例の施行期日を定めるものでありまして、第2条並びに第3条につきましては、市民税並びに軽自動車税に係る条例適用等の経過措置であります。先ほど個々に適用期日を申し上げましたので、省略いたします。

なお、13ページ以下に本条例改正部分の新旧対照表を参考資料として添付いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、今回改正いたしました事項の内容について説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 一番（寺田茂君） この市税条例の改正ということでわれわれ、ずっと見ているんですが、10項目にわたって出てきてるわけなんです。だから、制度上のいろんな延長とか書きかえの問題が2、3あるにしても、その中身について2、3点お聞きをしたいと思っております。

新旧対照表の16ページ、市民税の減免の第23条ですが、この項目だけ見ると、われわれは中身を調べずにいくと市民税の減免と考えられるんですが、この退職金問題は、いままでの減免の分を今度は削除する、廃止します、ということですか。この点ちょっと……。

- 議長（横田憲治郎君） 財務部長。
- 財務部長（麻生和義君） そのとおりでございます。
- 一番（寺田茂君） たとえばいま言ったように、大体勤労市民の退職金というのは、当然、部分によっては、自分のお金を掛けて退職金を積み立てるという制度も企業によってはあるわけなんです。当然、退職金は賃金の後払いとして、われわれは今まで課税の対象から軽減するように、また、国でも決まってるわけです。それが今まで2分の1減免という形で計算されてきた。それを今度は3の2分の1減免を外そうというわけなんです。全く減免をしないということなんです。これは国ですか、市独自ですか。
- 財務部長（麻生和義君） 本件につきましては、市独自で減免措置を続けてまいったものでございますが、その長い経過の中で、国における退職所得にかかる市町村民税の減免というか、退職所得控除というか、そういった制度がございますので、市独自の分をこの際、廃止させていただいたということでございます。
- 一番（寺田茂君） 私、そうやないかと思った。だから、あえて言えば、ものを言えば、和泉市はとにかくこういう財政事情なんです。と必ずつけてくる。先ほど言ったように、勤労市民は和泉市を支えてる。その市民さんがどういう形であれ、不幸にして退職されたときの賃金の後払いぐらいの減免は当然やるべきだ。今までやってきたんですが、それを今度はなくして、退職金も税額の100%もらいますよ、ということです。これは委員会も通過されてると思うのですが、私は、これは通過する、せんという問題よりも、ここまでやらなくちゃいけないのかということにかなりさびしい思いがいたします。この点、この議案書をすらすらと見たら忘れられることなんです。われわれも含めて、退職金の100%税金を取るなんて、これは今後、どうされるんか知りませんが、非常に問題があると意見だけ申し上げておきます。
それと、その下の17ページの35条の5、家屋の新築等の届け出というやつなんです。これは今まで家屋を新築しても放置されるところもあった。今度は30日以内に届け出てください。こういう条例かと思えます。これは新しくできるんですか、今まで放置してたのはどう理由なのか、そこだけ先に聞かせてください。
- 財務部長（麻生和義君） 今度の市税条例の改正で新しく織り込まさせていただいたということでございまして、過去どういった理由で、ということは即座にお答えできないわけです。
- 一番（寺田茂君） あってもなくてもええもんか。
- 財務部長（麻生和義君） そういうわけではございませんが、私どもは、不動産を取得いたしますと、登記所に登記されるというふうに住じていたわけですが、改築なり増築等をされた方については、特定の条件のない方については登記されてない、未登記の物件がかなりあると

いったことを私、担当になってから聞き及んでるわけです。そういった固定資産税の課税対象にもかかわらず脱漏しているという実態があったわけです。それをできるだけ少なくして公平な課税を求めてまいるという観点から、いろいろ模索した中で、こういった新しく届け出をしていただいたらできるだけ脱漏がなくなるんじゃないか、納税者の良心に待ちながら、市も積極的にそういった制度を設けていくという両面で進めてまいりたいと考えてるところでございます。

○ 一番(寺田茂君) 私、この問題を条例化することがええとか悪いとかやなく、たとえばいままでも10年もほってたところ、家が建つてるのに永久に知らなかったという例が幾つもあるんですね。そういうざるに水を入れてるような話の中から、30日以内に届け出なさい、という極端過ぎる問題をどう処理するんかということです。家が建つてもつぶれるまで、こっちが調べに行かなかつたらそのままなんです。全部の家が30日以内に申告してくださいよ、という余りにも極端なことができるのかどうか、どう市民に対してPRやりますの。

○ 財務部長(麻生和義君) PRとか、そういった面は、市の「広報いずみ」等を通じて行ってまいりたいと思います。いま御指摘のように、10年来の課税漏れがあったという話でございますが、見過した点もときたま出てまいるという実態があるわけですが、今後、そのようなことのないようにしてまいりたいということで、いろいろと創意と工夫といった面で課税客体の徹底把握を進めてまいりたい、さよう考える次第でございます。

○ 一番(寺田茂君) 簡単に言って職員さんが足らんです。こういうサイドで、もったいまで以上にこの問題をきちんとしていくには職員さんが足りない。これははっきり言えます。これは合理化なんです。職員さんが少なくて手が回らんから、30日以内に皆さんの方からこれをやりなさい、と規定づけてると思うんです。

もう一つ、私、参考のために聞いておきましょう。そしたら、いままでほってあった人もたくさんあるでしょう。大体、家屋建てて半数ぐらいは登記してないということがあるんです。半数が市の方にされてないので、これを全部30日以内にさせよう。広報などでPRしてやるというが、それだけで30日以内にはせんと思う。もし、その漏れた分はどないしますの。

やはりいままでと同じように職員が行くんでしょう。同じことをやると思う。

○ 財務部長(麻生和義君) 職員も実態調査に参りますし届け出もしていただく、両面でやっていきたいと思います。

○ 一番(寺田茂君) そしたら結局、いままで職員さんが足りなくてできなんだ。今度、私はえらい市の方が逆に拘束される問題が一つあると思う。なぜか、30日以内に届け出してください、となつても届け出しない。そして職員さんが行く。3年間届け出してなかつたので、3

年間さかのぼってらいます。なります。あなたのところは条例がなかったときは、職員さんが行って見つける。さかのぼってもらう、それで済む。ところが、この条例ができたので、あなたのところはこれを振りかざすと思う。うちにはこういう条例ができた。30日以内に出してもらわんといけないのに、あなたのところは3年間忘れていたとね。ところが相手は、それやったら30日以内に調べに来んかい、1カ月余裕を見ても2カ月以内に調べに来て当然やないか、というトラブルの原因になりはせんかと思う。

○ 財務部長（麻生和義君） 私はむしろ逆に考えております。仮の話で恐縮ですが、この30条を四角四面に申し上げるつもりはございませんが、こういった条例があるといった説明をしながら、そのときに届け出をしてくれておれば当該年度から課税させてもらえた。たまたま3年間届け出をしていただいてなくて現時点で発見したので、3年間さかのぼって固定資産税なり都市計画税をいただくという話を申し上げるべきだ、そういうふうに考えてるわけでございます。

○ 一番（寺田茂君） 議長ね、これは理論上の違いで一致点はないわけです。ただ、私が先ほど言ったように、職員さんが足りないので、やはりこういう帳面づらで型にはめないかという一つの問題と、もっと職員さんを必要なところへ派遣するような考え方を出してね。いままでと同じことをまたやる、これをつくってもまたやらないかん。すぐ30日以内にそう申告をせんとと思う。私は、もっと血の通った、職員さんをもっと派遣するような中でこの問題を処理していく形をやってもらいたいと思うんですが、これは違いがあるんでいたし方ない。

私、2、3点聞きましたが、先ほどの勤労市民の退職金問題、これは私、もう一つ理解できない。こんな大変なことで市民さんは恐りはせんかなあと思います。条例の改正が10項目出て、この中の一つもなかなか目につかんのが現実やと思います。この点、これから出すときにはきちんとわかるようにやってもらいたい、ただ、何条を書きかえました。置きかえました。というごまかしはいかんと思いますので、注意だけしておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 30番（田中包治君） これは報告案件ですので、議会を通らなくても執行するわけですね。そこで、これは地方自治法第179条第1項でやった、180条ではないわけですね、それがまず第1点。

もう1点は、これは条例権、そうなると立法の問題でしょう。だから、これは市長の専決処分はできるのか、できないのか。180条というんならある程度の理解はできるんですが、179条第1項の規定となるとちょっとおかしいのではないかと。

もう1点、専決処分にしても、条例制度をする場合予算が必要なんです、それが全然出て

おらない。地方自治法第222条にはっきり出てる。ここらもはっきりしてください。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。自治法の179条第1項の規定でございまして、この規定の3つ目の理由によるものでございまして、「普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき」、そういうことによりどこを置かしていただいで専決処分をさせていただいたわけでございまして、おのずから、180条との違いがそこにあると理解しております。

それから、222条は、予算を伴う条例、規則等についての制限ということでございますが、私どもは、当初予算に総計予算主義の原則に基づいてすべての歳入を見入んでございましたので、本件の条例の改正も、本来ならば、3月議会をお願いするのが本筋でございますが、先ほど申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律の国会審議が長引いたということで、8月開会中に御提案するいとまがございませんでしたので、こういった異例の措置をとらせていただいたというのが実態でございます。御了承賜りたいと存じます。

- 20番（田中包治君） おかしいと違いまっか、条例が議会の委任によるのなら別ですが、いとまがないというのはどういうことですか。現在までね。これは条例ですよ。議会の決定が出て初めて公布されるものでしょう。そしてこの報告案件だと、議会の条例権が剝奪される。そういうことはあり得ないと思う。何のためにわれわれは議会で審議するかということ。いとまがないというが、30日でも、1週間たって4月7日だっていける。それとも、的確な措置がされておるのか、そこに問題がある。

それと、あなたが当初予算に組んでおります。というのはどういう意味ですか。予算委員会の審議はうそであったのか。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、すべての歳入ということで当初に見込んでございます。

専決処分の問題でございまして、去る3月29日には、その法律がまだ国会を通過しておりません。30日午後2時に国会を通過したという、自治省なり大阪府の地方課から電話連絡をいただいたわけでございます。その中で、最終日には、3月末に国会で成立見込みですので専決処分させていただきたい、というお願いを私、申し上げたわけでございます。すぐさま、4月1日から次年度の課税事務に取りかからなければならないといった法律上の時間的な問題があったわけで、やむなく僭越でございまして、179条第1項の規定を適用させていただき専決処分をし、本日、報告させていただいてるという実態でございまして、御了承賜りたいと存じます。

- 20番（田中包治君） あんたの言うことは合うてまっか。予算には入ってました。と言

ってるんでしょう。180条なら私もわかると言ってるんです。しかし、179条第1項となる問題があるということです。条例権という議会の問題ですからね。専決でやれるというもんやないと思う。新行とか予算の問題なら別ですがね。国会が法律を決めるのと同じですよ。

- 議長（横田憲治郎） 言葉を返すのは悪いですけど。180条の規定は、議会発議による専決事項を規定されてると解釈してるわけなんですけど。
- 20番（田中包治君） 議会委任による専決処分でしょう。議会委任の問題と、何月何日にこういう法律が通るので条例改正を委任、後日報告するんだったら、いま説明してたように、すでに予算委員会で説明してると言ってる。そんな話はあるんか。だから179条では問題だと言ってる。
- 助役（坂口礼之助君） 私からお答えしたいと思います。

いわゆる条例事項なるものを179条第1項で専決するということは、本来、条例はいわゆる立法措置でございますので、十分に議会の審議を経た上でやるべきだというお説につきましては、私も全く同感でございます。しかし、179条第1項では、条例事項が専決できないということではございません。専決できるわけです。地方自治法の解釈等によってもできるわけなんでございます。しかし、本来、条例事項をそう軽々しく専決すべきではないという基本的な考え方につきましては、私も全く同感でございます。

今回、地方税法の一部改正に伴う市税条例改正という一つの時期的な問題等がございまして、やむなく僭越でございますが、専決させていただいた次第でございます。

しかも、この条例改正の基本になっておりますのは、御承知のとおり、地方税法でございます。その法律改正を受けまして、市の市税条例の一部改正につながっておるわけでございます。もともと固有の本市独自の条例でございましたら、いかに議会を開くいとまがなくても、専決処分することはおこがましい行為だと存じますが、本件のように根拠法、地方税法という法律を受けての改正でもございます。先ほど財務部長が御説明申し上げておりますように、地方税法の一部改正が国会の議決を得られたのは30日午後2時。それから、自治省から通達をいただき内容が明らかになったときには、ちょうど議会は29日に終わっておりまして、4月1日から本条例の新しい54年度の地方税財政というものを施行していかないかん、そういう期日的な問題等もございまして、やむなく専決させていただいた次第でございますので、そ点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

- 20番（田中包治君） そういう考え方であったら、昨日の質疑にもあったように、市会とうのは市の付属機能的な考え方であるということですね。そうなりますよ。私は判例まで調べてないけど、議会を通過したかて、解放同盟との話し合いがつかんだら執行できないんだということも出てくる。付属機関だという考え方でしょう、この点ははっきりしてください。

○ 助役（坂口礼之助君） 先ほども説明申し上げましたように、決してそんなおこがましい考え方はさらさら持ってごさいません。これは議員さん、ぜひひとつ御理解いただきたいと思ひます。

ただ、3月30日に国会を通過4月1日から施行しなければならない市税条例の一部改正でございまして、その間に緊急に議會を開いていただくとしても、御承知のとおり、中8日を置かなければならないという地方自治法の規定がございまして。そうしたことから、4月1日に間に合わないということで、179条第1項を適用させていただいての専決でございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○ 20番（田中包治君） まあ、論議しておっても判例なり資料は持っておりませんのでね。ただ、私たちが考えなくてはならないのは、理事者のそういう付属機関だという考え方が往々にあらわれておるんじゃないかということです。そこに問題があると思うんです。せやから、3月議會で、これが通ったらお願いしますよ、と言ってたら問題がない。180条でいける。提案されてたんでしょう。

○ 助役（坂口礼之助君） 議案形式で通ったらひとつよろしく、というお願いはしてありませんでしたが、議長さんからその時間を取っていただき、3月31日までは国会を通過する予定でございまして、ひとつその節は専決させていただきたい、という御了解を得るべく御説明申し上げ、御了解も得ておるといふふうに存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 21番（直村静二君） 関連ですが、この家屋の新築、増築等の届け出、これは實際上、運営で問題になるんじゃないかと思ひます。たとえばだれが見ても新築なら、まず、不動産登記法に基づいて法務局に登録するようになりますね。もちろん、しない人もありますけど。しかし、ここで一つお聞きしたいのは、「別に市長が定める届出書を市長に提出しなければならない」ということは、この規定は協力規定的な要素がある。申告という言葉は使っていないが、届け出をしない場合にはどのような罰則が伴ってくるのか罰則がないように思ひますが……。罰則がなければ、届け出をした者と、しない者の差をどうつけるのかという問題になってきますね。

そして、さらにこの文章の中で「所有者又は所有者であった者は」という規定づけ、また、「その事由の発生した日から30日以内に」とありますが、新築、改築の事由の発生した日には、一体どこで認定するのか。さらにまた、居住者であっても所有者でない者、また、前に所有者であった等の問題は、逐一読んでいくと非常に問題の発生する、逆にいうと、市の職員の恣意、主観的な判断でかなり市民が迷惑をこうむるという内容のように思ひます。

ほんのささいなことでも届け出をしてないやないか、本人が善意で若干改修したが、近所の

人が見て、あれは届け出していないやないか、という問題も出てくる。よほどうまく運用をやうとまずいんじゃないか。また、所有者であっても住んでない人もある。本来、法務局へ登記しなければいけないわけでしょうが、しなくてもいいという大きな副もあるんじゃないですか。つまり、新築、増築、改築したら、必ず不動産登記法に基づいて登記しなければいけないということじゃなくて、それをしてない者について市が固っていく、その場合の副についてどうするのか。運営面、執行面について、考えてますます疑問がわいてきました。

この届け出の基準日かてわからない。事由の発生した日から30日とありますが、契約した日からなのか、屋根がついた日からか、引き渡しを確認した日からか、ちょっとわからない。所有者、居住者の判定の関係もはっきりしてない。一体何をねらってるのか。つまり市の職員の恣意的な解釈でいける余地も残ってる。少なくとも、運営面で危惧があります。

この増改築、移築とかとなると、すべて何かさわったら全部出さないかんとなる。税法上の問題でいけば、たとえば坪単価もしくは一定の線で10万円以下はかまわんとか、現に一軒の家の場合、何かさわったらプラスファ、たとえ一万円でも評価増で税金を取れるという問題になる。その辺の副をどうとるのか、増改築の判定ですな。小さい屋根つきのもの、移動式の風呂を軒下につくったが申告せないかんとなる。単に努力規定と理解していますが、実際は、職員の恣意的なものでトラブルが起きてくるんじゃないか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、事由の発生した日はいつか、ということですが、新築、増築、改築等については、竣工のあった日、滅失につきましては滅失の日、取り壊した日、そういうふう考えております。

それから、「所有者又は所有者であった者」、すなわち文字どおり所有者ですが、たとえば家が現在、父親名義であったが、それをこぶって長男が新築した場合、所有者であった父親から滅失の届け出をし、長男から新築の届けを出していただくということでございます。

それと、罰則云々ですが、むづかしい問題ですが、罰則は考えておりません。届け出をした者と、しない者の差をどうするんか、ということですが、いろいろ内規等を十分整備する中で、できるだけ皆さんに届け出をしていただくよう、ただ努力していただくのみと存じております。

○ 2.1番（直村静二君） 私は法律論議はしたくないが、実際問題、長男が半分金を出し、親も半分出した場合、どちらになるのかわからない。また、連名でしなければならぬのかなど、複雑な問題が発生すると思う。新築なら会計的にはっきりしてるからやりやすいかも

しませんが、増改築なんかどないするんですか。どんなところまで届け出の義務があるんですか。

○ 財務部長（麻生和義君） 御承知のとおり、固定資産は屋根あり、外壁、なおかつ土地に固定しているもの、という扱いで、小さな増築あるいは面積が変わらん改築であっても、評価が変わってまいります。床、天井、壁等のすべて点数を出し、国の基準に基づいて評価をいたします。増築、改築すべてについて届けを出していただくように考えております。

○ 21番（直村静二君） 通常5万円以上の修理をした場合、資本的支出ということで固定資産税の評価がふえる。単に5万円以上さわった場合は届け出をしてもらわなければならないとなってるんですか。金額であらわすとね。坪でいっても、屋根は初めからついているから、どんなところまで届けの対象にするのかははっきりしてない。修理やら改築やらわけのわからんこともあるので、どのくらいやという、その辺の基準をきっちりしてもらわんと、私はトラブルが起これると思う。その人の判定によってね。

○ 資産税課長（北野喜平君） 5万円とか8万円とか、そこまでの細かい規定は考えておりません。

○ 21番（直村静二君） そうすると恣意的なものになるんじゃないか、判断でね。わしとこれは実際金に関係ない。知り合いの大工にやってもうた、金はただや、となった場合、どう判断するのか。基準をつくってもらわんといかん。そうでねいと、毎日、固定資産税の係が、きょうさわりまっか、あしたやりまっか、と見て回るの。犬みたいにかぎ回りまっか、そういう妙なことになると固るから言ってる。明確にして、こういう基準でいきますとね。大まかに漏れがあるからほしいんやということで、鼻の毛まで抜くようなことを基準もなくやる。あそこがさわってる、行け、と言われたらどないするんですか。困りますよ。あんた方は取るという立場で考えてるが、議員から、あそこへ行け、と言われたら走りますか。議員に言われて行くんか、おれが言うてもいかんのに……という問題も出てきますぜ。あそこはどうも10万円くらいやってるぜ。壁さわってる、となる。その辺のトラブルや紛争を起こさんように基準をつくっていただきたい。両面に関係しますからね。助役、どうですか。

○ 助役（坂口礼之助君） それでは、私からお答えしたいと思います。この条文にございませうように、新築、増築、改築、再築というのは、いわゆる改築とよく似たものだと思いますが、そうした建物に移動があった場合、原則としては、一応、本条例の30条の5の規定によって届け出をお願いしたいと考えておるわけなのでございます。いま申されております改築の扱い等につきましては、直村議員さんから御指摘いただいておりますように、法人等の資産勘定扱いのある場合と、その単年度経費で落としていく場合の扱い等の基準もございませうので、そう

した細部につきましては、十分に関係部局と内規的に整備し、住民の方々あるいは所有者の方々に必要以上の御迷惑をかけることのないような取り扱い、実際の運用を円滑にやっていくようにしたい、このように存じます。細部についても、担当部課長と十分協議し、いまは状況をつかんでないので十分お答えできませんが、御指摘の点等は十分参酌させていただき、取り扱い内規をきちんと整備し、厳格にやっていきたいと存じます。

- 21番(直村静二君) 市長にお伺いしたいが、あなたは不動産屋やからようわかってるやろうが、余りにも細かいことまでやろうとすると、逆に皮肉にやると、私が府中を回って百軒ほど調べ、あそこはさわっている。ここも…と名前を書いて、行ってこい、金ほしいんやろう。条例に書いてあるやないか、となります。その辺のところを心配する。もう少し大まかにしておけば職員だって気軽に行ける。余りにもさ細なことまでやると、もっと手をふやさないかん。一カ月でこんだけ税金損やろう、となります。単にお金がほしいだけかもしれませんが、その問題でやっぱり市民を保護せないかん。いたずらに金を取るためのトラブルは避けていただきたい。新築なんかはわかりますが、問題のある改築、増築については基準をきっちり決めてやっていただきたいと思います。

これは専決してあるんやから、もう出てきてるところもあるんやないですか。いま6月でしょう。

- 助役(坂口礼之助君) 仰せのとおり、4月1日から効力が発生しておりますので、すでにこの条項に基づいて新築、改築等の届け出が出ている。ちょっと掌損してませんが、出てくるというふうに理解して結構だと思います。

直村先生は非常に細かい点等をおっしゃっておりますが、実際には、現在、家屋の調査を行っておるわけでございますけれども、その段階で新築、改築されたものを届け出させていただくという規定がないものですから、逆にそのことのためトラブルが横に発生してきているという現況です。実地調査に参ったとき、3年前からとか、5年前から建ってるんだということで建築時期等に対する判定のトラブル、あるいはそれやたらなせもっと早い時期に調査に来なかったのか、いままでほっといて、という逆な現象が現地で起きてきております。そういうものも勘案して今回、新築等の届け出制度というものを条例化させていただくこととしたわけでございます。決してすみをほじくるためではございません。したがって、そのような問題の起きないように内部規定をきちんと整備し、関係全職員が同一の扱いをしていけるような体制をつくりさらに、厳格に御趣旨を参酌させていただきながら整備をさせていただきたいと存じております。

- 21番(直村静二君) 借家の場合にだれが届け出するんですか。それと、市営住宅がある

が、これは公共の土地の上に建ってる。家賃も取ってるが、屋根のある勉強部屋なんか建ってる。これも届け出の義務があるんでしょ。市営住宅についての規定はないんですか。

- 助役（坂口礼之助君） 借家とか、いわゆる居住者には届け出義務は課していない、あくまでも所有者でございます。借家人の方が家主さんの了解を得てここを増築してほしいということで、家主さんの了解を得て、家主さん名義で増築された場合の届け出の義務は、家主さんにあるわけです。
- 21番（直村静二君） 無断でやる場合は。
- 助役（坂口礼之助君） 無断でやる場合は、借家人が所有権をお持ちだということであれば、その所有者から申告していただくこととなります。公営住宅の場合は、その敷地に府なり市の了解を得て所有者が建てたものは、当然、その範囲内のもは届け出をしていただくわけです。
- 21番（直村静二君） ねらいは固定資産税をほしいんでしょ。だから、市営住宅でも勉強部屋などは屋根がついてるから、同じ基準で取るんかということですよ。
- 助役（坂口礼之助君） 市が建設いたしました範ちゅうのものは、課税の対象になりません。しかし、たとえば6畳一間でも増築したい、市の許可を取って居住者が自己資金で増築した場合は、本人の所有物ですから申請はしてもらわないかということですよ。課税の対象にもなります。
- 21番（直村静二君） 改築の場合も細かい点が出てくるのできちんとしてもらいたい。問題点は配布してもらいたい。すでに出てきてるんでしょから、今月中に整備してもらいたいと要望しておきます。
- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 28番（坂上国治君） 先ほどの件については、これは私の考えでは、そうすることによって職員が非常に怠けるんじゃないかという感じがするんです。申請のきたところだけ行ったらええ、通知がこなかったら行く必要がないということになりかねない。そんな近所のことをいちいち言う人はないけれども、これは相当ありますよ、それすらよう調べてない。罰則規定がないものをつくって、向こうから届けなくても、あんたとはなぜ届けないのか、と言うだけです。それよりも積極的に職員のけつを叩いて調査したらええと思う。現在、何組に分かれてやってるのか知らんが、困る人は、年がら年じゅう困るんです。多少いろいろ計算したりする時間もあると思いますがね。まあ、伯太が2千戸あっても、一日に2百や3百戸困れると思う。困らんとろろろしてたら日はかかるがね。こんな罰則規定のないものをつくらんと、これ、届け出がこなかったらどない言いまんね。実際、罰則規定があってもよう取らんのでしょ。請負契約の締結で何月何日までとなってる工期がずれても、これは議会でちゃんと決ま

った規定のものもよう取らんでしょう。それやのに、罰則規定のないものをどないして取りまね。何もよう取りまへんやろう。そうなると、職員自体が鈍ると思う。届け出た分については調べて行くが、届け出のないものはほっとけということになりかねんと思う。そこらの辺、あんたらの考え方はどうですか。

あんたらは困らんでもいい。あんたらが自転車で回るんやったら、きょうは暑いしじゃまくさいから、きょうは別に回らんでも、届け出のあるところだけ回ろうかとね。いまの時点でしたら、当然、これは回って調べないかん責任があるわけです。

よそのことをばらすのは悪いが、この道だけでも相当ありますよ。それすら、目つぶってるわけです。そんな状態の中で、いよいよ罰則規定のないものをつくってね、職員がうんと鈍ると思う。あんたら、回らん立場やからいいが、鈍ると思います。届け出があったら調べに行ったらええんや、という逃げ道ができる。そこらの辺を十分検討して能率の上がる方法を考えんといかん。

実際、私は最後に一遍言わせてもらおうと思うんですが、理事者の議会規定ということにはなはだしいと思うんです。ほかの問題ですので、私は後で言わせてもらおうと思いますが、せやから、一遍ひとつ活を入れとかないかんという感じもしてるんです。この問題も、そこの辺十分検討してやってもらわんと、ただ、こうしといたら世話ないとかいう考えでなく、後の能率のことも考えてもらわんといかん。

それで、1年に1回でも飛行機を飛ばして航空写真を撮って、そして虫めがねで調べていけば大体出てくると思う。そのぐらいの熱心さが無いといかん。1日飛行機を飛ばして全市の航空写真を撮っても、そう大した金は要らんと思う。1日も飛ばす必要もない、自転車と違うんやからね。そのぐらいのことを考えてやった方がええんやないかと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、御指摘の点ごもっともでございます。職員が調査に参りましても、漏れた物件があるという御指摘が常々ございます。そういった漏れのできるだけ少ないように、なくするというのが理想でございますが、調査は調査で計画どおり進めてもらい、届けもしてもらうという両面作戦で漏れのないようにしてまいりたい。

御指摘の航空写真でございますが、十分検討していろいろ工夫をしてみたい、かように考えますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 一点だけ。先ほどの助役の答弁の中に、この改正の根拠は地方税法だ、とおっしゃいが、それでは、この改正のすべてが地方税法なのか。私が思うのには、こ

の退職金の市民税の関係と家屋の届け出は地方税法に関係ないと思う。ということは、3月議会にも出せたんじゃないかと思いますが、その点お答え願いたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 御指摘いただいておりますとおり。家屋の新築の届け出と退職金に対する減免規定の廃止、これは今回の地方税法の改正とは関係なく、市独自の問題でございます。これだけを3月議会にも抽出してかければかけられないことはなかったのではないかとという御指摘でございますが、目前に地方税法の改正が予想されておりましたので、一括してやらせていただくことに踏み切ったわけでございます。
- 13番（赤阪和見君） 多くは申し上げませんが、一応、今回の議案の中でも大変皆さんが心配され、問題になってる点だということからすれば、いま、坂上議員さんがおっしゃったように議会軽視もはなはだしい。やはり常任委員会等に3月にでも討議され、検討していくべき点もあつたろうと思っておりますので、意見だけで終わっておきます。
- 議長（横田憲治郎君） 以上で終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決めます。

-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第10及び第11、第12「専決処分の承認を求めることについて」（昭和53年度和泉市一般会補正予算（第6号））、（昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号））（昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））は関連いたしますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第 2 号

昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第6号)

昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和54年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地方交付税	税	3,160,684	133,266	3,293,950
	1. 地方交付税	3,160,684	133,266	3,293,950
9. 国庫支出金		4,525,648	56,872	4,582,520
	2. 国庫補助金	2,728,447	56,872	2,785,319
10. 府支出金		2,027,117	40,228	2,067,345
14. 諸収入	補助金	1,794,933	40,228	1,835,161
	5. 雑入	4,296,781	△340,737	3,956,044
15. 市債	入	4,119,267	△340,737	3,778,530
	債	2,207,757	110,871	2,318,128
歳入	債	2,207,757	110,871	2,318,128
	合計	22,918,425		22,918,425

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁業	細街路整備事業	6,320 千円

第8表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
共同浴場 整備事業	1,800 千円	普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	政府 銀行 その他	2.5年以内(内据置 3年以内)ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮、もしくは低利に借 替えることができる。	2,551	普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	政府 銀行 その他	2.5年以内(内据置 3年以内)ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮、もしくは低利に借 替えることができる。		普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	政府 銀行 その他	2.5年以内(内据置 3年以内)ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮、もしくは低利に借 替えることができる。		普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	政府 銀行 その他	2.5年以内(内据置 3年以内)ただし、市 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮、もしくは低利に借 替えることができる。
老人福祉 施設整備 事業	8,900	同上	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
農道整備 事業	14,200	同上	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
農業構造 改善事業	6,100	同上	同上	同上	同上	15,100	同上	同上	同上	同上	15,100	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
溜池整備 事業	1,100	同上	同上	同上	同上	1,300	同上	同上	同上	同上	1,300	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
河川整備 事業	4,000	同上	同上	同上	同上	10,000	同上	同上	同上	同上	10,000	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上

水路整備業	15,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
防衛施設整備事業	8,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	873,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	18,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	601,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公害対策事業	1,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業																			
保育所整備事業																			
計	2,207,757																		2,318,128

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑤地方交付税	3,160,684	133,266	3,293,950			
(1)地方交付税	3,160,684	133,266	3,293,950			
1.地方交付税	3,160,684	133,266	3,293,950	1.地方交付税	133,266	地方交付税追加
⑥国庫支出金	4,525,648	56,872	4,582,520			
(2)国庫補助金	2,728,447	56,872	2,785,319			
5. 国庫補助金	5,240	2,326	7,566	消防補助金	2,326	防火水槽整備事業補助金追加 1,760 救助工作車購入費補助金追加 350 無線機購入費補助金更正減 △210 積載車購入費補助金 426
6. 国庫補助金	451,233	54,546	505,779	小学校補助金	49,998	南池田小学校体育館増改築 事業補助金更正減 △1,744

科 目	補正前の額	補正額	計	節 額		説 明
				区 分	金 額	
						緑ヶ丘小学校増築事業補助金追加 18,165 横山小学校増改築事業補助金追加 7,548 北松尾小学校増築事業補助金追加 18,538 芦部小学校増改築事業補助金追加 20,226 南松尾小学校増改築事業補助金更正 減 Δ 2,740
				中 学 校 費 金 2. 補 助 金	4,553	石尾中学校増改築事業補助金追加
⑩府 支 出 金	2,027,117	40,228	2,067,345			
(2)府 補 助 金	1,794,938	40,228	1,835,161			
商 工 費 金 5. 府 補 助 金	5,788	24,706	30,444	石 油 貯 蔵 施 設 立 地 補 助 金 2. 対 策 等 助 金	24,706	石油貯蔵施設立地対策等補助金
土 府 補 助 金 6. 府 補 助 金	707,149	Δ 5,000	702,149	河 川 補 助 金 2. 補 助 金	Δ 5,000	更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7.消 防 費 府 金 補 助	千円 2,379	千円 △ 478	千円 1,901	消 防 費 金 1. 補 助	千円 △ 478	更正減
10.市 町 村 振 興 府 補 助 金	20,000	21,000	41,000	市 町 村 振 興 補 助 金 1. 興 補	21,000	市町村振興補助金追加
④ 諸 収 入	4,296,781	△340,737	3,956,044			
(5) 雑 入	4,119,267	△340,737	3,778,530			
1. 雑 入	4,119,267	△340,737	3,778,530	4. 雑 入	△340,737	更正減
⑤ 市 債	2,207,757	1,108,711	2,318,128			
(1) 市 債	2,207,757	1,108,711	2,318,128			
1. 民 生 債	319,257	2,351	321,608	共 同 浴 場 整 備 事 業 債 3. 整 備 債	751	共同浴場整備事業債追加
				老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 債 4. 施 設 事 業 債	△7,400	老人集会所建設事業債更正減

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
2. 農業債		21,400	10,000	31,400	保育所建設債	9,000	保育所整備事業債追加
					農業道路事業債	800	農道整備事業債追加
					農業構造整備事業債	9,000	農業構造改善整備事業債追加
					溜池整業備債	200	溜池整備事業債追加
					河川整業備債	6,000	東松尾川河川整備事業債追加
3. 土木債		1,199,800	97,900	1,297,700	水路整業備債	5,000	水路整備事業債追加
					防衛施設整備事業債	2,300	上代伏屋線整備事業債追加

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				改良住宅建設事業債	84,600	改良住宅建設事業債追加
4.消防債	18,900	△ 6,280	12,620	消防施設 1.整備事業債	△ 6,280	更正減
5.教育債	64,680	2,500	64,930	1.小学校債 2.中学校債	△ 13,600 16,100	更正減 石尾中学校増築事業債追加 12,500 石尾中学校給食空増築事業債追加 2,600 和泉中学校整備事業債 1,000
6.総務債	1,600	3,900	5,500	1.公害対策債 2.交通安全施設整備債	900	公害対策事業債追加 黒鳥観音寺線整備事業債
歳入合計	22,918,425		22,918,425			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当 該 年 度 中 増 減 見 込 額			当該年度 末現在高 見込額		
		借入済額	事業費繰 越による 延 伸 分	計	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中 元金償還 見込額	
					補正前の額	補 正 額			補正後の額
1. 普通債	18,099,500	19,980,000	272,200	20,252,200	2,207,757	110,871	2,318,128	564,361	22,005,997
(1) 総務	1,380,517	1,416,695		1,416,695	1,600	3,900	5,500	14,303	1,407,892
(2) 民生	1,465,948	1,393,512		1,393,512	319,257	2,351	321,608	54,001	1,661,119
(4) 農林水産	53,442	77,156		77,156	21,400	10,000	31,400	2,840	105,716
(6) 土木	1,538,653	1,865,906	26,300	1,892,206	326,300	18,300	339,600	86,016	2,145,790
(7) 公営住宅	2,358,828	3,406,500	77,200	3,483,700	873,500	84,600	958,100	59,492	4,382,308
(8) 消防	296,429	266,975		266,975	18,900	△6,280	12,620	45,992	233,603
(9) 教育	9,740,932	10,248,101	168,700	10,416,801	646,800	2,500	649,300	223,665	10,842,436
計	18,691,739	20,879,480	272,200	21,151,680	2,207,757	110,871	2,318,128	586,159	22,888,629

報告第7号

専決処分承認を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和53年和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

昭和53年和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第1表繰越明許費」による。

昭和54年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 公共用地先行取得事業費	1. 公共用地先行取得事業費	公園用地先行取得事業	千円 978

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

昭和53年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

昭和54年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及負担金		2,204.8	△200	2,184.8
	1. 負担金	2,204.8	△200	2,184.8
4. 府支出金		2,500	△2,500	
	1. 府補助金	2,500	△2,500	
6. 市債		839,200	2,700	841,900
	1. 市債	839,200	2,700	841,900
歳入	合計	565,457		565,457

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	
公共下水道 整備事業	千円 839,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	府行 政銀 その他	30年以内(内据置 5年以内)、ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借替え することができる。	
	千円 341,900	普通貸借 又は 証券発行	年8.5 %以内	府行 政銀 その他	30年以内(内据置 5年以内)、ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借替え することができる。	

公共下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	額	
①分担金及負担金	2,2048 ^{千円}	△200 ^{千円}	21,848 ^{千円}			
(1)負担金	22048	△200	21,848			
1.負担金	22048	△200	21,848	1.下水道負担金	△200	更正減
④府支出金	2500	△2,500				
(1)府補助金	2500	△2,500				
下水道事業費 1.府補助金	2500	△2,500		1.下水道事業 費補助金	△2,500	更正減
⑥市債	339,200	2,700	341,900			
(1)市債	339,200	2,700	341,900			
1.市債	339,200	2,700	341,900	下水道整備 1.事業備償	2,700	小田第2幹線整備事業追加 南大阪湾岸北部流域下水道事業 追加 2,200 500
歳入合計	565,457		565,457			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額			当該年度 末現在高 見込額	
		借入済額	事業費繰 越による 延伸分	計	当該年度中起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額		
								補正前の額
					補正額			
1. 下水道 整備債	84,764	284,633		284,633	2,700	341,900	492	626,041

○ 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第6号、専決第2号「昭和53年度一般会計補正予算「第6号」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和53年度最終時点において、補助金、地方債等の確定に伴います歳入予算の補正でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入予算のみの補正でございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第一表のとおりでございます。

次に、第2条は、繰越明許費の補正でございまして、細街路整備事業632万円を翌年度で執行できるよう措置させていただきました。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、各種地方債の限度額、借入条件等は、第3表「地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき御説明申し上げます。41ページでございます。

地方交付税でございますが、今年度特別交付税4億3千326万6千円の交付決定を受け、今回、1億3千826万6千円の追加計上でございます。

次に、国庫支出金でございますが、消防費補助金、教育費補助金等5千6百87万2千円の追加計上でございます。

また、府支出金でございますが、今年度新設されました石油貯蔵施設立地対策等補助金2千4百70万円の計上。また、土木基補助金5百万円、消防基補助金47万8千円のそれぞれ更正減額。また、振興補助金2千100万円、差し引き4千22万8千円の追加計上でございます。

諸収入につきましては、3億4千73万7千円の更正減額でございます。

最後に、地方債でございますが、限度額の変更、追加等により、ほとんどすべてに調整をさせていただいておりまして、差し引き1億1千37万1千円の追加計上でございます。

以上が、今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。

引き続き、報告第7号、専決第3号「昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本件につきましては、先行取得事業でございますので、繰越措置をすることにより将来、国庫補助対象となるものでございますので、去る3月31日に専決処分させていただきました。

事情御賢察の上、よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

補正予算の内容は、第1条でございますように繰越明許費でございまして、公園用地先行取

得事業37万8千円を翌年度で執行できるよう措置させていただいたものでございます。

引き続き、報告第8号、専決第4号「昭和53年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本件は、年度末において特定財源の変更がございましたので、去る9月31日に歳入予算について専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

補正の内容でございますが、歳入予算の補正でございます。第1条でございますように、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございますが、限度額の変更でございます。第2表地方債補正のとおりでございます。

補正の内容につきましては、分担金及負担金については20万円、府支出金250万円のそれぞれ更正減額、地方債270万円の追加でございます。

以上、3件について専決処分の理由並びに内容の御説明を申し上げた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 2点だけ。一般会計補正予算の雑入3億4千万円の減の内訳はどういうものか。

それと、石油貯蔵施設立地対策等補助金というのは、どこへ設置するのか、その辺の理由。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 財務部次長（北野敦雄君） まず、最初の雑入の件ですが、53年度の当初予算で、いわゆる開発事業収入ということで6億8千万円計上いたしてございます。その後、補正予算におきまして、52年度の赤字額約12億円を補てんするために雑入12億円を計上いたし、合計18億円程度の雑入を計上し、この額を今回、更正減額するものでございます。

次の府補助金の中で石油貯蔵施設立地の件でございますが、現在、国におきまして石油の安定供給を図るため、一定の備蓄計画を立てられてございます。それに伴いまして、いわゆる石油タンク等の増設の立地市町村がございます。大阪府下では、大阪市並びに堺市、高石市の3市が石油備蓄の当該市でございます。これらの石油タンク等の建設を促進するため、当該3市に対しまして、国の方でこれらの備蓄を促進するための交付金の制度が53年度で新たに創設されたわけでございます。

本市の場合は直接の関係はないのですが、それら3市の隣接市町村ということで、一定の計

算に基づきまして、これらの交付金の一部を交付されることになったわけでございます。当該市に隣接する関係上、地元の広い範囲での一層の経済的発展と福祉の向上を図るために、昭和53年度から新しい交付金の制度が設けられたわけでございます。

- 21番（直村静二君） 雑入の分で当初に18億見込んでたわけですが。
- 財務部次長（北野敦雄君） 当初予算で6億3千万円の開発事業収入を計上いたしました。その後、補正予算で52年度の赤字の繰上充用をするために、約12億円の財源として雑入をあげております。
- 21番（直村静二君） ここに18億円と書いてまへんな。雑入の41億円となっております。18億円というのはどこですか。
- 財務部次長（北野敦雄君） ここにあがっております雑入の41億円は、目の単位の額でございます。予算の款項目節とございますが、これは目の合計の欄ですので大きく出ております。
- 21番（直村静二君） この41億は、ほかのものも入ってくるわけですね。私ら、ようわからん。雑入で18億円やっと言ってるからね。
- 財務部長（麻生和義君） 申しわけございません。45ページの科目の欄の雑入は目の雑入でございまして、この目の雑入には、国民年金印紙売掛収入とか予防注射実費とか道路掘削復旧といったものも合計して41億1千9百万円計上しております。そういったものの積み上げます。
- 21番（直村静二君） 52年度の赤字の繰上充用が12億円あったということですが、実際に入ったのは、開発負担金の6億3千万円ですか。そうすると18億から12億円引いて、6億3千万円、そうすると、この3億4千万円の減は一体何かということですか。
- 財務部長（麻生和義君） むずかしい問題ですが、一般会計予算は、収支均衡を図らなければならぬことは、すでに議員各位も御承知のとおりでございます。その年度で見込み得る財源は、すべて見込むとなっております。その中で常々申し上げておりますように、財政の歳出の節減もさることながら、やはり財源確保、地方交付税、国、府の補助金、低金利の起債、より長期の安定した資金を求めて、年度間を通じて私ども、平素から活動してまいってるわけでございます。その結果として、振興補助金なり起債、起債は借金ですので返さんといけません、低金利の長期安定の資金の導入といったことを図っていく中で今回、歳入予算の補正で3億4千万円ばかりの金額が依存財源、まあ、依存財源でございますので、各種事業の交付は一般財源で別として、その他の依存財源については、各種事業の特定財源として獲得してまいった。結果として3億4千万円の更正減額、歳入予算は差し引き零と措置させていただいたというのが実態でございます。

○ 21番(直村静二君) よくわからないので教えてほしいのですが、きのうの新聞の発表がありましたね、53年度2億1千万円ですか、単年度の赤字ということです。いまの説明で何や3億という数字が出てきたんですが、当初の答弁では18億の雑入でいける。そのうち52年度は12億の赤字、残る6億は開発負担金が入った。そして、3億4千万円の減はどうなったのか、と聞いたがどうもその辺の説明がわからないんです。

○ 財務部長(麻生和義君) 雑入等については、赤字の額とは直接には関係ございません。御理解賜りたいと思います。

○ 議長(横田憲治郎君) 財務部長、質問の趣旨をよく踏まえて答弁しなさい。関連して53年度の決算も聞いてるんでしょう。

○ 助役(坂口礼之助君) 直村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回、雑入で3億4千73万7千円減額になってますが、この中身は何かという御質問でございますね。財務部長が御説明申し上げておりますように、3月31日の専決された補正予算以前の現計予算の中で、いわゆる雑入として、収入の見込みのないことを承知で掲げていた歳入科目の中に約18億3千万円を組んでいたわけですが、当初6億3千万円、それから赤字が出た段階で12億円の前年度繰上充用の措置をさせていただいて18億余の雑入予算、この専決予算の直前まで、それだけの雑入の予算を組ませてもらっております。

そして、最終的に53年度の歳入歳出決算見込みが出た段階で、現計予算の中で3億4千73万7千円という、実質上の歳入の増があったわけですが、科目はいろいろございますが、振興補助金が2千百万円ふえたとか、ふえたものを、当てのない雑入18億見込んでた中から3億4千万円を引き当て、18億余の雑入のうち3億4千万余を今回、減額させていただいたという意味でございます。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第6号、第7号、第8号を承認することに決めます。

ここで暫時休憩したいと存じます。

(午後3時休憩)

(午前3時29分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13及び第14「専決処分の承認を求めることについて」(昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第1号))、(昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第5号

昭和54年度 和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085,780千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年5月31日専決

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸収入		1,987,814	1,420,000	3,407,814
	5. 雑入	1,731,483	1,420,000	3,151,483
歳入	合計	1,943,780	1,420,000	2,085,780

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 前年度繰上充用金			1,420,000	1,420,000
	1. 前年度繰上充用金		1,420,000	1,420,000
歳入	合計	1,943,780	1,420,000	2,085,780

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

料 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(14) 諸 収 入	1,987,814	1,420,000	3,407,814			円
(5) 雑 入	1,731,483	1,420,000	3,151,483			
1. 雑 入	1,731,483	1,420,000	3,151,483	4 雑 入	1,420,000	雑 入 追 加
歳 入 合 計	1,943,780	1,420,000	2,085,780			

※ 本表は、平成27年度末現在までの実績を記載しております。

2 歳 出

料 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
①前年度繰上 充 用 金		1420000	1420000				1420000			
(1)前年度繰上 充 用 金		1420000	1420000				1420000			
1.前年度繰上 充 用 金		1420000	1420000				1420000			
①前年度繰上 充 用 金		1420000	1420000				1420000	22. 補償補 損及賠 償 金	1420000	前年度繰上充用金
歳 出 合 計	19437800	1420000	20857800				1420000			

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第6号

昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

昭和54年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,147千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,647千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年5月31日専決

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金			12,147	12,147
	1. 国庫負担金		12,147	12,147
歳入	合計	500	12,147	12,647

(単位千円)

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 前年度繰上充用金			12,147	12,147
	1. 前年度繰上充用金		12,147	12,147
歳出	合計	500	12,147	12,647

土地区画整理特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

科 目	補正前の額	補 正 額	額	節		説 明
				区 分	金 額	
② 国庫支出金		1 2,1 4 7	1 2,1 4 7			預
(1) 国庫負担金		1 2,1 4 7	1 2,1 4 7			
1. 土地区画 整備負担金		1 2,1 4 7	1 2,1 4 7	1. 第二阪和国道公 共施設管理者負担 金	1 2,1 4 7	第二阪和国道管理者負 担金
歳 入 合 計	5 0 0	1 2,1 4 7	1 2,6 4 7			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区	分		金	額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他						
②前年度繰上 充 用 金	円	12,147	円 12,147	円 12,147	円	円	円	円				
(1)前年度繰上 充 用 金		12,147	12,147	12,147								
1.前年度繰上 充 用 金		12,147	12,147	12,147				22. 補償補填 及賠償金	12,147	前年度繰上充用金		
歳 出 合 計	500	12,147	12,647	12,147								

○ 議長（横田憲治郎君） 報告の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第9号、専決第5号「昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第1号）並びに報告第10号、専決第6号「昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

いずれの会計も、昭和53年度末におきまして歳入不足が生じたので、これを補てんすべく繰上充用の措置を講じ、5月31日出納閉鎖期日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

まず、一般会計でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ14億2,000万円を追加計上したものでございます。これは53年度末に14億1,800余万円の歳入不足が生じ、これを補てんすべく繰上充用の措置を講じた次第でございます。

充当すべき歳入につきましては、全額雑入を充当いたしてございます。

次に土地区画整理事業特別会計でございますが、この会計も、53年度末に1214万7,000円の歳入不足が生じ、これを補てんすべく繰上充用の措置を講じました。

これに充当すべき財源につきましては、全額国府支出金を充当するよう措置いたしてございます。

以上、一般会計及び土地区画整理事業特別会計が実質赤字であり、これを補てんすべく措置したものでございまして、両会計合わせ普通会計の赤字が14億3千余万円と相なる次第でございます。今後は市政健全化に向け是命の努力をいたす所存でございますので、何とぞ議員各位におかれましても、よろしくお力添えをいただきたく存ずる次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（寺田 茂君） 一括上程でちょっと前後しますが、私、報告第10号の方でちょっとお聞きしたいと思います。

これは土地区画整理特別会計の補正ということになるんですが、これはもう土地区画整理という名称のものが廃止されてる中で、予算だけが依然として形として残ってる。ずっと依前から、われわれはこの問題を提起しながら、第二阪和に関連する問題として、実際に国からお金がもらえるのかどうか。この点については、市の理事者も「努力いたします」ということで毎年、繰り越してずっときてるんです。この点、いつになったら完全に国庫の方からもらえるのかどうか。悪くいけば、こういう形を組みながらも、一般会計から持ち出しやという終着になるのと違いかと心配してるんです。その点、ちょっと期間の問題と、その可能性があるかどうか、その点だけ先に答えてもらいましうか。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 建設部長（森 保君） 寺田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

1千2百14万7,000円の歳入歳出の関係でございますが、実質上、国からいただけるのかという端的な御質問でございます。今後、国に対して当たってまいりたいと考えておりますが、いまのところ、非常に見通しとしては暗うございます。よろしく願ひいたします。

○ 1番（寺田 茂君） それしか言うことはないと思うんです。毎年議会を煩わしてこういう1つの操作をやらないかんというところにもっと力点を置いて考えるべきじゃないか。もろろてこんと市が損することははっきりしている。私、この間の開発委員会で言うたが、開発指導課の方で今回の中央丘陵の開発でこういうことは全く起こらないだろうな。こういう積み残り、食いつぶし、そして、最後には一般財源から補てんしないとあかん、公団からはもらえない、国からももらえない、そういうことになりゃせんか、とね。毎年々々、これがあがってくるが、まだあるんかという感じさえ抱く。この辺どうですか、財務部長、もうちょっとははっきりでけへんの。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、御承知のとおり、本市の土地区画整理事業特別会計は、いわゆる国の行方第二阪和と関連する事業として発足したといった経過がございまして、それに伴う過去の事務経理等を執行したわけでございます。その中で、現時点で1千2百14万7,000円の累積赤字ということで経理を明確にしておきながら現在も努力しているわけでございますが、国道関連のために本市にこういった赤字が出てきたということで、建設部長も申し上げておりますように、今後とも、国からこういった資金の補てんをしてもらうよう努力、もちろん努力してるわけでございますが、早い機会に一般会計の繰出金等で補てんしてしまふことには若干の問題もあるというふうに存じてるわけでございます。当面、こういった法律上の事務手続を踏むことによって、当該国の機関、つまり建設省でございますが、強く当たってまいるといふ措置を講じてるわけでございます。事情御了承願ひたいと思います。

○ 1番（寺田 茂君） 事情は前からいろいろ論議してるしわかってる。この件は毎年、繰り越しをやってきてるんです。他方、森部長に聞くとお先真っ暗、あなたは、制度としてはもらわないかんというのはあたりまえの話です。その辺の調整というか、もっと第二阪和国道がらみの問題として当たらないかん。ここで何ぼ違ひ意見が出てあかん。こっちの市としての取り組み方に問題がある。まして、そのときの事務的に動いた人件費でしょう、大体ね。

○ 財務部長（麻生和義君） 人件費等を含む事務経費ということでございます。

○ 1番（寺田 茂君） ほとんど人件費なんです。第二阪和がらみの人が動いたもので、それすらいまだにどないもようせんものなら、先ほど言うたように、中央丘陵の問題にしても大分

疑義があると思ひ。議案外ですけど、そういうふうに感ずるんです。もうちょっと早い時点で処理できるようにやらんと市長、これ7年の話ですよ。額にしても、いつも1千百万円とか、ちょっとふえて1千2百万円となっている。結局、こういうことが毎年行われてきている。いつも出てくるので、誠意を出して国に当たるのか、それとも一般会計で入れるのか、その点早いことせんとね。何も一般会計から入れることを力点にしていると違いますがね。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 21議(直村静二君) 先ほどの専決処分案件の53年度分で若干お聞かせ願ったんですが、いよいよ54年度の補正第1号、あけて見たら14億2,000万円の赤字だから前年度の繰上充用ということです。財務当局、市当局が現実毎日新聞に出していますが、これは正確なものとして確認させてもらうてよろしゅうございますか。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) 私、ちょっとその記事は存じないんですが、一般会計の実質収支赤字14億1千898万4,000円、それから、土地区画整理事業の赤字が1千2百14万7千円、合わせて普通会計の赤字が14億3千百余万円ということでございます。

○ 21番(直村静二君) ほほこれに間違いはないということですね。私は、金額のことは余り言いたくない、中身ですね。この中に書かれておることをピックアップすると、市税収入が落ちてる、人口増で行政需要がふえてる、繊維の不況で倒産がふえているそれで赤字になった。54年度から8カ年の自主再建でいくというが、私は端的に言って、対外発表はこれええかもしれませんが、われわれ議員、私は承知しない。これだけの原因では、池田市長の3年7カ月の中で市税収入のダウン、人口増だけで14億2千万円の赤字にはならない。この前も質問してお答えも得てますが、同和関連の加配分だけでも6億余が和泉市の単費で出てる。また、同和関係の借金の元金、利子が年々ふえているが、これが赤字の要因の1つになっているんじゃないかと思ひ。ところが、これについては何も出てこない。しかも、市長みずから8割負担が実質5割負担でやってるからたまらん、と現実におっしゃってるのに外外的には全然出てこない。これやったら市長が言うように、市長と力を合わせて国から金を取ってくるの何にも出てこない。再建計画は人件費を抑えるだけとなってくる。あなたの3カ年計画でも、こんな形しか出ていない。

私は財政再建の立場からは、ここに載ってないことを言ってもらわんと再建できないと思ひますので、端的に再確認いたします。同和関係の起債の元金、利子の支払いがこの赤字の要因の一つではないか、あるならある、ないならないとはっきりお答え願ひたい。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、赤字の原因はいろいろあるわけでござい

まして、結局、人口急増によって施設をふやさなければならぬ、職員の配置もしなければならぬ。それから、自主財源が貧しいから起債を充当する、それが翌年度以降の財政運営に影響を及ぼすということでございます。

過去、同和対策特別措置法の制定と相まって、本年も重点施策として環境改善整備事業を進めてきたわけですが、その中には起過負担もあり、国の補助制度の不完全さがあることは周知のとおりであります。そういったものについては、措置法の関係による起債の充当、それが結局翌年度以降の財政運営に影響を及ぼしてくるわけでございます。施設の増加、職員の配置による人件費の増加、起債の充当ということ等によって長期債の元利償還金がかさんでまいったわけでございます。

一方、歳入については、繊維不況、その他によって、時期的には繊維も不況ばかりではないと言われておりますが、総じて本市の大手企業が不況であるといったことから、市税収入に多くを期待し得ない等々の理由によって、経常収支が100を起し、50年度以降、赤字が単年度で億単位でふえてきたわけで、53年度末には、普通会計で14億1千百余万円の赤字になったというふうに考えてるわけでございます。

○ 21番(直村静二君) やっぱり不誠実ではないかという発言を私は昨日やらせてもらった。こんなもんは公式と違うから根拠がないので言いませんが、しかし、ここに書いてることだけが原因やったら、和泉市長はさっぱりわからない。これやったらすべて国が悪いんでしょう。繊維不況だって市税収入のダウンだってすべて国でしょう、和泉市が困ってる原因はね。

前の答弁でもらってるのとおり、市全体の起債が224億、このうち同和分が133億、元金利子の支払いが全体で19億7100万円、このうち同和分が9億660万円と明確に数字が出てる。借金の半分、元金、利子の返済も財政圧迫の要因の一つやとはっきりしとるやないですか。まして、私が昨日指摘したように、6億円にしても、あなたが就任当初からきちんとやっておれば、今日のような2億円の赤字なんか出てこない。2億円の赤字なんか解消できるんじゃないか。

また、昨年度もあなたは見直しをやったが、けつ割って挫折した。今年度も同和見直しはまだ合意に達してない。市財政の打開は、これではあなたの任期中は見込みがない。54年度の予算は最後どうなるかわかりませんが、53年度の方で14億2千万円の充用金をつくって責任を果たしたかどうか、私は果たしてないと思う。こんな発表をされるようでは困る。

残事業は残ってる。また同和事業はやります。おっしゃってるし、これから60何%までふやさないかんという段階で同和の見直しをせないかんという決意をはっきりしてもらわんと困るやないかと思えます。いまの財務部長の答弁ではもろもろのことがあったということですが、

大きなウェイトがあるということをしつきりしてもらわんと市長が困る。いま聞かせてもらって、同和関係の分、その他についても要因の一つやという確認はいたしますが、それならば立て直ししてもらわないかん。あと5千万円なんてじきですよ、すれすれですよ、すれすれのすれすれですがな。その決意なしに安易にやってもろうたら困るということです。私どもは、このような中身の無い、そして、真剣な解決策の無い市長の専決処分については絶対認められない承認しないという立場をとってます。議長さん、これについては、一応、採決の前に退席させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 21番（田中包治君） これね、私、ちょっと不思議に思ってるんですが、ほかに専決処分したんじゃないかと思う。というのは、今年度の当初予算には、都市整備部の人件費、その他の運営費は入ってなかったと思うが、給料、その他はどういうところから支給したんか。これは収入役の事務ですが、補正に出てませんので、おかしいやないかと思う。
- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 人事部長（稲田順三君） お答えいたします。
4月発足いたしました都市整備部の人件費につきましては、54年度のいまの段階では、一応、総務費から支出させていただいております。
- 20番（田中包治君） そうすると、これは出向ですか。特別会計でもないのに出向ですか。何ですか、この金は。御存知のとおり、予算執行は、自治法220条2項、それと執行会の150条の問題とからめておかしいと違いますか。そうすると、やっぱりどんぶり勘定ですか。
- 財務部長（麻生和義君） いま「出向」というお言葉のように承ったんですが、都市整備部の問題、人事、財政との関連で僭越ですがお答えをさせていただきますが、出向ではなく、市長部局における組織の一員ということで、総務管理費の予算でもって執行いたしておるということを人事部長が答弁申し上げた趣旨でございます。
- 20番（田中包治君） そうなるとおかしい。款項目ということでは、どこの項目から出ますね。予算歳出の場合は、各項目の相互流用はできない。歳入歳出についての問題は収入役権限ですが、これはどういうことですか。そうすると、次に出てくる議会の委員会条例との兼ね合いがある。総務から出てるんなら総務委員会ですね、はっきりしてもらわんと困る。
- 議長（横田憲治郎君） 田中議員さん、54年度の補正と区画整理の専決処分ですから…。
- 20番（田中包治君） わかってます。しかし、関連としてなぜ出さないのかと言ってる。なぜごまかしてるんかと言ってる。補正予算が出ないやから専決してるはずなんでしょ、

解釈からいくとね。自治法の解釈からいけば専決してるはずですよ。ちゃんと条例で決めてあるんでしょ。款項目節ということから、はっきりした予算項目を出してください。流用というんらのはっきり出してください。わしは出てるんやないかと言ってる。同じようになぜ出さないのかということですよ。

- 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げます。

田中議員さんの質問の趣旨は、4月から発足した都市整備部に配置した職員給与についてどこから出してるのかという御質問だと思います。

これにつきましては、御承知のように、款で総務費あるいは民生費、衛生費、教育委員会費等々がございまして、それらに所属する職員については、それらに計上している給与費から支給いたしておりますが、それらに直接所属しておられない職員給与につきましては、総務費から支給してあるのが実態でございます。

- 20番(田中包治君) そうなると問題になってくる。民生費からも、あるいは建設費、衛生部からも出るとなると流用ですね、予算執行の流用ですよ。
- 参与(西川喜久君) 私が申し上げましたのは、民生部あるいは教育委員会等々に所属している職員については、それら科目の給与費から支給しております、それらに所属していない職員については、総務費の中から給与を支払っている。したがって都市整備部の職員については、総務費の給与費から支給しております。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) おかしい。議会の事務局も一人減ってますわね。教育委員会とかもそういうところから出てないんですか。
- 参与(西川喜久君) 出てません。
- 20番(田中包治君) 18、9名というのは全部総務費から出るんですな。それなら、議会の議運から出てる条例はあきませんよ、通りませんよ、そうなる。わしは流用やと思っております。

わしは、ことしの3月言いたかったが、予算出たときやし、発足するのに余りもめるのはいかんから、6月から出てくるだろうと思ってた、すっきりしたものがね。それぐらいどんぶり勘定ですか。それぐらい議会というものは付属機関ですか。はっきりした制度、条例から解釈してください。220条とか施行会とか、そういうところの解釈もしてくださいよ。あんたがそれを言うんらね。予算の流用もできなくなってるはずなんです。給与費の流用もできないわけでしょう。そんなでたらめな話あるかな。予算というのはどんぶり勘定とは違いませ。

- 参与(西川喜久君) 再度お答え申し上げます。

4月時点で都市整備部に配置した職員の17名については、現在、総務費の給与費から支給いたしております。この点につきましては、地方自治法上、私は違法ではないと考えております。

常々、宅地開発公団との話し合いの中で、当初、計画する以前におきまして、各議員さんから、これらの人件費等々の必要経費については、当然、宅地開発公団が持つべきであるという質問をいただく中、当然、そうであるというわれわれの考え方でございます。自分にも大きな事業を手がける中、まして初年度でございまして、4月1日、すなわち3月時点でそれらの内容についての協議については整えるのがおくれました。したがって、いま鋭意それらの細部について宅地開発公団と協議をいたしておりますので、近く協議が整うと私どもは考えております。それらが整った時点におきまして、都市整備部としての一つの款を起す中で人件費等々を整備し、その時点に開会する議会で御提案を申し上げ、御審議をいただいてまいりたいと考えております。

○ 20番(田中包治君) そんな人をごまかすようなことを言いなさんな。あんたら、議会に出した組織図を見てくださいよ。都市整備部と総務部は別個になってますよ。この議会に出した組織図はでたらめなんですか、ごまかしてですか、そんなでたらめな答弁あるかいな。市長、助役、都市整備部と書いてある。部員が17名やら20名となっています。そうすると、組織図とは何ですか。予算と組織図あるいは予算執行と同一でなければならぬのに、これはどういう意味ですか。余りその場逃れの答弁をしてもらったら困る。どうせこんなもんは出っこないから言いたくないが、はっきりするものははっきりしなさいと言うんです。

○ 参与(西川喜久君) その点、田中議員さんのお説もごもっともな点もございまして。したがって、先ほど申し上げましたように、ただいま人件費等々も含む細部について、宅地開発公団と協議を重ねておるわけでございまして、近くこれら内容について協議が整うものと考えております。その時点におきまして、すっきりとした都市整備部に対する予算措置を計上いたしまして、御審議を煩わす中でやってまいりたいと存じます。

○ 20番(田中包治君) そんなでたらめな話あるかいな。これは法的な疑義ですよ。やはり議会に釈明する義務がある。それやったら、わしが言ってるように、都市整備部の問題が公団と話し合いがいたら特別会計になるんですか、ならないでしょう。一般行政でいくんでしょ。次の委員会条例と兼ね合いがあるから、はっきりしてもらわんと困る。総務費なら総務費で、常任委員会を移したらいい。建設委員会と違いますよ。せやから、はっきりせよ、と言ってるわけです。過ちなら過ちでよろしいんです。解釈の相違は別としてもね。しかし、そうなったら、金もろうたらどうするんだとなる。特別会計になるんですか、それも、公社みたいに

なるんですか。理事会を置いて公社みたいな運営をするんですか、そうなる。一般会計あるいは市の行政の中で金をもらってやるのか。それやったら、わしの言うのが正しい。あんたが言うように、補助金の話がついて金もろうたら理事会制度にしてやるのか、はっきりしてもらわな困ります。こんなことでは、議会の運営というものはでけへん。

- 財務部長（麻生和義君） 予算の編成上の問題と執行上の問題と存じますので、お答え申し上げます。

田中議員さんの趣旨もでございますが、いわゆる議会費、総務費、民生、労働、農林水産といくわけですが、いわゆる総務費の中にもありまして、市民部関係の職員の人件費も含まれております。たとえば戸籍住民登録とかは総務費でございます。それから建設部、現在、本市の建設部で所管しております住民表示整備の関係、本件についても、予算措置上は総務費で行うというふうになってるわけでございます。予算の科目云々でいろいろ議論されるんですが、ちょっとそういった面もございまして、総務費の中で執行する総務管理費で都市整備部の職員の人件費を支弁するといったことも若干、おっしゃるようにな不適当な面があるかと存じますが、違法でないかと存ずるわけでございまして、ひとつ御了承をお願いしたいと存じます。

- 20番（田中包治君） 意見だけですが、あんた方の言うように、総務費であろうが、建設費であろうが、どこから出してもええんだ、どんぶり勘定だと、そんな市の条例とか法律とかは関係ないんだということでしょう。もう少し勉強しなさいな。条例とか法律、会計規則に基づいて運営するのが理事者でしょう。あんた方は、そういう法律の番人でなければならぬ人が守らん。それで、市民に負担金やとか、すったもんだといっても始まん。もう少し真剣に勉強して運営しなさいよ。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。

- 28番（坂上国治君） いまの問題、建設水道の委員の方々も非常に御迷惑やと思うんです。こんなもの、何もほしい者はないと思う。ところが、この間私が申し上げたように、議会運営委員会においてもそういう話が出たわけです。それでこの際、一たんそういう話が出た以上は一切、総務委員会に何の用事も言うてくれるな、意見が出た以上は、私は、用事だけ受け取ったら一体、委員長は何してるんや、とおしかりを受けるので、むずかしいところもあります。ここらあたりは、やっぱり理事者の根回しが非常に足りなかったと思う。もうちょっと円滑に進むような方法を考えていかんと、トラブルを起こすようなことばかり考えてるんやから、空回りというやつや。できるだけ円滑にいけるような方法を考えてもらわんと私は困ると思います。いやいやながらも、そう言われたらしょうがないということで受けてもろうた。やっぱり委員長も、こんなもん受けなんたらよかった、という感じがすると思いますので、そこら辺

を十分考えてやってもらわんと、これは大きな不手際やと思います。意見でとめておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 以上で終わります。天堀君。
- 2番（天堀 博君） 先ほど直村議員も申しあげましたように、やはりなすべきことをせず
にこういう状態になってきているというわけでございますのでこの点についての責任は持てない。
財政手法上こうせざるを得ないことはよくわかりますが、この点についての省任は持てないの
で退席いたします。
- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件を原案どおり承認するに御審議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第9号、第10号を承認することに決めます。

-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第15号、第16号、第17号、「昭和53年度和泉市
一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「昭和53年度和泉市一般会計事故繰越し繰越し
計算書について」、「昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算
書について」はいずれも関連いたしておりますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				他
						国庫支出金	府支出金	市債		
1.	公共用地 先行取得 事業費	公園用地先 行取得事業	378,000	377,533	円	円	円	円	円	
				377,533						

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第11号「昭和53年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに3月議会で御議決いただいた（仮称）旭温泉建設事業5,697万9千円、幸保育園建設事業1億7千22万2千円、改良住宅建設事業4億2千5百83万4千円と、今回、報告第8号で御承認いただいた細街路整備事業632万円、以上4件、合計6億5千9百35万5千円を繰り越させていただくものでございます。

財源でございますが、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

また、既収入特定財源及び一般財源につきましては、昭和53年度より繰り越すものでございます。

続きまして、報告第12号「和泉市一般会計事故繰越し繰越し計算書について」御説明申し上げます。

本件は地方自治法第150条第3項の規定により報告するものでございます。

市道光明池和田線整備事業費3千9百31万9千円、（仮称）和泉第四団地建設事業費2億7千4百56万3千円の2件でございまして、ともに用地買収が難航し、年度内に支出できなかったため地方自治法第220条第3項の但し書きの規定により事故繰越しの措置をとらせていただいた次第でございまして。

財源といたしましては、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

既収入特定財源及び一般財源につきましては、昭和53年度より繰り越すものでございます。

続きまして、報告第13号「昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件につきましては、今回、報告第7号で御承認いただきました公園用地先行取得事業費37万7千5百33円を繰り越すものでございます。

なお、財源につきましては、53年度中に措置されており、既収入特定財源として繰り越すものでございます。

以上が報告第11号、第12号、第13号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（横田憲治郎君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号、第12号、第13号の報告を終ります。

-
- 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第18「昭和53年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第14号

昭和53年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和53年度割額の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） ただいま上程されました報告第14号、継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

第3回拡張事業の最終年度に当たります。昭和53年度支出予定額のうち、工事工程のおくれにより年度内に完成しなかった坪井配水池築造工事及び配水管布設工事等の一部を翌年度へ繰り越し支出するものでございまして、継続費の総額35億100万円、53年度の予算現額5億4千768万1千円に対し、支払い義務発生額4億9千572万6,613円、残額5,195万4,437円を全額54年度へ繰り越したいすものでございます。

これらの財源といたしましては、企業債4,987万円と内部留保資金2百8万4,437円を予定しております。

なお、現時点では、当額繰り越しに係る工事はすべて竣工いたしております。

以上の結果、昭和47年度より継続施行いたしてまいりました第3回拡張事業も、議員皆様方の御協力によりまして全事業が完成いたしましたものでございます。ここに厚く感謝申し上げる次第でございます。

以上、簡単でございますが、報告第14号の御説明を終わらせていただきます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第14号を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

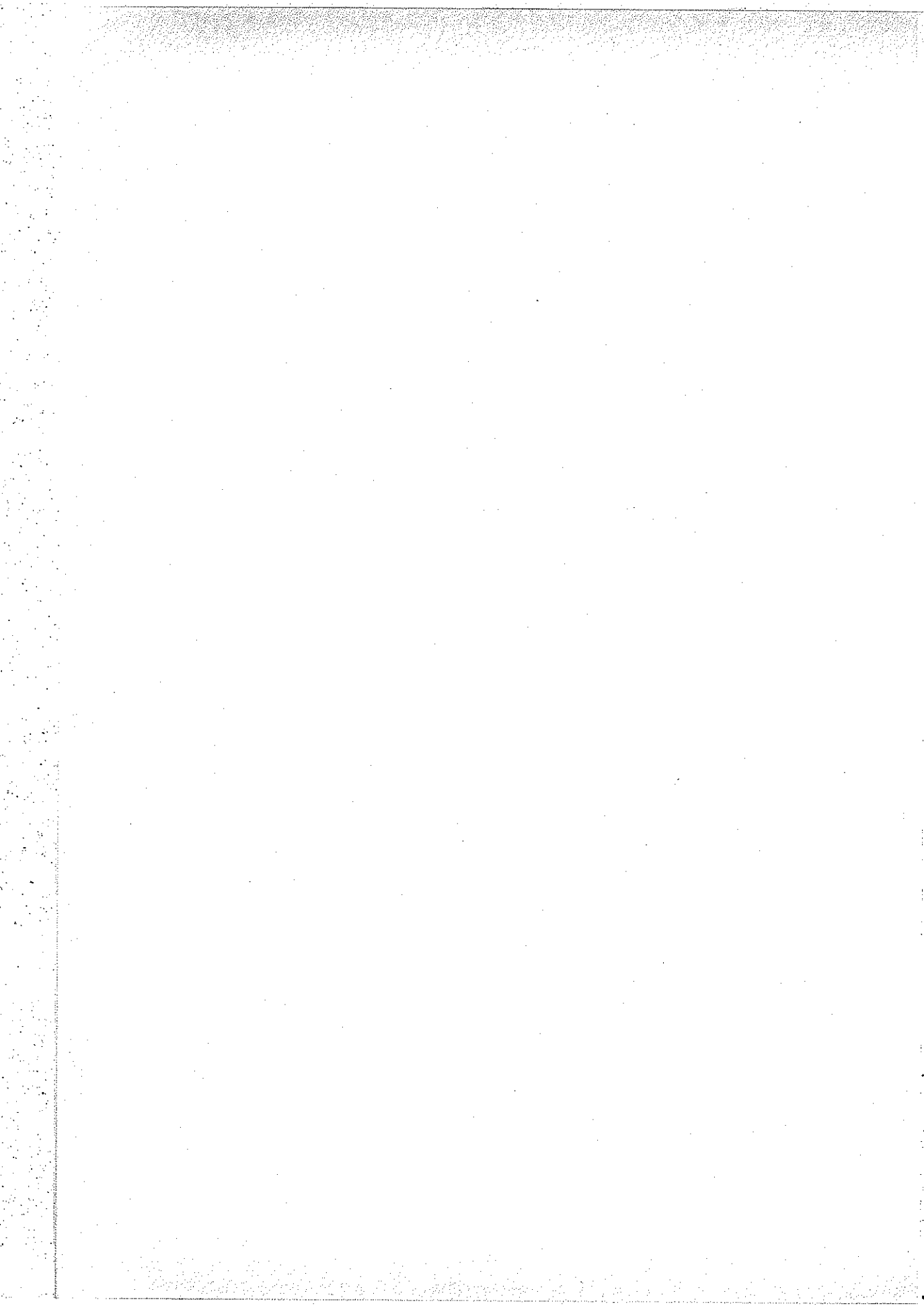
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。長時間まことに御苦労様でございました。

（午後4時30分散会）

第 3 日



昭和54年6月21日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 寺田 茂 君	16番 木下 甲子三 君
2番 天堀 博 君	18番 池辺 秀夫 君
3番 橋本 佳行 君	19番 貝淵 博治 君
5番 仁井 明 君	20番 田中 包治 君
6番 大谷 昌幸 君	21番 直村 静二 君
7番 金沢 勝 君	22番 勝部 津喜枝 君
8番 成田 秀益 君	23番 三井 正光 君
9番 松下 定 君	25番 竹内 修一 君
10番 山口 義一 君	26番 柳瀬 美樹 君
11番 上代 卯之松 君	27番 竹下 義章 君
12番 藤原 要馬 君	28番 坂上 國治 君
13番 赤阪 和見 君	29番 藤原 利一 君
15番 横田 憲治郎 君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	同和对策部次長	橋本 昭夫
助 役	坂口 禮之助	市 民 部 長	富田 宏之
収 入 役	中塚 白	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	逢野 博之
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 務	西川 喜久	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 取 務	林 徳次	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫
財 務 部 長	麻生 和義	建 設 部 長	森 保
財 務 部 次 長	北野 敦雄	建 設 部 次 長	吉田 日出男
同 和 对 策 部 長	中西 淳富	都 市 整 備 部 理 事	門川 禄朗
同和对策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生田 稔	都 市 整 備 部 理 事 兼 計 画 調 整 室 長 事 務 取 扱	中山 重光

用地対策室長	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教 育 次 長	平野誠蔵
病 院 長	竹林 淳	管 理 部 次 長	青木孝之
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	指 導 部 次 長	竹田明郎
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水 道 部 次 長	西川武雄	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向井 洋
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	杉本弘文	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井 正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月21日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	報告第2号	和泉市土地開発公社昭和53事業年度決算書類の提出について	
2	報告第3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度決算書類の提出について	
3	報告第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度事業計画書類の提出について	
4	議案第38号	工事請負契約締結について (市立(仮称)池上小学校新築工事)	
5	議案第39号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第40号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償一の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第41号	和泉市長選挙立合演説会条例の一部を改正する条例制定について	
8	議会議案第1号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	
9	選挙第1号	泉大津市・和泉市墓地組合議会議員選挙について	

(午前10時20分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。議員の皆様方には公私御繁忙の中、連日にわたりお疲れのところ多数御出席を賜わりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは19名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思われま。現在19名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

- 議長（横田憲治郎君） それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1「和泉市土地開発公社昭和53事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告の朗読をさせます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和53事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により和泉市土地開発公社の昭和53事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第2号、報告第3号及び報告第4号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注 ①「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注 ②「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類である。

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事（杉本弘文君） ただいまご上程をいただきました報告第2号、昭和53年事業年度和泉市土地開発公社の決算の内容について御説明申し上げます。

まず、事業概要でございますが、御承知のように、最近の景気動向は、大型公共投資の拡大により、一進一退を続けながらも緩やかな回復基調を維持しておりますが、半面、地方財政は、いままお厳しい実態でございます。一方、土地情勢につきましても、国土利用計画法や土地税制等、一連の土地政策による地価安定の状態が最近、変化の兆しを見せております。

このような情勢の中で、公社といたしましては、事業の推進に当たって、かねてから御指摘いただいております公社運営の健全性回復につき、中、長期的な観点から引き続き減量経営に徹するとともに、昨今の金融情勢を見きわめながら、金利の引き下げを中心に低金利への借りかえや公社債発行など、資金の多様化と効率的運用による財務内容の改善を初め、保有地の早期計画的処分等についても皆様方の御指導、御支援を仰ぎながら鋭意努力を重ねてまいった次第でございます。

それでは、事業内容につきまして御説明申し上げます。

まず、受託事業でございますが、市からの委託に基づきまして、当年度用地の買収は、環境改善整備事業用地、（仮称）池上小学建設用地等、合計いたしまして15,868.17㎡を14億5千156万8,626円で事業執行を行ったものでございます。事業別の明細は、7ページに先行取得調書がございまして、一般事業、環境改善整備事業に分けて詳細記載いたしておりますので、御参照願いたいと存じます。

次に、売り渡し事業でございますが、これにつきましては、当年度で売却いたしましたものは、大阪府施行都市計画街路、池上下宮線の公共事業用地として、48.24㎡を471万3,048円で大阪府へ、また和泉市施行改良住宅建設事業用地等の公共事業用地として、21,441.26㎡を26億403万472円で和泉市へ、また、公共用地取得の促進を図るための換地用地及び一般処分用地5,610.98㎡を3億2,775万8,995円で、合計いたしまして、27,100.48㎡を29億3,650万2,515円で売却いたしましたものでございます。この事業別明細につきましては、8ページの売渡調書に事業別詳細明記し、11ページに合計を記載いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

続きまして、土地保有状況でございます。昭和54年3月末の公社保有地は、総面積22万9千815.63㎡、帳簿価格にいたしまして、108億2,523万7,593円でございます。平均いたしますと、1㎡当たり47,104円となっております。事業別保有内容につきましては、36ページに財産調書の総括をあげてございます。

なお、37ページ以降に事業別の明細を記載いたしております。

次に、借入金状況でございますが、当年度において事業を執行するに必要な事業資金の借入金は、住友銀行、泉州銀行両行を初め、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金等の貸付金融機関から51億1,900万円を借り入れいたしました。土地等の売却収入によりまして、57億9千800万円を償還いたしました。したがって、本年度末の借り入れ残高は、111億8,854万7,905円と相なり、昨年末と比較いたしますと、6億7,900万円の減少となります。金融機関別の借り入れ状況は、45ページに借入金明細を記載いたしております。

続きまして、損益の状況でございますが、当年度におきます土地等の売り渡しに対します付帯事務費等経常経費に充当できます利益金は1,534万4,963円で、これに対します経常経費の支出は、職員給与等事務管理費及び財産管理費の経費で2億1千44万2,919円でございます。差し引きいたしまして、当年度の純損失は、1億9千509万7,956円と相なり、前年度の欠損金と合わせて次年度への繰り越し欠損金は、3億6千974万6,402円と相なる次第でございます。

以上が、本年度における事業概要でございます。

それでは、7ページの事業実績から御説明申し上げます。まず、公共事業用地等の先行取得の内訳でございますが、和泉市の委託に係る一般公共事業用地として、(仮称)池上小学校建設用地等計3事業の土地2,337㎡を、補償と合わせまして1億271万7,099円で取得いたしました。また、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、地区内道路用地及び各種施設用地等計9事業の土地13,531.17㎡を、建物、補償と合わせまして13億4,885万1,527円で取得いたしました。

以上、昭和53年事業年度で先行取得いたしました事業用地は、土地で107筆、15,868.17㎡、建物で81件、延べ9,060.60㎡、補償で74件、合計いたしまして14億5,156万8,626円でございます。

次に、公社で先行取得いたしております各事業用地の譲渡について、その内容を御説明申し上げます。

大阪府施行事業用地、都市計画街路池上下宮線用地として、土地48.24㎡、471万3,048円で大阪府へ譲渡いたしました。和泉市よりの委託に係る一般事業用地として、都市計画街路泉大津阪本線用地を初め、唐国池田線用地、南池田小学校用地合計2,036.86㎡を、建物、補償と合わせ1億8,554万7,666円で、環境改善整備関連事業用地として、住宅地区改良事業用地を初め、地区内道路用地及び公園用地、その他換地造成事業用地等合計で19,404.40㎡を、建物、補償と合わせて24億1,848万2,806円、合計いたしまして、土地21,441.26㎡を、建物、補償と合わせ26億403万472円で和泉市へ譲渡いたしました。また、換地対策事業用地として

1,476.89㎡を、建物と合わせ1億1千204万6,599円でそれぞれ対象者に譲渡いたしました。
一般処分用地といたしまして、4,134.09㎡を2億1,571万2,396円で処分いたしました。
以上、昭和53年事業年度で譲渡いたしました事業用地は、総計土地で187筆、27,100.48㎡、建物で113件、11,768.23㎡、補償で70件、合計29億3,650万2,515円でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するために要した収入支出予算の決算の内容を御説明申し上げます。12ページをお開き願います。

まず、収入の部でございますが、第1款事業収入は、さきに御説明申し上げましたように、大阪府、和泉市等へ譲渡いたしました土地、建物等の売却収入でございまして、29億3,650万2,515円を執行いたしました。

なお、公社予算は、企業会計方式に準じて執行しておりますので、3月31日付で譲渡契約を完了したもので予算執行しておりますので、市一般会計による買い戻し代金が、補助金及び借債等の関係上、4月以降の収入になる分もでございます。したがって、4月以降の収入予定額は、昭和54事業年度へ未収金として繰り越し計上させていただきました。

第2款借入金は、用地等取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州両銀行を初め、その他貸付金融機関からと、公社債及び和泉市からの借入金を合わせまして51億1,900万円を借り入れました。

先ほど事業概要の中でも御説明申し上げましたとおり、本年度末の借入金の残高は111億8千854万7,905円で、昨年度末と比較いたしますと、6億7,900万円の減少に相りました。

次に、第3款の事業外収入610万764円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として、240万3,928円と、土地賃貸料雑入として369万6,836円の収入と相りました。

第4款の繰越金は、前年度からの繰越金で、2億9千627万456円でございまして、収入合計は、83億5千787万3,735円と相ります。

次に、支出の部でございます。13ページをお開き願います。

第1款の事業費は、土地等の取得費及び処分するために必要な造成費、調査費等でございます。総額15億8,440万5,016円を支出いたしました。

まず、第1項の土地取得費は、14億6,093万3,126円でございます。その主な内容は、さきに御説明申し上げました先行取得用地等の買収費及び土地建物等の鑑定委託費でございます。

第2項土地造成費1億2,347万1,890円の内訳でございますが、その主なものは、(仮称)池上小学校の造成工事費及び遺跡調査費等の経費でございます。

次に、第2款の管理費について御説明申し上げます。

総額1億7,909万786円を支出いたしました。その内訳は、財産管理費といたしまして、土地鑑定委託及び用地測量委託、草刈り等の用地整備費に130万6,070円と、事務管理費として、職員39人分の給与費、共済費等の人件費及び登記業務並びに事務局の運営に必要な経費として、1億7,805万4,660円を支出いたしました。

次に、第3款借入金償還金として、65億8,930万4,529円を支出いたしました。その内容は元金償還金、支払い利息及び当年6月に発行いたしました公社債に伴う諸経費でございます。

第4款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

第5款の繰越金507万3,454円は、昭和54年度予算へ繰り越しをいたすものでございます。

以上、支出の総計は、83億5,787万3,735円と相なり、収入の総計と均衡いたします。

なお、収入支出の事項別明細は、27ページから35ページにわたって詳細に明記いたしてございます。

また、15ページには損益計算書、14ページには貸借対照表、17ページ以降に財産目録等を記載いたしておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第2号、昭和53事業年度和泉市土地開発公社の決算内容についての御説明を終わります。

公社運営につきましては、かねてから御指導をいただいておりますが、今後の運営に当たりましては、保有資産の計画的処分による投下資金の回収とあわせ、効率的な資金運用を図ってまいり所存でございます。よろしく願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） ちょっと聞きたいんですが、これは報告案件ですね。そして、議会の責任というのは債務負担だけですね。結局執行の責任というのは、いわゆる公社の理事会にあるわけですね。現在売却しておる公共用地に使わなかったものの処置、責任というのは理事会が負うのが正しいと思うんですが、その点どうなんですか。
- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 用地担当理事（杉本弘文君） お答え申し上げます。

大変厳しい御質問でございます。私も公社の仕事を受けましてまだ日も浅く、勉強中でございます。いずれにいたしましても、過去における公社運営については、市議会初め市民各位から厳しい御批判、御指摘を受けてまいりました。この点につきましては謙虚に反省し、今後の公社運営に当たっては、公有地の拡大の推進に関する法律、定款、その他関係法令を遵守し、効率的な資金運用と業務を効果的かつ円滑に実施し、市当局とも密接な連携を保ち、全力を挙げて厳正に業務を執行してまいり決意でございます。今後は、いやしくも疑惑の余地を招くことのないよう

事務処理に徹しておりますので、お答えになりませんが、御了承願いたいと思います。

- 20番(田中包治君) おかしいのと違いまっか、答弁がね。公共用地に使えないやつを公共用地として買うてるんでしょ。そして、15億になんなんとする処分をして損してる。まだ、売れないやつがそのぐらいあるんでしょ。この責任は議会にありませんよ、理事会にありますね。この理事会はどういう処分をするんですか。このままはおかぶりですか。

法的にもこれは財団法人でしょう。いままで理事会の議事録も何もあれへん。いわゆるどんぶり勘定でしょう。会社でも倒産すれば責任をとらないかん。公社はどうとりまんね。これをはっきりしてください。

- 参与(林 徳次君) 理事会の責任問題ということで大変厳しい御質問でございます。御指摘の公社の赤字につきましては、毎年、決算報告を通じて議会に御報告させていただいておりますように、この際、種々御指摘がありましたとおり、人件費等の過大負担の赤字、ただいまの土地処分の赤字あるいは事業執行上やむを得ない赤字、たとえば金利差といったものの赤字等がございます。

ただいまの御指摘は、特に過去議論されてまいりました保有地の処分をめぐっての赤字責任であろうかと思えます。いずれにしても、公社の経理上赤字の欠損を生じております現状、これは御指摘のとおり、理事会の責任でございます。今後とも、公社の運営につきましては、市長部局とも協議いたしまして、この赤字につきましては、人件費赤字にはそれにふさわしい対策、処分赤字にはそれに匹敵する対策、それらを緻密に再建計画の中で立てております。

もちろん、短期間にこれを解消する特効薬はございません。このことは御賢察のとおりでございます。そういった努力を重ねまして皆様方に御迷惑をかけませんように、市民の批判をこれ以上こうむらないようにやっていく所存でございます。御了解願いたいと思います。

- 20番(田中包治君) 了解せよと言ってもおかしいですよ。いま問題になってる大光にしても責任をとってますよ。そして、その後から再建するんです。それも公共用地に使えるものを買うたんやったら話は別ですが、十何億売って、これからまだ何ぼ売らないかんかわからん。それを責任がありません、とはどういう意味ですか。これは議会の報告案件ですよ。これが承認されようが、されようまいが電車が走っていきまんね、そうでしょう。この責任の所在をはっきりしてください、と言ってる。わしは理屈を言ってます。理事会に責任があると言ったが、その責任をどうとるんですか。

- 参与(林 徳次君) 先ほども抽象的な答弁で恐縮ですが、理事会が公社の決算で赤字を出した責任をどうとるかということは、その赤字を解消することが責任をとるゆえんであると、基本的には存ずるわけでございます。私ども、その趣旨に沿って、赤字の細目別にその対策を委員会

にも御協議をお願いしておりますとおり、立てて邁進しております。長い目でひとつこの解消については御指導、御協力を賜りたいということが、私どもの立場で申し上げられる唯一の方法でございます。

○ 20番(田中包治君) 逆に聞きますが、公共用地にならんやつをかうてるんや。この責任はどうするんや、理事会がね。この責任はだれがとりまんね。そして、売って損してる。まだたくさんあるが、この責任はだれがとるんか。理事会は責任あります、とはっきりしてる。それやったらどうするんや、と言ってる。

○ 議長(横田憲治郎君) 田中議員さん、開発公社の特別委員会も……。

○ 20番(田中包治君) 議長ね、おかしいですよ。これは本会議ですよ。その中で責任の所在をはっきりしないというのはどういうことですか。そこまでわしの発言をとめるんですか。

○ 議長(横田憲治郎君) いいえ、とめるつもりはございません。市長、最終的にまとめて答弁してください。

○ 市長(池田忠雄君) 田中議員さんから厳しい御叱正をいただきました。過般来、本会議あるいは担当の土地開発特別委員会におきまして、いろいろ御批判と御指導を仰いできた点でございます。田中議員さんのおっしゃる点はよくわかります。私なりに前も前から申し上げておりますように、襟を正して公社の再建に当たってまいらなければならないと決意しておりまして、先ほどから参与、その他からもお答えしておりますとおり、何とかして公社運営をより明朗にし、より適正な運営を図る中、何とかしてこの赤字問題を対処してまいりたい決意でございます。もちろん御指摘どおり、公社運営の責任は理事会にあることは当然でございます。その責任を痛感しながら邁進いたしておりますので、その点ひとつ御賢察いただき、今後とも御指導、御協力のほどをひとえにお願い申し上げる次第でございます。よろしく願いたします。

○ 20番(田中包治君) 私は努力するとかでなく、はっきり言うたら、普通の企業ならそれで済みますか。私たちが昨日から言ってるのとおり、すべて法規に基づいていままでやってなかったことは事実なんです。われわれは行政機関やから信じておったが、そういう赤字とかの問題をうやむやにってしまう、そんな行政なんてありますか。実際考えたら、市役所というのは議事録も全部とって運営してきたと思ったが、それをしておらんのは事実です。そうなると、いわゆる責任はだれがとるんですか、具体的にはっきりしてくださいよ。私は余り細かいことは言いたくないが、そんな話はだれが考えても通りませんよ。

われわれが具体的にわかったことは、全然議事録も何もない、買った記録もないこと、ただ、売買契約だけ、それが実態でしょう。この間の市長の答弁でも一緒です。議会が付属機関という考え方で、報告さえしておればええんだ、こんな責任なんかどうでもええんだという考え方でし

ょう。そこらをはっきり出して下さいな。

○ 議長（横田憲治郎君） 田中議員さん、一応、私、議長として判断しますのに、この本会議の場で仰せの質問の趣旨に対する詰めは不可能かと思しますので、特別委員会等でよりよく詰めていただく、こういうことで……。

○ 20番（田中包治君） 議長、本会議だから結論を出すんでしょう。特別委員会ではどうにもならないでしょう。議会運堂というのは本会議が中心なんですよ。その中心の本会議でやるべきなんですよ。だれが考えてもそうですよ。

わしら、もっと細かいこともあるんです。はっきり言うたら、いま、山下運送のところを無断で貸してるでしょう、自動車置き場にね。その問題一つにしても全然反省の色もない。あれほど一年前から指摘してもね。まだ車を置いていますよ。これで反省してる、努力してると言えるんですか。

○ 議長（横田憲治郎君） いま出した問題について局長、答弁してください。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） 山下運送の土地問素についての御指摘でございます。この問題につきましては、いろんな御指摘をいただいていることは私もお聞きしております。この問題の解決につきましては、いま、山下運送さんとも話し合いを進めておる中で、隣地にお買い上げいただくという趣旨で進めてるわけでございます。山下運送さん自身についても、この土地を買いたいという意思表示はされてございます。まだ少し話の煮詰まってないのは価格の点でございまして、いま話し合いを進めてるところでございまして、御了承いただきたいと思っております。

○ 20番（田中包治君） 一年かかってまんねんやぞ。車を置いているのは不法占拠でしょう。

それよりもほかにもう一つ理由があるでしょう、はっきり言うたらどうですか。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） もう一つの理由ということですが、私もまだ新しい関係で詳しい内容は知らないのですが、この車を置いている関係は、以前、東側一号線の建設に伴って山下運送さんに御協力を願ひ、その時点で、車の置き場として一時お貸ししたという経過だけはお聞きしております。そういうことで現在、車を置いている現状でございまして。

○ 20番（田中包治君） これね、何か建設部が契約したか覚書か知らんが、それを出して下さいな。

○ 建設部長（森 保君） お答え申し上げます。

議員さん御指摘の山下運送との関係でございまして、東側線の用地買収にからみまして、山下さんの用地が東側一号線にかかりまして、その時点でお話し合いをした経過はございます。別に契約とか覚書云々とかはやってございません。

以上です。

○ 20番(田中包治君) 土地を買うたときのいきさつがあるのは事実でしょう。東側線ができてから一体何年になるんですか。わしは知らんけど。わしらが議員に出る前と違いまっか。

○ 建設部長(森 保君) 関係書類はここに持ち合わせございませんが、私の記憶では、52年度事業だと考えております。

以上です。

○ 20番(田中包治君) そしたらね、何年か知らんが、そのままほっといたということですか。敷地のお金はもろうてないでしょう。何年たったら時効になりまんね。不動産については時効成立ということがありますよ。山下運送へそれをやってしまうんですか、時効成立でね。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) 管理不十分な点は深くおわび申し上げますが、先ほど申しあげましたように、隣接地としてお買い上げいただくという話を進めておりまして、もう一步というところまでまいっておりますので、それらの解決をはかってまいりたいと思っております。御了承いただきたいと思ひます。

○ 20番(田中包治君) そうなると、よけいおかしくなる。何年に一遍か撤去命令を出してますか、法的にね。どこの人でも、自分の土地が占領されておたら、三年間内容証明つきで撤去命令を出すはずですよ。それはどうなってる。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) まことに申しわけございません。言葉の上での話し合いには入ってると思ひますが、内容証明的なものは出してないと思ひます。

○ 20番(田中包治君) わしらが知ってる一つの案件を取り上げててもこういうでたらめをやってる。せやから、理事会が責任をとりなさい、と言ってるんです。われわれ山の人間がわかってるのに、地元の間がわからんことはない。それが実態なんでしょう。それで努力しています、とかで通るんですか。

○ 議長(横田憲治郎君) 以上で本報告を終わらせていただきます。

○ 20番(田中包治君) それはおかしいぜ。

○ 議長(横田憲治郎君) 委員会等で具体的な……。

○ 20番(田中包治君) 委員会やったら、この問題を付託案件にしてください、継続審議にしてください。このままにぎりつぶすんやったらね。

○ 議長(横田憲治郎君) そういう意味ではありませんけど、一連の会社運営問題について、もう一度改めて委員長を中心に審議をしていただく、こういうことでひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。田中議員さんの発言をとめるとか、そういうたつもりは全くこちらは意図してございませんので、その辺も御了解いただきたいと思ひます。

○

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 2 及び第 3 「財団法人和泉市商工業振興会昭和 53 事業年度決算書類の提出について」、「財団法人和泉市商工業振興会昭和 54 事業年度事業計画書類の提出について」は、いずれも関連いたしますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 3 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 53 事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により財団法人和泉市商工業振興会の昭和 53 事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 54 年 6 月 19 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

報告第 4 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 54 事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により財団法人和泉市商工業振興会の昭和 54 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 54 年 6 月 19 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま一括御上程いただきました報告第 3 号「財団法人和泉市商工業振興会昭和 53 事業年度決算書類の提出について」並びに報告第 4 号「財団法人和泉市商工業振興会昭和 54 事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容を御説明申し上げます。
- まず、報告第 3 号昭和 53 事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告並びに収入支出決算書についての概要を御説明申し上げます。別紙関係書類の 2 ページでございます。

まず、事業概要の地場産業振興対策といたしまして、引き続き経済不況のもとで特に中小企業、

すなわち本市の地場産業である繊維、人造真珠業界等においては、円高による貿易為替の不均衡と発展途上国の追い上げ等により、経営環境はきわめて厳しい状況下にありました。しかし、これら長期かつ厳しい不況に対し、中、長期にわたる産業構造の転換あるいは減量経営等企业みずからの努力により収益の維持改善を行い、ようやく停滞から脱出しつつありますが、こうした情勢にあって、当振興会といたしまして、これら地場産業が従来のように輸出偏重型にとられることなく、国内需要への販路開拓も図るべく調査研究を行うとともに、業界製品の販路拡張のため展示会などを催したものであります。

また、商業振興対策といたしまして、泉北ニュータウン光明池地区の開発並びに近隣市町村における大型量販店の進出及び計画等によって、市内の小売り業における商圏構造が大幅に変動しつつあり、これら対応策について昨年7月、府並びに商工会の協力を得て、本市全域を対象に広域商業診断を行ったものであります。

次に2ページから3ページに移ってまいりますが、情報提供事業といたしましては、市内事業所の経営に役立つ国、府、市の施策、制度の紹介並びに税務、社会保険等の実務に関する記事などの情報を流すため、商工会と共同編集により商工会ニュースを6回発行したものであります。

次に、特産品振興に関する事業につきましては、前年度に続き関係業界の協力のもとに、昨年10月14、15日の2日間にわたり、国府小学校において「地場産業まつり」を開催し、市民が地場産業に寄せる関心と認識の高揚を図ったものでございます。

また、これら特産品を広く国内全般に紹介し、販路拡張を図るため、本年8月15日～21日までの7日間、愛媛県今治市の今治高島屋において開催された「大阪の伝統産業市」に、本市の産業製品である人造真珠、ガラス細工、子供服などを出品いたしました。

次に、観光に関する事業として、市内の観光地を市民を初め近在府民に広く宣伝し、憩いの場を提供するため、春には榎尾山桜まつりを、秋には市内観光めぐりバスツアーを実施いたしました。

続きまして、4ページでございます。理事会並びに役員の変動に関する事で、まず、理事会は2回開催され、当振興会の事務事業等に関する事項4件を御審議願ひ可決御決定していただいております。

また、役員関係では、理事の変動が3名ございまして、昭和53事業年度末での役員構成は、理事長を含め理事12名、監事2名となっております。

事務局につきましては、産業衛生部商工課の職員8名を兼務職員として、当振興会の事務を担当しております。

以上、簡単ではございますが、昭和53事業年度の事業概要でございます。

続きまして、収支決算についての概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの収入の部での財産収入では、市より百万円の出資をいただいている基本財産に対する定期預金利子として52,500円と、運用資金の普通預金利子38,290円を収入いたしました。

次に、寄附収入として、市から観光事業補助金50万円、情報提供事業64万円、広域商業診断委託料40万円、また、外郭団体からの観光地整備料5万円であります。

次に、事業収入では、パンフレット売払収入10万円、観光施設めぐりバスツアーの参加者からの徴収金38,000円、特産品売払収入16万6,760円。

次いで、繰越金として、前年度繰越金307万2,947円となっております。

以上、収入合計505万8,497円と相なっております。

続いて、6ページの支出の部でございますが、まず、事務費として11万6,103円を支出しております。

次いで、事業費につきましては、203万4,878円を支出しておりまして、桜まつり、バスツアー、その他観光事業の経費として34万7,228円を支出いたしました。

また、特産品普及宣伝費では、商品買上費14万6,750円、和泉市地場産業まつり開催負担金及び大阪の伝統産業市負担金として55万円、これら旅費に42,900円を支出いたしました。

次いで、受託事業では、広域商業診断の実施による調査報酬及び印刷製本費と情報提供事業による商工ニュース発行負担金として、94万8千円を支出いたしました。

以上、支出合計215万981円となっており、収入支出差し引き287万8,019円を次年度へ繰り越しいたしました。

なお、8ページの当該事業年度末の当振興会の財産目録は、設立したときに市より出資を受けた基本財産百万円と観光行事用放送設備一式12万8,790円、紅白幕6張り63,000円がございます。

以上、簡単でございますが、昭和53事業年度和泉市商工業振興会事業報告並びに収入支出決算書提出についての報告内容の御説明といたします。

続きまして、報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容を御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画につきましては、地場産業振興事業といたしまして、厳しい地域経済の中にあつて、国は、本年度において産地中小企業の経営安定施策の充実と、活路開拓事業の推進等に総合的な産地振興対策がなされようとしており、また、泉州地域がこのほど、特定不況地域に指定されたこととあわせ、繊維関連業界、人造真珠関連業界の事業及び活路開拓の推進を

図ってまいる所存でございます。一方、商業関係におきましては、近隣市町村を含め大型量販店の進出が著しく、これら対応策として、昨年実施した広域商業診断の勧告をもとに、商業者の振興、指導育成を図ることを主要な柱として、地場産業振興に関する事業、活路開拓に関する事業、観光事業に関する事業、小規模企業共同利用工場の建設譲渡に関する事業等を策定いたしましたものでございます。

次に、この事業計画を進めるための予算について御説明申し上げます。

まず、3ページの収入の部では、基本財産収入として、設立当時市よりの出資金百万円を定期預金いたしておりますが、これの預金利子として45,000円と、運用資金の普通預金利息2万5千円を見込み、計財産収入として7万円を計上いたしました。

次に、寄附収入では、産地産業市場開拓補助金30万円、観光事業に対する補助金50万円及び情報提供事業として、商工ニュース発行に対する負担金64万円、商業環境の変化を的確に把握するための消費購買流動調査受託料40万円をそれぞれ市から受けるものでありまして、計184万円を寄附収入として計上いたしました次第でございます。

次に、事業収入といたしまして、観光絵はがき及び観光パンフレットの売払収入10万円、市内の史跡名所のバスツアーの参加者負担金として6万円、市内特産品売払収入として18万円を見込み、計29万円を事業収入として計上いたしましたものでございます。

以上、収入総額220万円と相なっております。

続きまして、4ページの支出の部では、事務費の諸経費として8万5千円。

事業費としては、観光事業の経費43万5千円、活路開拓事業では、展示会、見本市、その他催し物等についての事業費並びに負担金として、65万円を計上いたしましたものでございます。次に、5ページの受託事業では、消費購売流動調査に40万、情報提供事業に64万円を計上いたしまして、事業費総額212万5千円を計上いたしました。

予備費につきましては4万円を計上し、支出総額220万円となっております。

なお、予算の流用の範囲としては、同一款内でこれらの経費の各項の間で流用ができるように定めさせていただいたものでございます。

以上、簡単ですが、報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告第3号並びに報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第3号、第4号の報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第4「工事請負契約締結について」（市立（仮称）池上小学新築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

工事請負契約締結について

市立（仮称）池上小学新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年6月19日提出

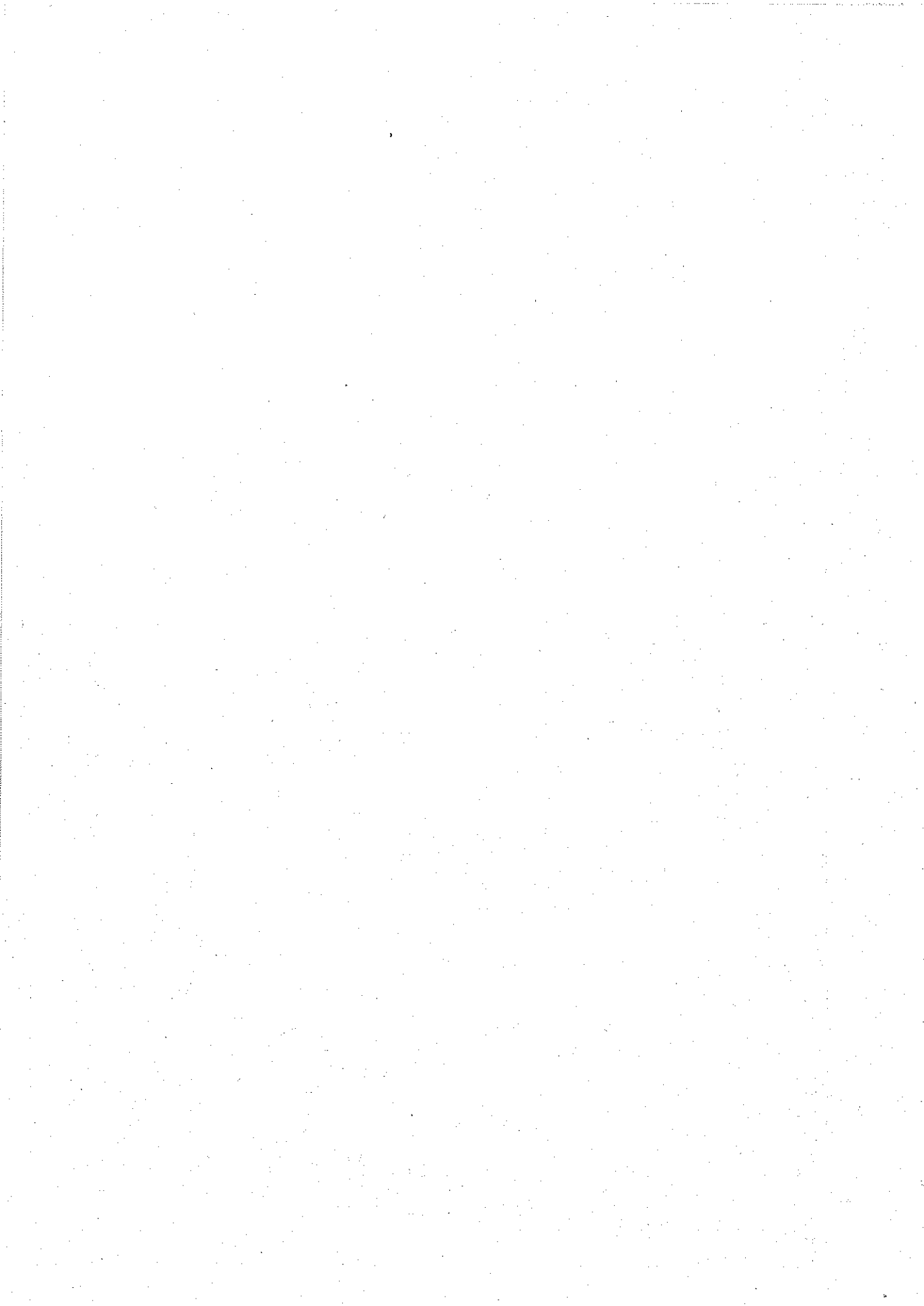
和泉市長 池田 忠雄

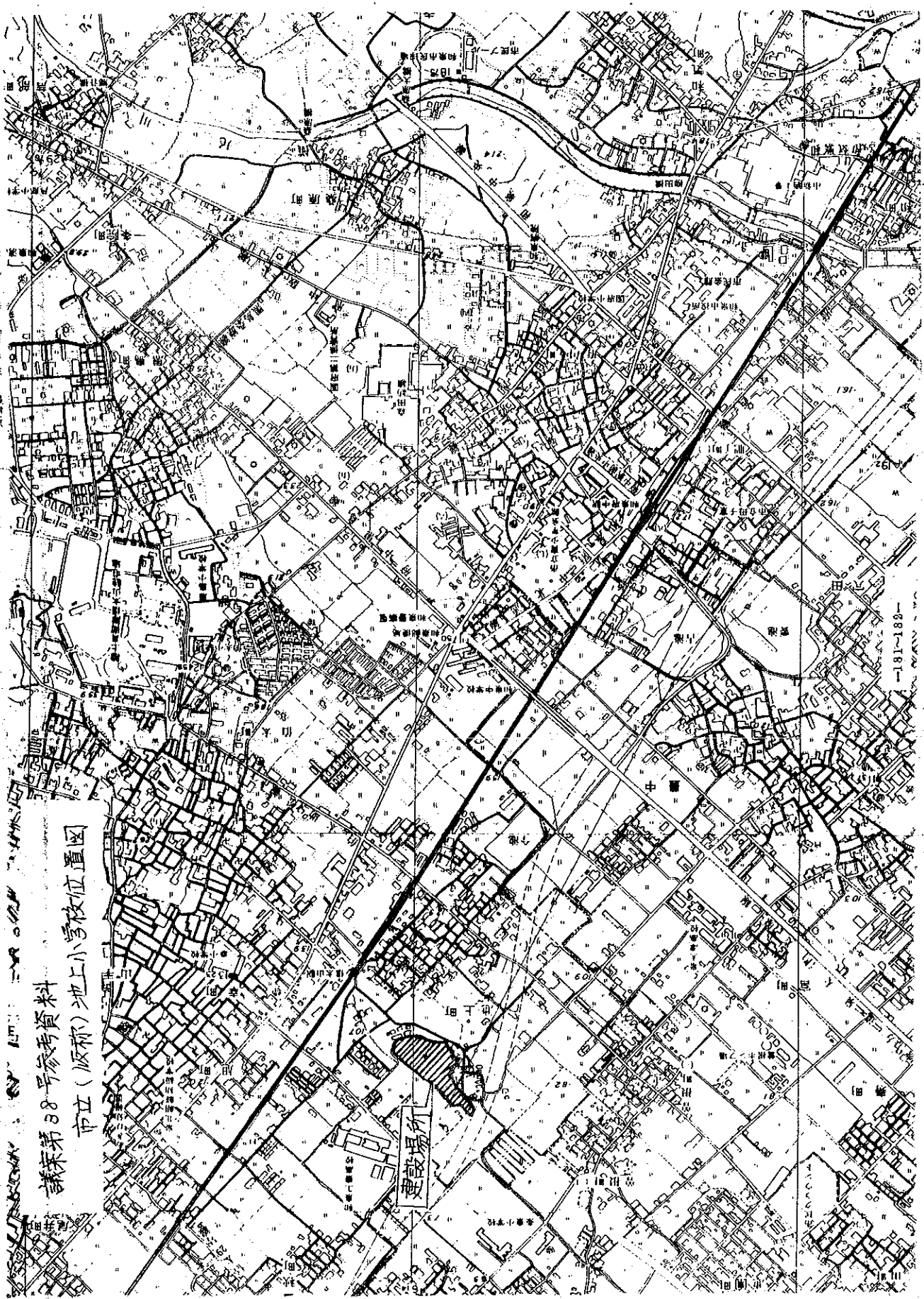
1. 契約の目的 市立（仮称）池上小学新築工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 395,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務
6. 工 期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和55年4月30日
7. 契約保証金 19,750,000円
8. 保 証 人 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野 喜八郎

議案第38号 参考資料

市立(仮称)池上小学校新築工事概要

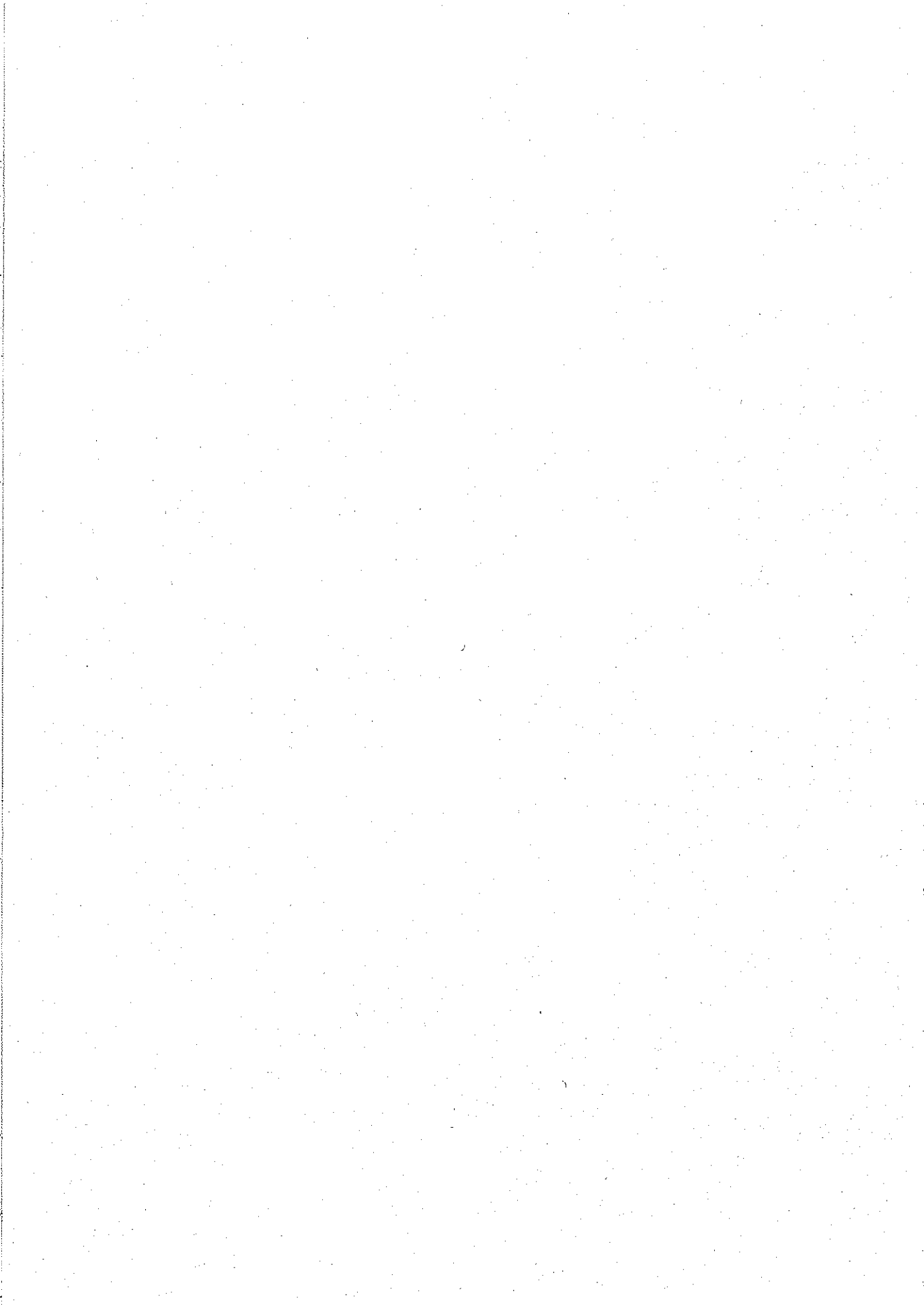
1. 工事場所 和泉市池上町393番地の1
 2. 敷地面積 19,300 m²
 3. 工事種別 新築
 4. 構造 鉄筋コンクリート造3階建 一部2階建
- 規模 建築床面積 1,846 m² 延床面積 4,527 m²
- 概要 普通教室24 養護教室1 給食室1 保健室1 理科室1
家庭科室1 音楽室1 図書室1 職員室 校長室 便所
下足室 その他





議案第 88 号 参考資料
 市立(仮称)池上小学校位置図

—181—182—



○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（森 保君） ただいま御上程いただきました議案第38号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

かねてから造成工事を進めてまいりました（仮称）池上小学校新築工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、請負金額3億9千5百万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と締結しようとするものでございます。工期は、御議決を得ました日から55年4月30日までとし、工事場所は、和泉市池上町393番地の1、千草池跡でございます。敷地面積19,300㎡、構造、規模は、鉄筋コンクリート造3階建、一部2階建、建築床面積1,846㎡、延床面積4,527㎡

なお、工事概要につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 28番（坂上国治君） 実は、池上小学校の件でちょっとお伺いしたいんですけど、それに先立ちまして、去る12月定例会、1月の臨時議会等で理事者に対していろいろと質問申し上げ、回答もいただいたわけです。議決が済んでからこういう質問はどうかと思っておったんですが、市民からの要望で、とにかくええことであろうと、悪いことであろうと、賛成して手を上げるだけで市役所へ行き、歳費もらうんやったらやめとけ、という強い要望があったんです。私はすでに質問しようと思ってるやさきに、そういうきつい要望を受けたので、ちょっと突っ込んだ質問を申し上げようと思うわけです。

その内容は、皆さん方は御存知やと思いますが、この間の合計11億円の入札金額、これを一業者で7億5千万円ということがあったために私は申し上げたわけです。そういうことではなくできるだけ業者にまくばってやってもらうように、そうすることによって、下請に出さないで自分でやれる業者にやっていただいたら、それだけ安上がりなんです。そういうふう考えたらどうかということを申し上げたわけです。

そこで、その途中で非常に問題がむずかしかったのかどうか、議長から休憩に入ってください、そこでいろいろ指名委員会の方で検討されたい。その検討の結果が、「実はあんたの言うとおりです、それは絶対に守ります」ということで特に返事をくれたわけですが、できるだけひとつ議会の報告は避けさせてくれという、そのときの助役のお答えがありましたので、それなら一遍、議長と建設水道委員長と相談してくれ、あの方々が、よし、そんならそれでやってくれ

よ、と言うんなら結構ですよ、と申し上げたわけです。

そこで、その返事を申し上げたところ、実はそういうことにさせていただきます。しかし、学校の工事等となると非常に日時がかかる、3カ月以上かかる工事もあるんだ。せやから、それが大方できた時点での指名はどうでしょう、ということでしたので、そこまでいって、もう港が見えてきたというのであれば指名してやったらええんやないか、ということでもあったわけです。

ところが、いまからお聞きしたいのはその進行状況です。現在の幸第二団地の3億8千750万円と王子の第一団地の2億1,100万円、これの進行状況は一体どこまで進んでるのか。工期は、議案では3月31日ということになっておりますがね、明確に教えてほしいと思うんです。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） ただいまの件につきまして、私の方からお答え申し上げます。

王子第二につきましては、現在、コンクリートは打ち上がり、サッシの取り付けあるいは左官の工事にかかっております。パーセントといたしましては、50～55%になっております。

幸第二期につきましては、現在、3棟あるわけでございますが、1棟については4階の打ち上げ、2棟につきましては3階の打ち上げ、3棟につきましては1階の打ち上げでございます。出来高につきましては、40～43%でございます。

2点目の工期につきましては、12月議会並びに1月17日の臨時会でも非常に御指摘を受け、お答えも申し上げたのですが、補助金の関係上、どうしても3月31日の工期を御議決をいただきたいというお願いをした次第でございます。現実的には、3月31日の工期ではどうしても完了できないということで、後日の変更をお願いしたいということで、去2月27日の建設水道委員会にその旨を報告させていただいた次第でございます。

以上でございますので、よろしく御了承願いたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） その建設水道委員会に報告したということは昨日も聞いておりますけれども、これは報告を聞くだけであって、議決機関ではないはずですが。委員会というものはね。あんた方は、所管の委員会にそれを話さえすればそれで済んでるという考え方やと思うんですが、これは大きな間違いですよ。そういう答弁をされたら、所管の委員会の方々は非常に御迷惑やと思うんです。市長もかつて議員の一員だったので、この議決機関のことは全部わかってると思う。

それはええとして、40%というのはちとおまけしてる、わしはそこまでいってないと思う。40も45もいってないと思う。50%と仮定して、前の3億7,500万円と2億1,100万円と6億に近い金額の半分、3億の工事がまだあるわけです。それで港が見えたのかどうか。今度の池上小学校の分も4億に近い。港が見えてもうすぐに済むというのなら指名してやってもええがあんた方の見解では50%でもう港が見えたというのかどうか。

私、あくまでも、あくまでも議会軽視というようなことを昨日も言いましたが、どこまでわれわれをだましたら気に入るのか。これは実際、3億の仕事と4億の仕事を2つ取ったのと同じ勘定になると思う。そんな答弁をしてあんた方は気がすむんか知らんが、われわれは気が済まんです。それで、ひとつ最高責任者の市長から一遍ははっきり言うてほしいのです。そんなことはないと言ふんなら、議長さんなり建設委員長さんにお気の毒やけど、それに間違いはないということ言うてもらふんやったら言うてもらいますよ。私は、うそはめったに申しませんから……。それで、市長から一言聞かせてほしいんですけどね、あんた、最高責任者やからね。

○ 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

前回の工事請負のことでいろいろ議会の皆様にお心労いただき、御指摘をちょうだいしてまいりました。そうした経過につきましては、助役初め各理事者にも話をしていたところでございます。今回の池小の工事請負についてはボリュームもあり、地元業者でひとつ指名したいということの中で、地元の5業者を指名委員会で指名した経過を聞いております。

その中で、いま、議員さん御指摘のように、いわゆる受注量等も話し合ったわけでございますが、地元の業者がほとんどそれぞれ残事業を抱えていることの経過も踏まえて5業者を指名した。こういう経過を指名委員会から報告を聞いているわけでございまして、その中で入札の結果、本日、お手元に御提案いたしております竹内建設がこうした金額で落札した、こういう経過でございまして、本日、御提案に至ってる次第でございます。

前回の経過からいろいろと議員さんから御指摘をいただき、後ほど助役から答弁をさせますけれども、そうした御指摘を踏まえて今後の指名に当たってまいりたい、こういう経過であったと私は記憶をいたしております。残事業、その他もいろいろ論議の上で地元5業者に指名、その中で入札が行われたと、私なりに報告を聞いている次第でございます。そうした報告を聞いている中で、私なりにお答えさせていただく次第でございます。

議員さん御指摘のいわゆる広く業者に仕事が行き渡るように、そうした御趣旨を踏まえての前回のいろんな御論議をいただいた経過を理事者としても胸にいただいております。そうした中で、指名委員会の論議の上指名業者を決定したと、私なりに聞いている次第でございます。ただ、残事業量の問題についての御指摘でございました。そうした諸点については、また、助役の方から答弁をさせていただきたいと存じます。よろしく御了承いただきたいと存じます。

○ 28番（坂上国治君） 通り一遍の答弁やと思います。私が申し上げてるのは、それで港が見えたと言えるのかどうかということです。われわれは市民から要望があることを議会に反映するのが任務です。あんた方は、議会で大勢の議員さんが議決したことは守っていかないかんわけです。

ちょっと話は横道にそれますが、念のため申し上げておきますが、この間の一般質問でもそういう問題が出ましたやろう。あんた方がはっきりと提案した家賃の問題でもね、そうです。それをわれわれが審議し、そして議決したわけです。それをあんた方は執行しないんでしょう。しかれば、この国保料金あるいは30%値上げした税金、これでも皆喜んでませんよ、不足言ってます。しかし、議会で決まったことやから、ということで皆しぶしぶかけてくれてるんですよ。これでも明らかに議会軽視ですよ。あんた方は。

ちょいちょいわれわれが聞いてるんですが、ここで一番悪いのは財政対策委員会にわれわれが入れてもらうて、理事者の方はそういう気持はないらしいですが、財政対策委員会がこんなことをしたらしいと、これはだれが言うてるのかわかりませんが、ときどき 間伝え聞いてるんです。そういうことになってくると、非常に議会の方が迷惑をこうむるわけですよ。せやから、これをどうするのか。もう値上げをしないのならしなないと、はっきりともう一遍議会にかけて元へ戻すか、あるいはまた、これをもっと努力して値上げした線までこぎつけるのか、どっちかにしてもらわんとね。同じことですよ、この問題はね。学校建設の問題と関連はしませんけど、念のために余りにも理事者が議会軽視すぎるためにかいつまんで申し上げてるんです。

そりゃ、できは悪いですよ。その発言した私の身になってもらうたらね。議長さんやら建設水道委員長さんが、それでひとつしんぼうしてやってくれ、ということだから、わざわざ議会で答弁しなさい、ということやなく、その人らとともにひとつ返事もらうたら結構や、ということでもらうたわけです。いま、3棟の中で1棟がまだ1階しかコンクリートが打ち上がってない、1棟は3階、1棟は4階ということです。あの建物というものは、全部棟上げができて半分ですよ。全部打ち上がって50%しか進んでないのですからね。そこらの辺、工期延ばしたのはよろしい。しかし、私に対してそういう答弁をしていただいて、それを平気で無視する。これは一人私だけじゃなくね。これは何回も申し上げますが議会軽視ですよ。かりそめにも、議長さんなり建設委員長さんもそういう話を聞いていただき、それでいろいろ検討していただいているんですからね。実際、議会全体を無視してると言えると思います。

助役さんから答弁させます、と言うが、同じことやと思います。それで今後は市長、もう過ぎ去ったことはいたし方ないとして、何遍だまされるかわからんけど、本当に肝に銘じて、今後はこういうことはやりません、とはっきり市長から一遍言うてや。当てにはならんけどね。人をだますぐらいは平気やから当てにはならんけど、はっきりとしてください。

それと、一般質問で出た問題もあわせて議会軽視という面からはっきりとね。何も上げな承知せんと言うてない。どうしても話し合いがつかんのなら元へ戻しなさい、と言うんや。いたずらに議会をおもちゃにせんように、やはり皆さんは一人前の人間ばかりそろってますので、余り子

供だましみたいなことはせんようにしてほしい。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ坂上議員さんから御指摘をいただきましたが、前回の経過の中で、私たち理事者といたしましては、そうした指名に当たりましては厳正公平に、また、受注量等も勘案して指名するという基本的な姿勢に立って指名委員会もやっております。たまたま、こうした地元の仕事について、地元5業者を指名した経過を指名委員会から聞いてるわけでございます。その中で残事業の問題についての把握で御議論をいただくわけでございますが、今後とも議員さん御指摘のように一層襟を正しまして、こうした入札あるいは指名等については厳正に遂行できるように、御指摘を肝に銘じて事業執行に当たってまいりたい、このように存じておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。
- 28番（坂上国治君） 市長の答弁は、反省の色は一つもないと思う。受注量を勘案してやった、これであたりまえや、という言い方やと思う。しかし、私は、必ずしもそうやないと思うんです。もういよいよ先が見えたということは、そんな4階建が1階しか建っていないものをね、先が見えたとは言えんと思うんです。結局、私が申し上げたのは、仮に50%できてあるとしたら、8億の工事と、今回請け負うた学校の両方を請け負うたと同じことになるんですよ。なかなかまだ港が見えるどころやないと思う。そこらの辺、私の発言したことをどういうふうに考えてくれるんか。非常に悪かったと思うのか、あたりまえやと思うのか。悪かったと思うのなら、襟を正して、とか、そんな口先だけ言わんと、はっきりと議員の前で頭を下げてね、もっと謝り方があると思う。そんなんで承知できませんよ。受注量がどうかということでは、実際、全然仕事をやってないところもある。いろいろ業者があるんやからね。そこらの辺、もっとはっきりしてもらわんと、今後、また受注量の関係でこうなったとか、ああなったとか、これを認めたらあんたらの口実をつくることになりますので、この際、はっきりと方針を決めとてもらわんとね。
- この問題については、いろいろと私だけやなく、ほかの方も意見があると思うので、その都度、どうせ謝らないかんと思うけど、もうちょっと市長、丁寧に納得のできるような陳謝をしてもらわないと、受注量と見合わせてやったんやと、それやったら何ほども同じことですよ。私があるときしゃべったことは無になってしもうて、何の意味もなさないわけです。何がためにしゃべったんやろ、議事録を書いてもらうただけで何にもなりません。やっぱりできるだけええ方向に改めていただいて、そして、一銭でも安い金額で落札してもらうのが望ましいと市民も期待してるんです。受注量のことだけ勘案して、わしの発言したことをちょっとも勘案してくれんと素通りしてね。そんな答弁は市長、納得できませんわ。
- 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたしたいと思えます。

いろいろ御指摘をいただきましてまことに痛み入ります。確かに12月の定例会並びに1月の

臨時議会で、工事請負契約の問題をめぐって幾多の御指摘をいただいたことは十分承認いたしております。その節も最終的な段階では、いわゆる各業者の持っている工事量、その進捗状況等を勘案しながら、業者指名の選択をいたしてまいりたいということはお約束いたしました。また、そのとおり妥当な考え方だということで、私もその線でいきたいということを御回答いたしております。早速その翌日に指名委員会の方々にお集まりいただきまして、工事請負契約の指名業者選択の段階では、そうした面も十分に配慮しながら今後、委員会運営をやっていくという申し合わせをいたしました。

その問題と、今回の池上小学校の業者指名の問題のからみでいろいろ御指摘を受けてるわけですが、実は、この工事の業者をどういう範ちゅうで決定するかということでは、関係部局でいろいろ検討もしていただいております。設計がほぼ完了し、積算金額が出た段階では、いわゆる和泉市の業者指名のランクづけからまいりますと、Bランクの範ちゅうで可能な工事規模であるとなってきたわけであります。

そういうことが一つの大きな基礎となり、あわせて現下の各市の工事請負の実態等を関係部局からの話によりますと、近隣各市におきましても、ほとんど他市の業者を指名しない、市内の業者のみで競争入札をやってきているという経緯がございます。本市の業者等も、近隣各市では指名すらしていただけないという、各市それぞれ地元業者優先という線が強く出てきているということ等から、いわゆる今回の池上小学校建設事業につきましては、市内業者の範ちゅうから業者を選択するという事になったわけがございます。

ここに非常に問題があったわけがございますけれども、Bランクに位置づけられております建設業者は、本市では5社ございます。その5社がそれぞれ受注の残事業を持っております。これらの進捗状況等もいろいろと議論したわけがございますけれども、各社それぞれ過去の昭和52年度の事業実績、総量等からいたしまして、今回の池上小学校は、5社の事業量等からして十分に工事能力があるという判断に立ちまして、市内業者だけでやらせていただきたいということになったわけがございます。

仰せのとおり、いま御指摘いただいております王子第2団地あるいは幸団地等の進行状況が、先ほど改良部長から御答弁申し上げましたように、総括しても50%という線を出ておりません。現時点では、いわゆる議員さんがおっしゃっております港が見えたという観点との比較からいたしますと、まだ見える状態ではないということは、御指摘のとおりでございます。それを承知しておきながら、あえて5社でもって競争入札をやったということにつきましては議会軽視もはなはだしいというおしかりは、まことに申しわけないと反省しておる次第でございますが、そうした状況を御勘案いただきまして、御了解いただきたいとお願い申し上げます。

○ 28番(坂上国治君) そうすると、今後は、そういうことは絶対にしません、ということではなく、また、今後もこういう事業がずっと出てきたら、また同じことの繰り返しとなりますね。私、地元業者にやってもらうことは、非常に望ましいと思うんです。しかし、仮に各業者がたくさん仕事を持ってるとなると、無理にやるとどうしても高くなってくる。しからば、市外の業者を入れた方が安くあがるという場合は、わしは幅を広げたらええと思うんですよ。何も地元業者にしぼることは能やないと思う。地元業者にやらせるということは、地元業者の育成のためにやるんやけど、こういう場合、全部が仕事をほおぼるくらいやってるんでしょう。したがってBランクはBランクだけの仕事をやってるんやから、普通から言うたら、ちょっとそれらの規模を全部合わしたら、私はちょっとはみ出ると思う。Bランクの業者ではね。

これは特に池上小学校は、私らの伯太小学校が分かれて学校を建てていただくことで、最初から建ててほしいということをお願いした関係もありますので、私は、これ以上追及はしませんけど、しかし、絶対にそれを肝に銘じます、ということを一遍言うてほしいと思うんです。あれだけ確実な話をしてもこういうふうに変ってくるんやから、もうこれからは、個人のやりとりということは一切やめて、何事も議会ではっきり言うてもらい、そして議事録に書いてもらうということに決めないかなと思うんです。今後、そういう港が見えない限り、次々とそんな指名をしないならしないということをはっきり市長、言うといてくれますか。

実際、いろいろ考えて見たら腹の立つことばかりですよ、理事者のやり方がね。先ほど言うた問題でも議会軽視やないか、何と思ってるんや、議会を。自分らがつくって出してきて議会で審議させて、それをよう執行せん、そんなばかげた話ありますか。これから税金やらは滞納するんや、となったら徴収するのに困りますよ。その点どう思うてるんですか。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろと御指摘をいただいておりますが、議案外にまたがりますので一昨日の一般質問での御指摘を胸にいただいてやらせていただきたいということは申し上げておきます。決して議会軽視のつもりで申し上げたわけではございません。同和対策事業の助成等について、いろいろといままでの経過等を踏まえる中でシビアな話し合いをしているということでございまして、決して議会を軽視してのではございません。私たち理事者といたしましては、そうした財政再建という至上命令の中でいろいろと取り組みをしております。特別措置法の関連、地域住民のいろんな話、こういった中でいろいろと話し合いを進めてるわけでございます。その点御賢察を賜りたいと存じます。

それから、業者指名の問題でございまして、卒直な話、議員さんの港が見える云々のお話は、寡聞にして私自身、承知をしてない点がございまして。そうしたいままでの一連の経過の中で、議員さんの御指摘どおり、より適正な指名と入札をするように、あるいは広く仕事が行き渡るよう

に、こうした点を配慮して指名並びに入札に当たるように、こういう御指摘につきましては、肝に銘じて今後とも執行させていただきたい、こういうふうに存じております。よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

- 28番（坂上国治君） まあ、いろいろもっと申し上げたいのですが、後々時間の関係もございいますし、もう終わりたいと思いますけれど、十分やっぱり肝に銘じてもらわないと、恐らくまだこれはだまされる可能性はあると思います。今度はだましたところで、これだけの人が聞いてくれているやから、そないむざむざとだませんと思います。

そこで、この池上小学校の問題ですけど、工期が4月30日ということですけど、できるだけ努力してもらうて8月いっぱいぐらいにあげていただき、そして、4月開校にもっていきようにひとつお願ひしたいと思うんです。終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 議案審議の途中でございますが、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時休憩）

（午後1時15分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

- 21番（植村静二君） 2、8聞きたいんですが、この池小の用地代は幾らか、そして、建築費は当然出てますが、これまでの造成、その他いろいろありますので、それらを合わせての用地代、建設費。次に財源の内訳、これをひとつお答え願ひたいと思います。

2番目は、この竹内建設についての現在の職員数は何人か。そして、この人は、和泉市の公職の役職はどれとどれをしているか。現在、どういう理由で公判を受けてるか、これはキャッチしていると思うので、その点について御説明願ひたい。

さらに、午前中の説明で指名入札、つまり指名委員会が5つの業者を指名したということですが、それをひとつ挙げてもらって、そして、その5業者がそれぞれ市の請負業者ですから、現在市の仕事をどの程度してはるか、残事業があるということですから、その明細を明らかにしていただきたいということです。

まず、これだけお答え願ひしましょうか。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 建設部長（森 保君） お答え申し上げます。

まず、建設費の財源の内訳でございますが、54年度当初予算で2億2千658万7千円を計上

してございます。

- 21番(直村静二君) それは用地代ですか。
- 建設部長(森 保君) 用地につきましては、教育委員会から御答弁申し上げます。
- 議長(横田憲治郎君) 教育委員会。
- 管理部次長(青木孝之君) 用地代につきましては、6億7千88万9,691円でございます。
- 21番(直村静二君) 財源の内訳は。
- 議長(横田憲治郎君) 財務部長。
- 財務部長(麻生和義君) 財源につきましては、現在、いろいろ政府の方へ国庫補助、起債の申請中でございますが、用地代、工事費、事務費を含む池上小学校の総事業費は、14億8千百万円程度の見込みを立ててございます。それに対して国庫補助が3億2千800万程度、政府起債大阪府の貸付金、その他いわゆる長期の起債につきましては、10億7千万円程度を見込んでございます。それから、一般財源につきましては、7千300万円程度所要いたすというように現時点で見積もってございますが、今後、補助金、起債、その他の財源獲得、調整を加えてまいりたい、かように考えております。
- 21番(直村静二君) 用地、建物を分けて僕は聞いたんですが、用地代が6億7千18万円用地についても、国庫補助が何ぼかあるのか、いまのお答えではちょっとわからない。用地と建物は違うんでしょう、一緒ですか。
- 教育長(葛城宗一君) 計数的な資料はちょっと持ち合わせてございませんが、用地6億というのは間違いだと思います。用地につきましては、当初予算で計上いただきました用地買収費が9億2千6百万円でございます。この用地に対する国庫補助が実買収価格が公示価格を標準としたしまして、いずれか低いものをもってその75%が国庫補助基準対象になりまして、その75%の3分の1がすなわち補助でございます。残りの補助裏は当然、政府起債で長期の貸付金となりまして、その起債の20%が地方財政の特別債という起債が融資される。これらはいずれも交付税の中にその20%の100%が算入され、合わせて長期の起債についての50%が交付税算入になるわけでございます。

校舎の建築費についても、御承知の信太、伯太小の校区を一応予定しておりまして、したがって、分離いたします伯太、信太の保有面積から今回、分離いたしますこれらの分はいずれも差し引かれるわけでございます。したがって、新設校として新しく補助対象面積になりますのが、ここに予定してます面積の半分、50%になるんじゃないか、はっきりした数字を持ってございませんが、さよう考えるものでございます。これらの増築分につきましては3分の2が国庫補助、補助裏95%が政府教育債で起債を受けるというシステムになっております。校舎の分について

も、その60～55%が交付税に算入されるという仕組みでございます。形式的な資料につきましては、手元に届き次第、具体的に財源内訳については御説明申し上げたいと考えます。

- 21番(直村静二君) 僕がこの質問をして用地代が6億何ぼ、そして、教育の最高責任者が、その数字は違うんだ、買収が10億近い9億2千6百万円、その補助が70%で3分の2がどうのこうの、こういう計数は無意味ですし、どんぶり勘定で物事を処理している。少なくとも、いま答弁された3人が3人ともちょっと違うように思います。部内調整ができてないので、われわれ議員が質問したときに答えにくいし、答えが3人とも違う。一体どれがほんまや、となります。市を挙げて財源とか、そんなことに取り組みをしているのに部内点検をしていないと思う。その一つの証拠になる。

いま聞いていると、新設校ではなさそう、伯太、信太からの分離ということですが、その補助減らしとか、そんな細部については聞き初めなんです。きちっと計数についてわかりやすい数字を再度求めたいと思います。そうしないと、こういう質問が出たら答えられないというずさんなことで、議案の内容もずさんだと言われても仕方ないと思います。後で計数的に聞かせていただくとして、いま教育長が答弁した9億何ぼというのは間違いありませんな。計数は手元にないが後でお答えします、と言われてるからね。

- 教育長(葛城宗一君) 御承知のように、当初予算を御審議いただいた時点では、用地買収費は9億2千6百余円を計上させていただきました。この中に、さらに別個に建設事業費として工事請負費が2億2千728万7千円を計上、合わせて債務負担行為として、3億1千8百余万円を御審議いただいたわけでございます。

いずれにしても、本年度単年度で全面的に全面積を対象として願えるように申請手続きをしているわけでございます。その決定が7月早々になろうと思います。したがって、また国の予算の都合によっては、2カ年にまたがるものがあると考えられます。現在の見通しの上に立って、この債務も国庫補助に結びつきいかんによっては予算計上に改めていただかなければならないと考えております。したがって、財務につきましてはきわめてシビアに、より多く補助を受けられるような制度の上ののっとりながらも、より多く受けられるよう補助手続を追ってるわけでございます。それらの補助申請の内容等を申し上げるならば、具体的な建設事業費、用地買収費等の財源内訳が明確に御説明申し上げられるわけでございます。手元に資料を持っておりませんので、その点後刻の報告にゆだねていただきたいと思います。

- 21番(直村静二君) 僕は間違いないか、と言ったら、実は最終のやつは7月ごろになるという。そうすると、いまのやつは前の資料となる。もう一つ詰めると、8月、9月になるかもしれないが、これはずさんではないか。聞けば聞くほど変わってくるということは議会をなめてる。

最初からありのままをおっしゃってくれたらどうですか。

○ 教育長(葛城宗一君) いま、7月と申し上げましたのは、補助内定の確定が7月早々になるということでございます。その時点では、本年度の補助が何ぼあるいは国の予算の関係で繰り延べしなければならないかどうかの確定した数字をもって申し上げられるということを御説明したわけです。

○ 21番(直村静二君) 7月の段階で確定すると、そんなふうには言ってもらええ。結構です。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 建設部長(森 保君) 3点目の竹内建設の職員数でございますが、従業員が20名でございます。技術者が9名でございます。一級建築士が1名、二級建築士が4名、一級土木施工管理者が1名、二級土木施工管理者が3名でございます。

公職の関係でございますが、地区の関係の同促協の副会長です。

現在、どのような理由で公判にかかっているかということでございますが、53年6月8日、新聞で発表してございました大阪湾南部流域下水道の贈賄の関係で起訴されております。

それから、言い忘れましたが、一部造成の関係がございます。1工区、2工区、3工区に分けて造成し、もう完成してございます。1工区は約1,800万円で竹内建設、2工区は1,700万円で白川建設、3工区は1,300万円でイズハラ建設、合計4,800万円でございます。

指名入札の5社でございますが、竹内建設、小野林建設、大高建設、福本建設、森本建設でございます。

現在の市の残事業でございますが、53年度で御報告申し上げますと、小野杯建設が現在、南松尾小学校をやっております。大体70%でございます。それから横山小学校を大高建設、これは完了してございます。福本建設が国府小学校をやっております。大体70%でございます。森本建設は南松尾幼稚園、これは完了してございます。竹内建設ですが、建築工事はございませんで、府中北幹線の築造工事ですが、完了してございます。

以上が、53年度現在の5社の市の工事発注残高でございます。よろしく願いたします。

○ 改良事業部長(逢野一郎君) ただいまの残事業でございますが、私の方の発注残高は、小野林建設につきましては、青少年センターはすでに完成しております。大高建設につきましては現在、コンクリート打ち上げを終わり、サッシあるいは木工事、左官を進行中でございます。出来高といたしましては、60~65%でございます。

以上でございます。

○ 同和対策部長(中西淳富君) お答えいたします。

竹内 務氏の公職名でございますが、私の承知している限りでは、和泉市同和对策事業促進協議会の委員さんでございます。

○ 21番（直村静二君） 森部長の言うた地区協ではなく、市同促の副会長ということですね。

以上お聞きしましたが、各社の残事業については、昨年の議会でも、また臨時議会でも、市長自身がよく勘案してやるということでしたが、それはしてないということで、午前中もいろいろ意見がありました。

そこで、私がお聞きしたいのは、ここに出ておる工期が4月30日、ということは、この学校は、来年の4月には開校できないということですね。つまり年度途中での開校ということに確定ですな、そういうことですね。ですから、残事業を持ってるから、結局4月30日ということ、二学期からやるんだということですね。

こういう案件は、参考資料に出ていますから、学校の建設なんかは早うせよ、早うせよという意見が強い。当然、3月31日にね。しかし、3月31日にできたかて4月開校はでけへん。2月末ぐらいでないでけへん。これでいけば遅くなる理由はあるかもしれへんが、早うなる理由はない。二学期の開校になるという案件ですね、そういうふうを読んで。3月とよう読まん、2月とよう読まん。ということは、午前中から問題になった残事業、その他を勘案してやったというが、出てきたのは4月開校やない、4月30日完成、それがちょっと遅くなると5月、6月になる。3月31日までに努力するとすれば、手すきの早くできる業者にやらせて3月完成、4月開校の体制に努力する案件として出てくるのが当然やないか。

私は長いこと議員をさせてもらってますが、学校関係は早くせないかんという声がかかなり強かったですね。この前の12月の案件は、3月31日は早過ぎてずっと後へずれた。臨時議会で補助金の関係で3月31日までとなってるが、ずっとずれ込んでくる。今度の4月30日ということは、二学期開校でしょう。残事業とかを計算して、どうもこれしかしようがない、となった。いかなる理由があるうと、これから答弁しようと、こうやって議会で提案したのが4月30日やったら、来年4月開校はないことははっきりしてる。学校は早うせないかんということは全議員が言うてるのに、あえて堂々と4月30日完成で二学期や、なぜか、残事業の関係となる。それなら、すいてる業者に、ということが出てくるんやないか。意見にしといて、まとめて答えてください。

それから、公判中の身の上で学校教育に関係するということは、言うなれば、子供に対してきちんとした、きれいなものをお渡ししたいという立場からすれば、これはひとつ考えてもらわなかん。私は、私なりに答えてもらっておりますが、池上小学校は同和校ではない。この業者については、明らかに同建の正会員でしょう。したがって、同和関係の建設工事の大半はこの人が

請負い、地元の下請についても掌握しております。しかし、この小学校は同和校でない、一般校だということですね。しかも公判中の身だ。そして請負契約が済んだとしても、実際の完成は来年4月30日、つまり二学期ということでしょう。私は、元へ戻って、指名委員会というものがそういう状況をよく判断して、今回は遠慮してもらうべきだ。そして、手すきの、できる業者にしようという考えが出なかったのかどうか。

これは市長さんや助役さんに耳にたこができるほど聞かせてもらいましたが、主体性を持つということですから、残事業の関係でそうなるんやったら、早く仕上げていただける業者に選定することは考えられなかったのか。現在6月ですから来年3月、担当能力のある業者やったらできるんやないか。

その点、朝からの坂上議員に対するお答えを十分聞かせていただきましたが、実際、具体例を見ておったら教育上も好ましくない。そして、4月30日完成で途中開校になる。もちろん校区編成もありましょうが、5業者の中からは、すいてる業者も出てきましたからね。午前中の答弁では、竹内建設自身は、王子と幸関係で大体5割ということになれば、確かに竹内建設自身は職員の数も多い。しかし一級建築士などがふえてくればくるほど、結局、ほとんどすべての和泉市の仕事を任さんことにはぐあい悪い、手がすいてくるということになる。つまり市の直結の業者入札関係なし、ほしければ何でももらう。公判中もかめへん。和泉市の市同促の副会長で、同建業者やが、同和以外もほとんどは取っていくんやという、指名委員会は、そういうありとあらゆる角度から見てそれらの点を検討されたのかどうか。

私の質問については相当意見が混っておりますので、要約して明快にお答え願いたいのは、一つは4月30日の工期については、当然一学期に間に合わないが、その点のお答え。それから、指名委員会では、この前の私の言ったことを検討したかどうか、この2点をお答え願えますか。

○ 建設部長(森 保君) 1点目の工期の点ですが、私の舌足らずの提案理由で申しわけございませんでした。議案には、御議決をいただいてから4月30日と書いてございます。この理由を申し上げますならば、本年度の予算の中でも3億1,800万円の債務負担がございまして、その支払いが、どうしても来年4月以降でなければできないという、非常につらい要素がございまして。そのためやむなく4月30日ということで工期を定めてございます。

工事については新学期に開校できるよう、現場説明にはその点を嚴重に申し上げ、必ずやっていただくよう話は通してございます。

2点目の業者選定についての御質問でございますが、前々からいろんな事業等で議員さんも十分御承知だと思いますが、以前から和泉建設協会等の市内業者の御要望もございまして、行政といたしましても、市内業者育成の上からも今回、先ほど申し上げました5社を選び、入札させ

た次第でございます。

○ 21番(直村静二君) そんなら、債務負担行為で金が4月になる。業者には厳重に4月開校に間に合うように言うたよね。助役、こういうのはよろしいのか。全部内輪の事情を説明してもらわんとわからんという、公式の議会でこんなことになるんですか。だれが見ても4月30日でしょう。

○ 助役(坂口礼之助君) お答え申し上げます。

非常に申しわけないような議案の提出の仕方になっておりまして、その点恐縮に存じております。当然、提案理由の説明の中で、そうしたことも補足説明を申し上げておくべきでございました。御質問を受けて、このようなことを明らかにするというようなことは当方の不手際でございまして、その点申しわけございません。

先ほど建設部長の説明にもありますように、実は、池上小学校の予算措置につきましては、54年度並びに55年度の2カ年にわたっての国庫補助対象事業になっておるわけでございます。最終的な国庫補助の確定が、現時点でまだできてございません。先ほど教育長の答弁のように、7月中旬ごろにはほぼ見通しがつくわけですが、それにしても、54年度中にすべてが国庫補助の対象になるということは、現時点では考えられない、どうしても55年度にまたがることは、はっきりしておるわけなんです。

したがって、今年度の予算の3億1,800万円、この分は、55年度の債務負担として予算計上し、御議決をいただいております。そうした関係で、債務負担に係る金額の支払いにつきましては55年度で支払わねばならない、そういう2つの関係から、55年の4月30日ということで議案を御議決をお願いするように御提案申し上げておるのでございますが、実質工期は3月いっぱいまでに仕上げ、3月いっぱいというよりも、8月中旬に仕上げまして、設備、その他もすべて整備して4月開校に間に合うようにということで、これは現場説明のときに、特記事項としてきちんと関係業者にすべて説明をいたしまして、それを条件として入札させていただいております。実質工期は、8月中旬までには、池上小学校に係る建設工事はすべて完了することになっておるわけなんです。あらかじめ事前に説明もいたしませず、質問があってこのようなことを御説明申し上げることは、非常に当方の手落ちでございました。その点ひとつ御了解をお願いしたいと思います。

○ 21番(直村静二君) いまの助役の答弁は、森部長の答弁の補足説明として聞いておきましょう。

もう1点の残事業も含めて業者の選定、公判中の身の上だし、池上小学校は同和校でない、本人は同建業者であるということです。結局、公判中の業者を使うことは教育上よろしくないが、

指名委員会では討議されたのかどうか。

○ 助役（坂口礼之助君） 先ほど建設部長が御説明申し上げましたように、今回、市内業者のＢランク５社を指名いたしてございます。その段階では、残事業等につきましては、関係部局から提案されました。残事業についても、先ほど建設部長並びに改良部長双方からお答え申し上げましたように、それらの資料も提示して参酌しながら委員会の議決を得てるわけでございますけれども、正直申し上げまして、公判中の業者に学校建設をやらせるのほどうか云々という議論は、その委員会の席上では議題には上ってございません。

○ ２１番（直村静二君） ということは、これも昨年末からいろいろ言われる中で議会軽視だと思えます。

そこで私は２つの問題を提起しておきたい。こういう結果は、だれが見てもすっきりしないという感じを持ちます。もう１つは、市内業者であれば、必ず取れるという特権になってるのではないか。また、同和建設業者であれば、さらにその上に特権になってるんじゃないか。この疑惑を市民並びに議会で植えつけたらいかんと言いたい。市内業者であっても、工期に間に合わないという問題があれば、他の業者に発注してもいい。市内業者の育成といっても、一定の市の主体性ある立場からやるんであって、決して市内業者の特権ではない。

さらに、同建業者につきましては、同和事業についてはほとんど請けてやってるから、単なる市内業者の育成には当たらない。これは同和地区内における同建業者の育成というふうに考えていく。それを何らかの特権であるかのごとく、いつもそう理解して、少々問題があっても市にチェック権がないんだとなれば、それも特権になってるんじゃないか。この点は、委員会において問題があると思います。

しかも、片や市の同促協副会長という、同和問題についての長年の偏見を是正せないかん、指導する立場にある幹部が、議会で論議されながら再度出てくるというのは、市政がゆがめられてるという判断に立ちます。だから、私は声を大にして、前回のときもそうでしたが、行政の主体制、市民全体が納得のいく請負契約をせないかんとあえて言ってるんですが、一向に耳にも入ってないし、頭にも入ってない。口を開けば、明日からすべてうまくいく、と答弁してますが、これは皮肉ではない、事実そのとおりだから申し上げてる。

私の意のあるところは、各議員さんも御理解してくれてると思います。こういうことを認めるのは、今後の同和問題の残事業の問題と言い、非常に問題があると思いますので、これは意見としておきますが、私は、この議案は撤回してもらい、関係業者に議会で論議になったと言ってもらいたいと思います。そういう要望をしておきます。最終段階で学校の建設のことですから、私たちは、これについて反対だという態度はとりません。しかし、内容でそういう問題があります

ので、非常によくないと考えますので、これは賛成できかねるという立場をとりたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君）他に質疑、御意見ございませんか。
- 16番（木下甲子三君） 関連です。ただいま直村議員さんの質問の中の工期の問題、議案では4月30日となっているが、助役の説明では、現場説明等において3月中旬ということに読みかえるということですか。そこで、契約保証金が1,975万円となっておりますが、これも含めて8月中旬ということに読みかえるべきなのかどうか、お答え願いたいと思います。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

実質的な支払いの関係につきましては、建築工事の支払いは、54年度予算では1億円程度しかございません。したがって、あとは全部55年4月以降、最終4月30日となるように、支払い条件はこうですよ、ということも含めて、現場説明のときに同時に条件に入れてございます。したがって、最終的な工事は8月中旬に完了してもらわなければいけません、最終の支払いは4月30日ということでございます。最終の工事が8月中旬に完了し、竣工検査が終わったということになりましたら、この保証金はお返しするという考えでございます。

- 議長（横田憲治郎君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。天堀君。
- 2番（天堀 博君） ただいま申し上げましたように、この池上小学校の建設そのものについては、私ども、反対する理由はございません。さらに、技術的な面、その他においても、専門的にいろいろやられてると判断しております。入札もそれなりの経過で行われてると思いますが、落札した請負業者そのものが、先ほど直村議員が申し上げましたように、種々の問題のある業者であるという点から、この点については、退席して保留したいと思います。
- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、議案第38号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第5「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年6月19日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

第5条第2項第2号中「4,800円」を「5,000円」に、「8,300円」を「8,600円」に改め、同条第3項中「267円」を「300円」に、「77円」を「90円」に、「167円」を「183円」に改める。

第18条中「15万円」を「16万5千円」に改める。

別表第1中

団長及び副団長	7,133円	7,717円	8,300円
分団長及び副分団長	5,967円	6,550円	7,133円
班長及び団員	4,800円	5,383円	5,967円

を

団長及び副団長	7,400円	8,000円	8,600円
分団長及び副分団長	6,200円	6,800円	7,400円
部長、班長及び団員	5,000円	5,600円	6,200円

に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。

2. 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定は、昭和54年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和54年政令第88号）が公布施行され、補償基礎額の引上げが行われたことに伴い、本市においても所要の期定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第39号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）<u>第36条の3</u>の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）<u>第36条の2</u>の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。</p>

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2. 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は公務による負傷若しくは疫病により死亡し、若しくは廃棄となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疫病の発生が確定した日若しくは診断によって疫病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第 1 に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疫病により死亡し、若しくは廃棄となった場合にあっては、<u>5,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>8,600円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2. 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は公務による負傷若しくは疫病により死亡し、若しくは廃棄となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疫病の発生が確定した日若しくは診断によって疫病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第 1 に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疫病により死亡し、若しくは廃棄となった場合にあっては、<u>4,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>8,300円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

新	旧
<p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については<u>300円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち2人までについてはそれぞれ<u>90円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については<u>183円</u>）、その他の者については1人につき33円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃業者</p> <p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬</p>	<p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については<u>267円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち2人までについてはそれぞれ<u>77円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については<u>167円</u>）、その他の者については1人につき33円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃業者</p> <p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬</p>

新				旧																																									
<p>祭補償として、葬祭を行う者に対して <u>16万5千円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>				<p>祭補償として、葬祭を行う者に対して <u>15万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>																																									
<p>別表第1 補償基礎額表（第5条関係）（昭43 条例1・昭44条例19・昭45条例25・昭46 条例22・昭47条例25・昭48条例28・昭 49条例26・昭50条例9・昭50条例16・ 昭51条例28・昭52条例17・昭53条例17 ・一部改正）</p>				<p>別表第1 補償基礎額表（第5条関係）（昭48 条例1・昭44条例19・昭45条例25・昭46 条例22・昭47条例25・昭48条例28・昭 49条例26・昭50条例9・昭50条例16・ 昭51条例28・昭52条例17・昭53条例17 ・一部改正）</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び 副 団 長</td> <td>7,400円</td> <td>8,000円</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び 副分団長</td> <td>6,200</td> <td>6,800</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>部長 班長 及び団員</td> <td>5,000</td> <td>5,600</td> <td>6,200</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び 副 団 長	7,400円	8,000円	8,600円	分団長及び 副分団長	6,200	6,800	7,400	部長 班長 及び団員	5,000	5,600	6,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び 副 団 長</td> <td>7,133円</td> <td>7,717円</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び 副分団長</td> <td>5,967</td> <td>6,550</td> <td>7,133</td> </tr> <tr> <td>班長及び 団 員</td> <td>4,800</td> <td>5,383</td> <td>5,967</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び 副 団 長	7,133円	7,717円	8,300円	分団長及び 副分団長	5,967	6,550	7,133	班長及び 団 員	4,800	5,383	5,967
階 級	勤 務 年 数																																												
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																										
団長及び 副 団 長	7,400円	8,000円	8,600円																																										
分団長及び 副分団長	6,200	6,800	7,400																																										
部長 班長 及び団員	5,000	5,600	6,200																																										
階 級	勤 務 年 数																																												
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																										
団長及び 副 団 長	7,133円	7,717円	8,300円																																										
分団長及び 副分団長	5,967	6,550	7,133																																										
班長及び 団 員	4,800	5,383	5,967																																										
備考 略				備考 略																																									

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程賜りました議案第39号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、これらの基準を定める政令の一部を改正する政令が、昭和54年4月4日、政令第88号で公布施行されました。その補償総額の引き上げが行われたことに伴いまして、本市においても所要の措置を講ずる必要が生じたので、

今回の改正をお願い申し上げるものでございます。

次に、その改正の内容について御説明申し上げます。

条例第1条中、従来、消防協力者に対する規定が消防法第36条の2にありましたが、大規模地震対策特別措置法との関連規定が挿入されたことによりまして、これらの協力者に対する規定が1項繰り下がり、消防法の第36条の3となりましたので、これにあわせて改正するものでございます。

次に、条例第5条中の補償の基礎額の改正でございますが、消防団員に対する基礎額を、別表第1により定めてございますこれらの表の最下位欄に部長を加え、「班長及び団員」とありましたたのを「部長、班長及び団員」とし、それぞれの補償基準額を、最低200円から最高300円の範囲で引き上げようとするものでございます。

さらに、同条第2項に規定されております消防業務協力者等に対する補償日額4,800円が、5,000円に、さらに、それらの方々の収入に比して公正を欠くと認められる場合の最高限度額8,800円を8,600円に改正し、また、同条第3項中に規定されております消防団員等の扶養親族に対する補償基礎額についても、配偶者については267円を300円に、その他18歳未満の子及び孫、弟、妹並びに60歳以上の父母、祖父母について77円を90円に、また、配偶者のない場合の第1子に対する金額167円を183円にそれぞれ改め、同条例第18条に規定されておる葬祭費についても、その基礎額15万円を16万5千円に改定しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日以降に支給すべき事由が生じたものに適用いたしたく存じます。

なお、これらの参考資料といたしまして、86ページ以下に新旧対照表を掲げておりますので、御参照くださいまして、慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第89号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第6「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 40 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

昭和 54 年 6 月 19 日

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年和泉市条例第 28 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「10 年」を「5 年に」に改める。

別表中

階 級	10年以上 15年未満
団 長	150,000 円
副 団 長	130,000
分団長及び 副 分 団 長	120,000
班 長	110,000
団 員	100,000

階 級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
団 長	70,000 円	150,000 円
副 団 長	60,000	130,000
分団長及び 副 分 団 長	55,000	120,000
部 長 及 び 班 長	50,000	110,000
団 員	40,000	100,000

を

に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 94 号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第40号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧				
<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p>		<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は非常勤消防団員として10年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p>				
別表		別表				
退職報償金支給額表(第2条関係)		退職報償金支給額表(第2条関係)				
階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 70,000	円 150,000	円 210,000	円 290,000	円 390,000	円 500,000
副団長	60,000	180,000	180,000	250,000	340,000	450,000
分団長及び副分団長	55,000	120,000	160,000	220,000	300,000	410,000
部長及び班長	50,000	110,000	150,000	200,000	270,000	370,000
団員	40,000	100,000	140,000	180,000	250,000	340,000

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程いただきました議案第 40 号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が、昭和 54 年 4 月 4 日、政令第 94 号で公布施行されたことに伴いまして、本市においても所要の措置を講ずる必要が生じたので、これらの改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容を御説明申し上げます。

本条例第 2 条中、「10 年」とあるを「5 年」に改め、別表の階級の欄の下から 3 行目、「班長」とあるを「部長及び班長」とし、勤務年数について、従来 10 年以上から支給されていたものを、適用範囲を拡大して 5 年以上 10 年未満とし、団長 7 万円、副団長 6 万円、分団長及び副分団長 5 万 5 千円、部長及び班長 5 万円、団員 4 万円をそれぞれ加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日以降に退職した団員に適用いたしたく存じます。

なお、これらの参考資料といたしまして、93 ページ、94 ページに新旧対照表を掲げておりますので、御参照くださいまして、慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものを認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 40 号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 7 「和泉市長選挙立会演説会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 41 号

和泉市長選挙立会演説会条例の一部を改正する条例制定について

和泉市長選挙立会演説会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 54 年 6 月 19 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市長選挙立会演説会条例の一部を改正する条例（案）

和泉市長選挙立会演説会条例（昭和 39 年和泉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 1 の項区域の欄中「観音寺町」を「観音寺町 弥生町 1 丁目～3 丁目」に、「黒鳥町」を「黒鳥町 山荘町」に改め、同表の第 2 の項区域の欄中「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘 光明台 1 丁目～3 丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後において最初に執行される市長選挙から施行する。

理 由

弥生町 1 丁目ないし 3 丁目等、町の新設に伴い、市長選挙における立会演説会の開催単位の区域を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 41 号参考資料

和泉市長選挙立会演説会条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
立会演説会開催単位	区 域	立会演説会開催単位	区 域
	府中町 同 1 丁目～8 丁目 和気町 繁和町 肥子町 1 丁目 同 2 丁目 小		府中町 同 1 丁目～8 丁目 和気町 繁和町 肥子町 1 丁目 同 2 丁目 小

新		旧	
第 1	田町 寺門町 今福町 観音寺町 弥生町1丁目～3丁目 阪本町 芦部町 桑原町 一条院町 伯太町 同1丁目～6丁目 黒鳥町 山荘町 池上町 同1丁目 井ノ口町 東阪本町 山手町 幸町 旭町 尾井町 王子町 上代町 上町 舞町 太町 葛の葉町 富秋町 小野町 鶴山台1丁目～4丁目	第 1	田町 寺門町 今福町 観音寺町 阪本町 芦部町 桑原町 一条院町 伯太町 同1丁目～6丁目 黒鳥町 池上町 同1丁目 井ノ口町 東阪本町 山手町 幸町 旭町 尾井町 王子町 上代町 上町 舞町 太町 葛の葉町 富秋町 小野町 鶴山台1丁目～4丁目
第 2	池田下町 伏屋町 室堂町 浦田町 万町 三林町 和田町 納花町 鍛冶屋町 平井町 黒石町 国分町 北田中町 下宮町 小野田町 九鬼町 岡町 福瀬町 善正町 南面利町 仏並町 坪井町 父鬼町 大野町 内田町 唐国町 箕形町 寺田町 春木川町 若樫町 久井町 春木町 松尾寺町 横尾山町 青葉台 緑ヶ丘 光明台1丁目～3丁目	第 2	池田下町 伏屋町 室堂町 浦田町 万町 三林町 和田町 納花町 鍛冶屋町 平井町 黒石町 国分町 北田中町 下宮町 小野田町 九鬼町 岡町 福瀬町 善正町 南面利町 仏並町 坪井町 父鬼町 大野町 内田町 唐国町 箕形町 寺田町 春木川町 若樫町 久井町 春木町 松尾寺町 横尾山町 青葉台 緑ヶ丘

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） ただいま御上程いただきました議案第41号「和泉市長選挙立会演説会条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

和泉市長選挙立会演説会条例は、公職選挙法の規定に基づきまして、市長選挙において行われる公営の立会演説会について必要な事項を定めているものでございまして、その開催単位は、本市の区域を二つに区分し、全町名を掲げて別表に規定しているものでございます。この別表に新設されました弥生町1丁目～3丁目、山荘町及び光明台1丁目～3丁目の各町を追加するものでございまして、地理的条件から弥生町と山荘町につきましては第1開催単位、光明台につきましては第2開催単位に追加するものでございます。

次に、附則でございまして、この改正条例は、公布の日以後に最初に行われる市長選挙から施

行するものとしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいます。原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 41 号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 8「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 1 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 54 年 6 月 20 日 提出

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
寺	田		茂
天	堀		博
藤	原	要	馬
赤	阪	和	見
三	井	正	光
竹	内	修	一
竹	下	義	章
坂	上	国	治

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会委員会条例（昭和 31 年和泉市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中(3)建設水道委員会の所管を次のように改める。

(3) 建設水道委員会（7 名）

- ア 建設部の所管に属する事項
- イ 改良事業部の所管に属する事項
- ウ 都市整備の所管に属する事項
- エ 水道部の所管に属する事項

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会委員会条例の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

議会議案第 1 号参考資料

和泉市議会委員会条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称委員定数及び所管事項は次のとおりとし各委員会所管に属する事項の調査を行い議案・請願・陳情その他を審査する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 建設水道委員会（7 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 建設部の所管に属する事項 イ 改良事業部の所管に属する事項 ウ 都市整備部の所管に属する事項 エ 水道部の所管に属する事項 <p>(4) 略</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称委員定数及び所管事項は次のとおりとし各委員会所管に属する事項の調査を行い議案・請願・陳情その他を審査する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 建設水道委員会（7 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 建設部の所管に属する事項 イ 改良事業部の所管に属する事項 ウ 水道部の所管に属する事項 <p>(4) 略</p>

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市会事務局長（吉岡昭男君） ただいま御上程をいただきました議会議案第1号につきまして、私より提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月29日の第1回定例会におきまして、和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例議案が可決されましたので、これに伴いまして市議会委員会条例中、委員会の所管する事項の一部を改正する必要が生じたわけでございます。

その内容につきましては、和泉市議会委員会条例第2条第1項(3)建設水道委員会の所管する事項の中に、都市整備部の所管に属する事項を加えようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和54年4月1日から適用いたしたく存じます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） この問題については、私、昨日からいろいろと論議しましたが、これは中央丘陵の問題やと思うんです。この問題は昨年11月、開発委員会にやるんだ、こういうことだったと思います。ところが、特別委員会というのは、いわゆる百十条の規定に基づいて、付託案件でなくてはならないんだと、ごだごだもめたんです。そして議運にこの問題をどうするんだということで論議したら、これは、このままいくんだということだったと思う。そうすると、私たちがあえて条例に違反してまで、なぜこういう重要な問題を審議しなくてはならないんだ、こういうことでいろいろと論議してきたと思うんです。最終的には議会総会においてこの問題が論議され、結局、開発委員会で聞いてするんだといういきさつをとってきたと思うんです。

そういう中で、昨日の理事者の答弁から総合するならば、いわゆる都市整備部の人件費なり、その他の費用は全部総務から出ている、こういうことだと思うんです。そういういきさつからいって、いずれは建設委員会に移管しなければならないと思うが、計画段階ですぐにそこへ持っていくという意図がわからんわけです。それについて答弁をしてもらいたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 田中議員さんに申し上げます。これは議員提案事項でもございますし、私が答弁するのも適当でないかと思っておりますので、御意見の趣旨をよく体しまして、今後の議会運営に万遺漏なきを期してまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思います。
- 20番（田中包治君） 議会案件であろうがなかろうが、私たちは、その趣旨に沿って各種の委員会で論議することが正しいと思う。どうせ委員会というものは1年で持ち回りだし、どうこう私は言ってません。ところが予算とか、そういう企画の問題まで、なぜ建設委員会ということ

で付託していくのかということです。その問題について、はっきり答弁願いたいと言ってるわけです。それだから、昨日、はっきり聞いてるわけです。計画段階でしょう、実施段階と違いますよ。その時点をどういうふう考えてるかと言ってるんです。

- 議長（横田憲治郎君） 竹下君。
- 27番（竹下義章君） この問題についてでございますが、先日、建設委員会を行いました。そこで議長の方から、都市整備について御相談したいんだ、ということで、できれば建設委員会になるんじゃないか、という提案があったわけです。建設委員会といたしましては、当初、総務の方にも若干関連があるんじゃないかという意向もあったわけですが、どっちにしても、計画を進めるということになれば建設委員会となってくるだろうという論議の中で、私ら建設委員会として了承し、もらいましょうか、となったわけです。私も委員長もいろいろ相談したわけですが、あえてこれを喜んでもらったわけやないんです。しかし、できた以上は、窓口は開発委員会ですからね。所管事項としては、何とか常任委員会に入れなにかんという願いがありまして、建設委員会が、それなら……、となりましたので、流すんなら流してもらって結構ですよ。しかし、少なくとも議運にかけて、議運の9名が署名提案をしているわけです。その辺を先ほど質問された人も十分理解していただいて、余りこの問題を論議するのはどうかと思いますので、そういうところでひとつ議長の方でまとめていただきたいと思います。
- 20番（田中包治君） ちょっとおかしいと思う。窓口が開発委員会なら、開発委員会でちゃんとすればいいわけです。
- 議長（横田憲治郎君） 常任委員会の所管は特別委員会と別のことで、はっきり決めておくべきだということで議運にお諮りしたわけです。その前後にまつあります、議長団としての過般來、皆様方に対する詰めと申しましょうか、御協力要請方の不備、不行き届きの点につきましては、この運営等を含む中で、御意思を体してよりスムーズな運営を期してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。
- 27番（竹下義章君） 私一人でこういう言い方をするのは悪いのですが、先ほど私が言ったとおりなんです。それで御理解を願ったんならいいわけですが、まだおかしい、という発言をされております。少なくとも、こういう問題は、満場一致でどこの所管をお願いする、ということでないかどうかと思いますので、できましたら流してください。私は建設委員会の副委員長です。ので、委員長に怒られるかもしれませんが、建設委員会は、これは要りません。
- 議長（横田憲治郎君） これは議長の判断のみで撤回云々は決められませんので……。
- 21番（直村静二君） 議事進行。これは議運の提案として各委員の署名があるので、問題があれば、議長の計らいで済ましていただくという形をとらんと、この論議の中で受ける、

受けないとかの発言は議会の提案とし困ると思います。これは議連の全会一致の署名で出たと思いますので、問題があれば、議長において取り計らっていただきたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。
- 27番（竹下義章君） いま、ここで直ちに決めるのではなく、この中で論議をやってるわけですから、一応、ここで休憩をとっていただいて調整し、そして決めるなら決めるという手順を踏んでいただきたい。
- 議長（横田憲治郎君） それでは、暫時休憩いたします。
（午後2時40分休憩）

○

（午後2時58分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。田中君。
- 20番（田中包治君） ただいまいろいろと見解の違いで皆様方のお口を騒がせ恐縮でございました。すみませんでした。
- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、議会議案第1号を原案どおり可決決定いたします。

-
-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第9「泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

選挙第1号

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員選挙について

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の任期満了に伴い、墓地組合規約第4条第2項の定めにより、第2選挙区和泉市肥子町および第3選挙区、和泉市池上町より各1名を選挙するものとする。

昭和54年6月20日 提出

和泉市議会議長 横 田 憲 治 郎

記

第 2 選挙区

住 所 和泉市肥子町 丁目 番 号
番地
氏 名
生年月日 年 月 日 生

第 3 選挙区

住 所 和泉市池上町 番地
氏 名
生年月日 年 月 日 生

選挙第 1 号参考資料

泉大津市、和泉市墓地組合規約抜すい

(昭和 26 年 8 月 2 日 制定)

第 4 条 本組合議会議員の定数を 25 名とし、各選挙区の所属市議会に於てその選挙区内市民中、市議会議員の被選挙権を有する者より選挙する。

2. 選挙区を分ちて次の 3 区とし、各区に於て選挙すべき議員の定数を次の通りとする。

第 1 選挙区	泉大津市（板原、助松、森、千原を除く。）	23 名
第 2 選挙区	和泉市肥子町	1 名
第 3 選挙区	和泉市池上町	1 名

3. 第 1 項の選挙については、地方自治法第 118 条の規定を準用する。

4. 組合議会議員の任期は 4 年とし、一般選挙日から起算する。

5. 本組合議会議員は、関係市の議会議員を兼ねることができる。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件につきましては、去る 18 日の議会運営委員会の席上で御説明申し上げたとおりでありますので、はなはだ僭越でございますが、私より指名推薦させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定させていただきます。

それでは、墓地組合議会議員に第 2 選挙区、和泉市肥子町 1 丁目 5 番 14 号、西口宗治郎氏、明治 39 年 3 月 10 日生まれ。第 3 選挙区、和泉市池上町 63 番地、神山秀扶氏、大正 10 年 11 月 11 日生まれ。

以上のとおり指名推薦いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、泉大津市、和泉市墓地組合議会議員に肥子町の西口宗治郎氏、池上町の神山秀夫氏がそれぞれ当選されました。

○ 議長（横田憲治郎君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。よって、昭和 54 年第 2 回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、第 2 回定例会を閉会いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る 19 日、本年第 2 回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私御繁忙の折にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より深く御礼を申し上げます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。議員皆様方におきましても、市政運営について、今後なお一層御支援をお寄せ賜りますよう、ひたすらお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては、十分御自愛くださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、閉会に

当たっての御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長（横田憲治郎君） 私より一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様方には、大変お忙しいところ、連日、終始御熱心に慎重御審議を賜り、全議案を日程内に処理でき得ましたことを、議長として心から厚く御礼を申し上げます。御協力ありがとうございました。

なお、理事者におかれましては、いろいろと指摘、御要望のあった諸事項については謙虚に受けとめ、鋭意邁進せられるよう特にお願い申し上げます。

最後に、気候不順の折から、皆様方には健康に御留意せられ、市政発展に一段の御尽力を賜らんことをお祈り申し上げます。御礼の言葉にかえさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。

(午後3時3分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員